

「兒島正節小島に作る。」
 「西川尻西阿智川尻なり。」
 「室拾遺旅、大江茂重友さふ室の港の朝風に聲をぞあげて出る舟人。」
 「三十餘町京都本二十五町計とあり。」
 「兵共同上若者共とあり。」

「白鞘巻し軍器考云白太刀などの如く白作なるべしと。銀作りの鞘巻なるべし。」

軍には、小松の新三位の中將資盛、同じき少將有盛、丹後の侍從忠房、侍大將には越中の次郎兵衛盛綱、上總の五郎兵衛忠光、悪七兵衛景清を先として、五百餘艘の兵船に乗り連れて漕ぎ來り、備前の兒島に著くと聞えしかば、源氏やがて室を立て、是も備前の國西川尻、藤戸に陣をぞ取つたりける。さるほどに源平兩方陣を合はず。陣のあはひ、海の表、僅三十餘町をぞ隔てたる。舟なくしてはたやすう渡すべき様なかりしかば、源氏の大勢向ひの岸に着して徒に日數をぞ送りける。同じき二十五日辰の刻の一點に、平家の方のはやり雄の兵共、小舟に乗つて漕ぎ出し、扇を揚げて源氏こゝを寄よやとぞ招きける。源氏の方の兵ども、如何せんと言ふに申す所に、近江の國の住人、佐々木三郎盛綱、二十五日の夜に入つて、浦の男を一人かたらひ、直垂、小袖大口白鞘巻などとりせ賺しおほせて、此の海に馬にて渡しぬべき所やあると問ひければ、男申しけるは、浦の者ども幾らも候へども、案内知りたるは稀に候ふ。知らぬ者こそ多く候へ。此の男はよく知つて候ふ。たとへば、川の瀬のやうなる所の候ふが、月頭には、東に候ふ、月の末には西に候ふ、瀬の交ひ、海的面、十町ばかりも候ふらん、是は御馬などにては、容易く渡らせ給ひ候ふなんすと申しければ、佐々木、いでさらば渡つて見んとて、彼の男と二人紛れ出で、裸になり、件の瀬のやうな

「下郎正節下葛に作る。」

る所を渡つて見るに、實にもいたう深うはなかりけり。膝、腰、肩に付く所もあり、鬢の濡るゝ所もあり、深き所を游いで、淺き所に游ぎつく。男申しけるは、是より南は北よりは遙に淺う候ふ、其上敵矢先を揃へて待ち參らせ候ふ所に、裸にては如何にも叶はせ給ひ候ふまじ。只是より疾く歸らせ給へとて歸りけるが、佐々木思ひけるは下郎は何處ともなきものにて、又人にも語らばれて、案内もぞ教へんすらん、我ばかりこそ知らめとて、彼の男を刺し殺し、首掻き切つてぞ捨ててんげる。明るる二十六日の辰の一點に、平家の方のはやり雄の兵共、又小舟に乗つて漕ぎ出し、扇をあげて、源氏こゝを寄せよやとぞ招きける。源氏安からぬ事なり、いかせんと言ふに申す所に、こゝに近江の國の住人、佐々木三郎盛綱、かねて案内は知つたり。滋目結の直垂に緋威の鎧着て、連錢革毛なる馬に、金履輪の鞍を置いて乗つたりける、家の子郎等、共に七騎打ち入れてわたす。大將軍三河の守範頼是を見給ひて、あれ制せよ止めよと宣へば、土肥の次郎實平、鞭鐙を合せて追ひ付き、いかに佐々木殿は物の憑いて狂ひ給ふか、大將軍よりの御許されもなきに、止り給へと言ひけれども、佐々木耳にも聞き入れず、打入れて渡しければ、土肥の次郎も制しかねて、共に續いて打入れたり。馬の草分き、鉤膺づくし、太腹に立つ所もあり、鞍壺越す所もあり、深き所

平家物語卷十終

卷十一

一 逆櫓

「泰經」前若狭守高階泰重の男なり。落人「オチウト」と「ト」の字滿む。

「枯れて」正簡及諸本に「落れて」とあり。長門本に「枯れて」とあり。「オチウト」と「ト」を語り又もてのなべし。

元暦二年正月十日の日、九郎大夫の判官義經院參して、大藏卿泰經の朝臣を以て奏聞せられけるは、平家は既に神明にも放たれ奉り、君にも捨てられ參らせて、帝都を出で、波の上に漂ふ落人となれり。然るを此の三箇年が間攻め落さずして、多くの國を、塞げられけることこそ安からね。今度義經に於いては、鬼界高麗天竺、震旦までも、平家を攻落さらん限りは、王城へ歸り入るべからざる由、奏聞せられたりければ、法皇大きに御感あつて、相構へて夜を日に繼いで、勝負を決すべしとぞ仰せ下さる。判官畏り承つて宿處にかへり、東國の大名小名に向つて宣ひけるは、今度義經こそ鎌倉殿の御代官として、平家追討のために西國へ罷り向ふ、されば陸は駒の足の通はんを限り、海は櫓權のたゝん處まで攻め行くべし、それに少しも子細を存せん殿原はこれより疾うく鎌倉へ下らるべしとぞ宣ひける。去程に八島には隙行く駒の足早くして、正月もたち二月にもなりぬ。春の草枯れて、秋の風に驚き、秋の風やんで、又春の草になれり。送り迎へて、既に三年になりけり。平家讃岐の八島へ渡り給ひ

「水主楫取水主は船頭楫取は水夫のこと。」

「伊勢三郎義盛、義經四天王の一人、伊勢江村の産、江の三郎とも云ふ。」

「佐藤嗣信、信夫庄司元活の子三郎と稱す。忠信は其の弟なり。」

「江田の源三、廣基と稱す。義經の臣下。」

「熊井太郎、忠基と稱す。志田六郎の甥、源氏譜代の臣。」

「武藏坊辨慶、熊野別當湛増の子。」

「五艘、重鑑云仍五刻先出舟五艘、卯刻着阿波國勝浦、常行程三箇日也云々。」

「田代の冠者、信綱なり。父は爲綱。」

「後藤兵衛父子、實基、清の二人を云ふ。」

「金子兄弟、家忠、近範の二人。」

「鞍瓜、浸るほど元和本に乾いたる程とあり。京都本は正節と同じ。」

「五十餘匹、馬只五十餘匹」と本にあり。京都本に「あり、元和本に馬數五十餘匹」とあり。近刊活字本には馬數九十

るに、各一種一瓶して、祝ひたまへとて、とかくいとむ體にもてなし、船に兵糧米積み、物具入れ、馬ども立てさせ、船とうく仕れと宣へば、水主楫取ども、是は順風にては候へども、普通には少し過ぎ候。沖はさぞ吹いて候ふらんと申しければ、判官大に怒つて、沖に出で浮びたる船の、風強ければとて止るべきか。野山の末にて死に、海河に溺れて死ぬるも、皆是前世の宿業なり。向風に渡らんといは、こそ、義經が僻事ならめ。順風なるが、少し強ければとて、是程の御大事に、船仕らじとはいかでか申すぞ。船とうく仕れ、仕らずば、奴原一々に射殺せ、者どもとぞ、下知し給ひける。承り候ふとて、伊勢の三郎義盛、奥州の佐藤三郎兵衛嗣信、同じき四郎兵衛忠信、江田の源三、熊井太郎、武藏坊辨慶などいふ、一人當千の兵ども、片手矢はげて御誼であるぞ船とうく仕れ。仕らずば奴ばら一々に射殺さんとして、駆せ廻る間、水主楫取ども、こゝにて射殺されんも同じ事、風強くば、沖にて、走せ死にも死ねや者共とて、二百餘艘が中より、只五艘出で、ぞ走りける。五艘の船と申すは、先づ判官の船、次に田代の冠者の船、後藤兵衛父子、金子兄弟、淀の郷内忠俊とて、船奉行の乗つたる船なりけり。残りの船は梶原に恐るゝか、風に怖づるかして、出でざりけり、判官、人の出でねばとて止るべきかは、唯の時は敵も恐れて用心してんす

かゝる大風大波に思ひもよらぬ所へ寄せてこそ、思ふ敵をば討たんすれとぞ宣ひける。判官残りの船に籌なともしそ、義經が船を本舟として、艫舳の籌を守れや、火數多う見えば、敵も恐れて用心してんすとて。走る程に、其あひ三日にわたる所をば、只三時ばかりにぞ走りける。二月十六日丑の刻に、津の國渡邊福島を出で、明くる卯の刻には、阿波の地へこそ吹きつけられ。

二 勝浦合戦

明けければ渚には赤旗少々閃いたり。判官、すはや我等が設どもし置いたるぞ、船横着に付けて、下さんとせば、敵的になつて射られなんす。渚近うならぬ先に、船ども乗り傾け、馬ども追ひ下し、船に引きつけ引きつけ遊がすべし。馬の足立鞍瓜浸る程にもなるならば、ひたくと打ち乗つて、駆けよ者どもとぞ下知し給ひける。五艘の船には兵糧米積み、物の具入れたりければ、馬唯五十餘疋ぞ立つたりける。案の如く渚近うならぬ先に、船ども乗り傾け、馬ども追ひ下し、船に引きつけ、遊がす。馬の足立鞍づめ浸る程にもなりしかば、ひたくと打ち乗つて、判官五十餘騎、をめきて先をかけ給へば、渚に控へたりける百騎ばかりの兵共、暫しも

「五十餘騎」正節に五百餘騎とあり。源氏物語に「大信最後に召して源氏も勢は如何程あるぞと問給へば七八十騎にばよもす候はば」とあり。此處は正節の方あしかるべし。

「坂西」京都本「バシ」

「櫻間」一本櫻場に作り能遠を長遠に作れり。

たまらずさつと引いて二町ばかりぞ除きにける。其後判官渚に上り、馬の息休めておはしけるが、伊勢の三郎義盛を召して、あの勢の中にさりぬべき者やある、一人具して参れ尋ぬべき事ありと宣へば、義盛畏り承つて、只一騎大勢の中へ、かけ入つて、何とかいひたりけん、年の齡四十ばかんなる男の、黒革威の鎧着たるを、甲を脱がせ、弓の弦をはづさせ、降人になして一人具して参りたる。判官あれはいかにと宣へば、當國の住人坂西の近藤六親家と名乗り申す。判官それは何家にてあらばあれ、しやつに目離すな、物具なさせそ。是より八島への案内者に具せんずるぞ。逃げて行かば射殺せ、者ども、とぞ下知し給ひける。判官、親家を召して、爰をば何地といふぞと問ひ給へば、勝浦と申し候ふ。判官笑ひて、色代なと宣へば、一定勝浦にて候ふ。下鵲の申しやすきまゝに、かつらとは申せども、文字には勝浦と書いて候ふと申しければ、判官あれ聞き給へ東國の殿原軍しに向ふ義經が、勝浦につくめでたきよとぞ宣ひける。若此邊に平家の後矢射つべき仁は誰かあると宣へば、阿波の民部重能が弟、櫻間の介能遠とて候ふと申す。判官いざさらば、蹴散らして通らんとて、近藤六が勢百騎ばかりが中より、馬や人を撰つて、三十騎我勢にこそ付けられけれ。能遠が城に押し寄せて見れば、三方は沼、一方は堀なりけり。堀の方より押し寄せて、

関をどつとぞ作りける。城の内には是を見て、只射取れや射取れとて、差詰め引き詰つめ散々に射けれども、源氏の方の兵ども、是を事もせず、甲の鎧を傾け、堀を越えをめき叫んで攻め入りければ、能遠叶はじとや思ひけん。我身は究竟の馬を持つたりければ、それに打ち乗り希有にして落ちにけり。残り止つて防矢射ける兵ども、二十餘人が首切り懸けさせ、軍神にまつり、関を咄とつくり首途よしとぞ悦ばれける。

三 大阪越

其後判官親家を召して、是より八島へは幾日路と問給へば、二日路候ふと申す。勢如何程あるらん、千騎にはよも候はじと申す。判官、など少いぞ。かやうに四國の浦島々に五十騎百騎づゝさし置かれて候らふ。其の上八島には、阿波の民部成能が嫡子、田内左衛門教能は、伊豫の國河野の四郎が召せども参らぬを攻めんとて、其の勢三千餘騎にて伊豫へ越えて候らふと申す。判官さてはよき隙ござんなれ、敵の聞かぬ先に、さらばとうく寄せずやとて、馳足に成いつ、歩ませつ、馳せつ、扣へつ、阿波と讃岐の境なる、大坂越といふ山を、終夜こそ越えられけれ。其の夜の夜半ばかりに、立文持ちたる男一人、判官に行きつれたり。此の男夜のことなれば、敵とは夢

「あるらん」京都本には「あるやらん」とあり。

「大坂越」坂の字清
「立文」書狀を白紙

りに包み其の餘
紙捻に上下を折
りて左右に折り
対して結び文に

にも知らず。平家の兵どもの終夜八島へ参るとや思ひけん、打ち解けて物語をぞしける。判官是も八島へ参るが、案内を知らぬぞ、尋所せよと宣へば、此男は度々参つて、案内よく知つて候ふと申す。判官さて其の文は何處より何方へ参らせらるゝぞと宣へば、是は京より女房の八島の大臣殿へ参らせられ候ふ。抑も何事にやと問給へば、よも別の子細にてはよも候はじ、源氏既に淀川尻に出で浮うで候へば、定めてそれをこそ告げ申され候ふらめと申しければ、判官さぞあるらん、あの文奪へとて、持ちたる文奪取らせ、しやつ搦めよ、罪つくり顛な斬つそとて、山中の木に健かに縛りつけさせてこそ通られけれ。さてかの文を開けて見給へば、誠に女房の文と思しくて、九郎は進疾き男にて、かゝる大風、大波をも嫌ひ侍はず、寄せ侍ふ。相構へて、御勢共散らさせ給はで、用心能くせさせ給へとぞ書かれたる。判官是は義經に天の興へ給ふ文よ、鎌倉殿に見せ申さんとて、深く納めてぞ置かれける。明るる十八日、引田といふ所に人馬の息休めて、それより、白鳥、丹生の屋、うち過ぎ、八島の城へぞ寄せられける。判官又親家を召して、是より八島の館へは如何様なるぞ、と問ひ給へば、知し召されねばこそ候へ、無下に淺間に候ふ。潮の干て候ふ時は、陸と島との間は、馬の太腹もつかり候はずと申しければ、判官さらば疾う寄せよとて、牟禮、高松

「引田」田の字清む。

「候はず」正節に

「候ひなんす」とあり、正節の誤なるべし。

「高松」讃岐香川郡にあり。

「七八段」或は五六段七八段など、と京都本にあり。

「鳥頭」馬の後足の外節の所。

の在家に火をかけて、八島の城へぞ寄せられける。八島には、阿波の民部成能が嫡子、田内左衛門教能は、伊豫の河野の四郎が、召せども参らぬを攻めんとて、其勢三千餘騎にて伊豫へ越えたりしが、河野をば打ち洩しぬ。家子郎等百五十人が首切つて、八島の内裏へ参らせたり。内裏にては賊首の實檢然るべからずとて、大臣殿の宿所にて首共の實檢しておはしつる所に、牟禮高松の在家より火出で來たつとて者共多く、ひしめきけり。晝で候へば、手過にてはよも候はじ。いかさまにも、是は敵の寄て火をかけたると覺え候ふ。疾う々召され候へとて、總門の前の汀に幾等もつけ並べたる船どもに、我もくとあわて乗りたまふ。御所の御船には、女院北の政所二位殿以下の女房達も召されけり。大臣殿父子は一つ船にぞ乗り給ふ。其の外の人々は、思ひ々に取り乗つて、或は一町ばかり、七八段五六段など、漕ぎ出したる所に、源氏の兵ども混甲七八十騎、總門の前の渚に、突とぞ打ち出でたる。潮干潟の、をりふし潮干たる盛なりければ、馬の鳥頭、鞅つくし、太腹に立つ所もあり。それより淺き所もあり。蹴上ぐる潮の霞と共に時雨うたる中より、白旗さつと差しあげたれば、平家は運盡きて、大勢とこそ見てんげれ。判官敵に小勢と見えじとて、五六騎、七八騎、十騎ばかり、打ち群れ々出で來たる。

四 嗣信最後

「紫下濃」蕪濃なり
 紫色の蕪に下る
 に從ひ濃く感じ
 たる體
 「判官以下」を
 呼び込んで攻め
 ぶ元和流本及
 等には大阪越
 附けたれども正
 節は嗣信最後の
 前節とせり
 「金覆輪」此段
 元和本及び流
 本文章少しく異
 れり
 「一院の御使」一院
 とは後白河法皇
 の事義経は其の
 使なりとあり
 「指矢」保元物語に
 指矢三町遠矢八
 町とあり遠矢八
 對して矢つき早
 に矢數多く射る
 ことなり

判官その日の装束には、赤地の錦の直垂に、紫下濃の鎧きて、鍬形打つたる兜の緒をしめ、金作りの太刀を佩き、二十四さいたる切斑の矢負ひ、滋籐の弓持つて、驪馬の太う逞しきに、金覆輪の鞍を置いて乗り給ひたりけるが、沖の方を睨まへ鑑ふんばり立ちあがり、大音聲をあげて、一院の御使檢非違使五位の尉源の義経ぞやと高らかにこそ名のられけれ。續いで名乗るは伊豆の國の住人、田代の冠者信綱、武藏國の住人金子の十郎家忠、同じき與市親範、伊勢の三郎義盛とこそ、名乗つたれ。次に名乗るは、後藤兵衛實基、子息新兵衛の尉基清、奥州の佐藤三郎兵衛嗣信、同じき四郎兵衛忠信、江田の源三、熊井太郎、武藏坊辨慶などいふ、一人當千の兵ども、聲々に名乗つて馳せ來る。平家の方にはこれを見て、唯射取れや射取れとて、或は遠矢に射る船もあり。或に指矢に射る船もあり。差攻め引攻め散々に射けれども、源氏の方の兵ども、是をこととせせず、弓手になしては射て通り、馬手になしては射て通る。上げ置いたる船どもの蔭を、馬休所として、をめき叫んで攻め戦ふ。中にも後藤兵衛實基は、古兵にてありければ、礮の軍をばせず、先づ内裏へ亂れ

「能登殿」教經をいふ。

入り、手ん手に火を放つて、片時の煙と焼き拂ふ。大臣殿、侍を召して、源氏の勢は如何程あるぞと問給へば、七八十騎にはよも過ぎ候はじ。あな心憂や、其の勢ならば、髮の筋を一筋づゝ分けて取るとも、足るまじかりつるものを、中に取りこめて討たずして、あわて、船に乗つて、内裏を焼かせぬることこそ口惜しけれ。能登殿はおはせぬか、陸に上つて一軍し給へかしと宣へば、承り候ふとて、越中の次郎兵衛盛績上總の五郎兵衛忠光、悪七兵衛景清を先として、二百餘艘の兵船に乗連れて漕ぎ來り、焼き拂ひたる總門の前の汀に押し寄せて陣をとる。判官も七八十騎、矢比に寄せて扣へたり。平家の方より越中の次郎兵衛盛績、舟の屋形に進み出で、大音聲をあげて、以前に名乗り給ふとは聞きつれども、海上遙に隔つて、その家名實名分明ならず今日の源氏の大將軍をば誰人と云ふぞ、名乗り給へといひければ、伊勢の三郎義盛歩ませ寄せて、あな事もおろかや、清和天皇に十代の後胤、鎌倉殿の御弟、九郎大夫の判官殿ぞかし。盛嗣聞いて、さることあり、一と年平治の合戦に、父討せ孤にておはせしが、鞍馬の兒して、後には金商人の所従となつて、糧料背負うて奥州の方へ落ちまどひし、其小冠者が事かとぞいひける。義盛聞いて舌の柔なるまゝに、君の御事な申しそ。さいふ和人どもこそ、北國砥並山の軍に打ち負け、辛き命生きつゝ、北陸道

「三郎兵衛」の次に「正節」の三字なして「今京都本に依つて補ふ」

しはく出で来るは作者の誤
を候へ。就中奥州の佐藤三郎兵衛嗣信といひけん者、源平の合戦の時讃岐の國八島の磯にて、主の御命にかはつて討たれたりなど、末代までの物語に申されんこと、今生の面目、冥土の思出にてこそ候へとて、只弱りにぞ弱りける。判官も哀れに覺えて、鎧の袖をぞぬらされける。やゝあつて、若し此邊に尊き僧やあるとて、尋ね出し手負の只今死に候ふに、一日經書いて、弔ひ給へとて、驪馬の太う逞しきに、よい鞍置いて、彼の僧にぞ賜びにける。此の馬は、判官五位の尉になられし時、是をも五位になして、大夫黒と呼ばれし馬なり、一の谷の後、鶴越をも、此の馬にてぞ落されける。弟忠信を始として、是を見る侍ども、此の君の御爲に命を失はんことは、全く露塵程も惜しからずとぞ申しける。

平家物語の章段の分類は頗るいかに多し此は最初長文にて一章の章段なども少なかりしものを後世樂人も語る方の都合上勝手に章段を設けたるものと覺ゆ。されば章名と内容とふさはしからざるもの多し「三日平氏」の如き是れなり。「大坂越」はむしろ「八島合戦」と云ふべし。京都本に「喚き叫んで攻め戦ふ」まで東は以下を「嗣信最後」となせり此の方宜し。

五 那須與一

さる程に、阿波讃岐に平家を背いて、源氏を待ちける兵ども、あそこの嶺、このの

「女房」は表裏記云々此の女房は建禮門院立后の時千出だせる御司に於て玉蟲の前といふ者なり

「柳の五衣」柳は表裏記云々夏は之れを卵の花といふ五衣は表裏記云々五枚多るは同色なれども別なる表裏記云々唐衣と云はる例なり

「皆紅扇」端紅扇に對しては端々紅なるもの全面紅なるを以て皆紅といふは金箔にて日輪を置きたるなり

「せがひ」船に縁の如く板を渡したる所「挟み立てば」竿に挟み立てて立てたるなり

洞より、十四五騎、二十騎、打ち連れ、馳せ來る程に、判官程なく三百餘騎になり給ひぬ。今日は日暮れぬ、勝負を決すべからずとて、源平互に引き退く所に、爰に沖の方より尋常に飾つたる小船を一艘汀へ向つてぞ漕せける。渚七八段にもなりしかば、船を横さまになす。あれは如何にと見る所に、船の中より年の齡十八九ばかんなる女房の、柳の五衣に紅の袴きたりけるが、皆紅の扇の日出いたるを、船の脊樫に挟みたて、陸へ向ひてぞ招きける。判官後藤兵衛實基を召して、あれは如何にと宣へば、射よとこそ候ふめれ。但し大將軍の矢面に進んで、傾城を御覽せられん所を、手垂に狙うて射落さんとの謀とこそ存じ候へ。さりながら扇をば射させらるべうもや候ふらん、と申しければ、判官味方に射つべき仁は誰かある、と宣給へば、上手ども多う候ふ中に、下野の國の住人那須の太郎資高が子に、與一宗高とて小兵にては候へども手はきいて候ふと申す。判官證據はいかにと宣へば、さん候ふ、かけ鳥などを争うて、三つに二つは必ず射落し候ふ、と申しければ、判官、さらば與一呼べとて召されけり。與一その比は未だ二十ばかんの男なり。褐に赤地の錦を以て、大領、端袖いろひたる直垂に、萌黄匂の鎧きて、足白の太刀を佩き、二十四さしたる葎生の矢負ひ、薄截生に鷹の羽割り合せてはいだりける、鋒直の鏑をぞさし添へたる。葎生の弓脇に

「傾城」女房を傾城
 とはいふ。二十許り盛衰記
 云生年十七歳色
 白く小髭生ひ弓
 の取極馬の乗見
 優なる男にぞ見
 えたりける。錦に赤地の錦
 色は藍色の濃き
 もの其の直垂の
 狂又端袖に赤地
 の錦をたちへ
 色取りたるな
 「足白」帯取の金具
 を手に造りたる
 大刀をいふ。戴生征矢なり薄
 戴生は薄模様の
 羽を交つては
 たる鏡矢なり。鏡直の鏡
 鹿角にて作りたる鏡
 の角を「マタ」と
 いふ。アタシは轉
 じたる有り。タ「は角の膚の
 鏡の如き物ある
 た云ふ。高細編
 の紐なり。西の朝午後六時
 刻暮六つ時。

「湯泉那須山の奥
 に新湯殿山あり
 是也。

「皆紅」時玉盛衰記云
 此の時玉盛衰記云
 一時ならぬ花や
 紅葉を見つる
 なられどと詠
 じたる由。

「黒糸威」京都本に
 は黒革威とあり。

挟み、甲をば脱いで高紐にかけ、判官の御前に畏まり。判官、いかに與一、あの扇の真中射て、敵に見物をせさせよかしと宣へば、與一仕るとも存じ候はず、あの扇射損する程ならば、長き味方の御弓矢の疵にて候ふべし、一定仕らうする仁に仰せつけらるべくもや候ふらんと申しければ、判官大きに怒つて、今度鎌倉を立つて西國へ赴んずる者共は、皆義經が命をば背くべからず。それに少しも子細を存せん殿原は、是より疾うく鎌倉へ歸らるべしとぞ宣ひける。與一重ねて辭せば、悪しかりなんとや思ひけん、左候は、外れんをば存じ候はず、御誕で候へば、仕りてこそ、見候はめとて、御前を罷り立つ。黒き馬の太う逞しきに、まるぼや摺つたる金覆輪の鞍を置いて乗つたりけるが、弓取りなほし、手綱かいくつて、汀へ向つてぞ歩ませける。味方の兵ども、與一が後を遙に見送つて、一定此若者仕べう存じ候ふと申しければ、判官も頼もしげにぞ見給ひける。矢比少し遠かりければ、海の面一段ばかり打ち入りたりけれども、未だ扇のあはひ、七段ばかりもあるらんとぞ見えし。比は二月十八日酉の刻ばかんのことなれば、折節北風烈しくて、磯打つ浪も高かりけり。船はゆり上げ、ゆりすゑて漂へば、扇も串に定らでひしめいたり。沖には平家、船を一面に並べて見物す。陸には源氏、鎌を揃べて是れを見る。何れもく晴れならずといふ事なし。

與一目を塞いで、南無八幡大菩薩、別しては我國の神明、日光の権現、宇都の宮那須の湯泉大明神、願くば、あの扇の真中射させて給はせたまへ。是を射損するほどならば、弓切り折り自害して、人に再び面を向ふべからず。今一度本國へ歸さんと思し召さば、此矢はづさせ給ふなど、心の中に祈念して、目を見開いたれば、風も少し吹き弱つて、扇も射よげにこそなりにけれ。與一鏑を取つて番ひ、能つ引いてひやうと放つ。小兵といふ條、十二そく三ぶせ、弓は強し、鏑は浦響くほどに、長鳴して、過たす扇の要ぎは一寸ばかり置いて、ひいふつとぞ射切りたる。鏑は海に入りければ、扇は空へぞあがりける。春風に一もみ二もみ揉まれて海へ颯とぞ散つたりける。皆紅の扇の日出たるが、夕日に輝いて、白浪の上に浮きぬ沈みぬゆられけるを。沖には平家、舷を敲いて感じたり。陸には源氏、艦をたよいてとよめきけり。

六弓流

感に堪へずと覺しくて、船の中より、年の齡五十ばかんなる男の、黒糸威の鎧きたるが、白柄の長刀杖につき、扇立てたる所に立つて舞ひしめたり。伊勢の三郎義盛、與一が後に歩ませ寄つて、御誕であるぞ、是をも又仕れといひければ、與一今度は

中指を取つて番ひ、舞ひすましたる男の、眞只中をひやうばつと射て、舟底へ眞倒に射仆す。あゝ射たりといふ者もあり、いやゝ情なしといふ者も多かりけり。平家の方には、音もせず。源氏は又船を敲いてどよめきけり。平家はを本意なしと思ひけん、楯ついて一人、弓持つて一人、長刀持つて一人、武者三人渚にあり、源氏こゝを寄せよとぞ招きける。判官安からぬことなり、馬強ならん若黨ども、馳せ寄つて蹴散らせと宣へば、承はり候とて武藏の國の住人箕尾の谷の十郎、同じき五郎、同じき藤七、上野の國の住人丹生の四郎、信濃の國の住人木曾の中次、五騎連れてをめでかく。先づ楯の陰より、塗籠に、黒母衣はいだる大の矢を持つて、箕尾の谷の十郎が、馬の左の胸懸づくしに、筈の隠るゝ程にぞ射越したる。屏風を返すやうに、馬はどうと倒るれば、主は弓手の足を越え、馬手の方に下り立つて、やがて太刀をぞ抜いたりける。又楯の陰より、白柄の大長刀打ち振つてかゝりければ、箕尾の谷の十郎、小太刀、大長刀に叶はじと思ひけん、貝吹いて逃げれば、やがて續いて追つかけたり。長刀にて薙がんずるかと思ひけん、さば無くして長刀をば弓手の脇にかい挟み、馬手の手をさし伸べて、箕尾の谷の十郎が、甲の鑓を掴まうとす。つかまれじと逃ぐ、三度掴みはづいて、四度の度むんずと掴む。しばしぞたまつて見えし。鉢附の板より、

「具」法螺の具なり
 づ治承中那智新宮の大衆始めて之れを用ふ
 「掴まうとす」
 「掴まん」とすなり
 京都本も同じ「掴まうとす」と濁りて語る。

「鉢附の板」甲の鑓の板なり。一番目の板なり。

「悪七兵衛」旧父を殺したる事あり。ばく云はれたる。

「打立て」打つてと京都本にあり。
 「懸落す」京都本にあり。
 「千疋萬疋」十文を

ふつと引つ切つてぞ退きにける。殘四騎は馬を惜うで懸けず、見物してぞ居たりける。箕尾の谷の十郎は、味方の馬の陰に逃げ入つて、息づき居たり。敵は追うても來ず。白柄の長刀に甲の鑓を高く差上げ、大音聲を揚げて、是こそ京童の呼ぶなる上總の悪七兵衛景清よと名乗り捨て、ぞ退きにける。平家は是れに少し心地を直いて、悪七兵衛討たすな、者共、景清討たすな、續けやとて、二百餘人渚にあり、楯を離鳥羽に突き並べ、源氏こゝを寄せよとぞ招きたる。判官いざさらば蹴散らさんとして伊勢の三郎を前にあて、田代の冠者を後になして、後藤兵衛父子金子兄弟を弓手馬手になし、其の勢八十餘騎、をめて先を駆けたまへば、平家の方には馬に乗つたる勢は少し、大略徒武者なりければ、馬に當てられじと思ひけん、引き退き、船にぞ乗りにける。楯は算を散らいたるやうに、散々に蹴けなされ。源氏勝に乗つて、馬の太腹渡るゝ程に、打ち入れゝ戦ひけり。舟の中より熊手薙鎌をもちて、判官の甲の鑓にからりからりと、打立てゝ二三度しけれども、味方の兵ども、太刀長月の先にて、打ち拂ひゝ戦ひけり。判官如何はし給ひたりけん、弓をば懸け落されぬ。うつぶし、鞭をもつて掻き寄せ、取らんゝとし給へば、味方の兵共、只捨てさせ給へゝと申しけれども、遂に取つて、笑ひてぞ歸られける。老どもは皆爪弾きをして、縦令千疋

一疋と云ふ傳じて銀貨一分を正と云へり。「御たらし」「おんみたらし」と讀む萬葉集に御たらしの梓の弓とあり。恐くは無學者のよみひなめなるべし。

「江見の次郎盛衰」記には海老次郎とあり。

萬疋にかへさせ給ふべき、御だらしなりと申すとも、いかでか御命には替へさせ給ふべきかと口々に申しければ、判官、弓の惜しきにもとらばこそ、義か弓といは、二人しても張り、もしは三人しても張り、叔父爲朝などが弓のやうならば、わざとも落して取らすべし。庭弱たる弓を敵の取り持つて、是こそ源氏の大将軍源九郎義經が弓よななど、嘲哂せられんが口惜しさに、命に替へて取つたるぞかしと宣へば、皆又是をぞ感じける。一日戦ひ暮し、夜に入りければ、平家の船は沖に浮び、源氏は陸に打ち上つて、牟禮高松の中なる野山に陣をぞ取つたりける。源氏の方の兵どもは、此の三日が間は寝ざりけり。一昨日渡邊福島を出で、終夜大波にゆられてまどろまず。昨日阿波の國勝浦について軍し、夜もすがら山中越え、今日又一日戦ひ暮したりければ、馬も人も皆疲れはて、或は甲を枕にし、或は鏡の袖籠などを枕として、前後も知らずぞ臥しにける。されども其が中に、判官と伊勢の三郎は寝ざりけり。判官は高き所に打ち上つて、敵や寄すると遠見し給ふ。伊勢の三郎は窪き所に隠れ居て、敵寄せば、先づ馬の太腹射んとて待ちかけたり。平家の方には、能登殿を大將軍としてその夜、夜討に寄すべかりしを、越中の次郎兵衛と、江見の次郎が先陣を争ふ程に、その夜も空しう明けにけり。寄せたりせば、源氏なじかはたまるべき。寄せざりける。

こそ、切めての運のきはめなれ。

七 志度合戦

美作の住人なり。「志度の浦」讃岐三木郡にあり。「八十餘騎」先きに五十餘騎のものなりし著なるに、此處八十騎とあるは其後馳せ参るは合せての兵となるべし。

明ければ、平家は當國志度の浦へ漕ぎ退く。判官も八十餘騎、志度へ追うてぞかけられける。平家の方の共ども是を見て、源氏は小勢なるぞ中に取籠めて、討てやとて、千餘人渚にあがり、源氏を中に取りこめて我打ち取らんとぞ進みける。さる程に八島に残り止つたる二百餘騎の兵共、後れ馳せに馳せ來たる。平家これを見て、あはや源氏の勢の續いたるは、定めて大勢にてぞあるらん、取り籠められては叶ふべからずとて、引き退き、皆船にぞ乗りにける。四國をば、九郎大夫の判官に攻め落されぬ。九國へは入られず。只中有の衆生とぞ見えし。潮に引かれ、風に任せて、何地をさすともなく、ゆられ行くこそ悲しけれ。判官は志度の浦に打ち立つて、首どもの實檢しておはしけるが、伊勢の三郎義盛を召して、阿波の民部重能が嫡子、田内左衛門教能、伊豫の河野四郎が召せども参らぬを攻めんとて、其の勢三千餘騎にて、伊豫へ越えたりしが、河野をば討ち漏らしぬ。家子郎等百五十人が首切つて、八島の内裏へ参らせたるが今日是へ着くと聞く。汝行き向つて、兎も角もこしらへて見よと宣へば

義盛畏り承つて、白旗一と流れ申受けて指すまゝに、手勢十六騎、皆白装束に出で立つて馳せ向ふ。さる程に、伊勢の三郎、田内左衛門行き遇ひたり。あはひ一町ばかりを隔て、互に赤旗白旗打ち立てたり。義盛、教能が許へ使者を立て、且つ聞き召されてもや候ふらん。鎌倉殿の御弟九郎大夫の判官殿こそ、平家追討の爲めに西國へ向はせ給ひて候ふ。其御内に、伊勢の三郎義盛と申す者にて候ふが、軍合戦の料にても候はねば、物具をも仕り候はず、弓箭をも帯し候はず、教能に申すべき事あつて、義盛が是まで罷り向つて候ふぞ、開けて入れさせ給へと、いひ送つたりければ、三千餘騎の兵ども、皆中をあけてぞ通しける。伊勢の三郎、田内左衛門に打ち並べていひけるは、且つ聞き給ひてもや候ふらん。鎌倉殿の御弟九郎大夫の判官殿こそ、平家追討の院宣を承つて、西國へ下らせ給ひて候ふが、一昨日阿波の國勝浦に着いて、御邊の伯父櫻間の介殿討つ取り候ひぬ。昨日八島へ着いて軍し、御所、内裏皆焼き拂ひ、主上は海へ入らせ給ひぬ。大臣殿父子をば生捕にし參らせて候ふ。能登殿も御自害、其外の人々は、或は御自害、或は海へ入らせ給ふ。餘黨の少々残つたるをば、今朝志度の浦にて皆討つ取り候ひぬ。御邊の父阿波の民部殿をば、生捕にし參らせて候ふぞ、義盛が許に預り奉つて候ふが、あなむざん、田内左衛門教能が、是

「去程に」京都本に
去程に九郎大夫
云々の文なし去
程にの重覆せる
文章としてほ拙
し。
二百餘艘とあれ
ども連櫓の段に

をば夢にも知らずして、明日は軍して討たれん事のかなしさよと、終夜嘆き給ふが痛しさに、夫を告げ知らせ參らせんがために、義盛が是まで罷り向つて候ふぞ、今は軍して討たれ給はんとも、亦降人になつて、父を今一度見參らつさせ給はん共、兎も角も御邊の御計らひぞといひければ、田内左衛門、且つ聞くことに少しも違はずとて、甲を脱ぎ弓の弦をはづいて、降人にこそ成りにけれ。大將かやうになる上は、三千餘騎の兵共も、皆此如。手勢十六騎に具せられて、おめくんと降人にこそなりにけれ。義盛、判官の御前に參り畏つて、此の由かくと申しければ、義盛が舉動、今に始めぬことなれども、神妙にも仕つたるものかなとて、やがて田内左衛門をば、物具召されて、義盛に預けらる。さてあの兵どもはいかゞせんと宣へば、遠國の者どもは、誰を誰とか思ひ參らせ候ふべき。只世を鎮め、國を知らしめされんを、君とせんと申しければ、判官此儀尤然るべしとて、三千餘騎の兵どもを、皆我勢にぞ具せられける。去程に九郎大夫の判官義經又八島の磯にぞ着き給ふ。さるほどに、渡邊福島に残り止つたりける二百餘艘の船ども、同じき二十二日の辰の一點に、讃岐の國八島の磯にぞ着きにける。四國をば、九郎大夫の判官義經に攻め落されぬ。今は何の用にか逢ふべき。六日の菖蒲會にあはぬ花、争鬪果てゝの千切木かぞ笑はれけ

二百餘艘とあり
京都本も同じけ
れば此處は正節
の誤なるべし。
「當社第三神殿百
餘抄元暦二年二
月十九日條云住
吉社司言上云去
十六日子刻自三
第三神殿流鏑
指西方了者即
使衆獻御劍以
下寶物了諸社
又如此云々」

る。都には住吉の神主津守の長盛、院參して、去ぬる十六日の曉、當社第三の神殿より鏑矢の聲出で、西をさして罷り候ひぬと奏聞したりければ、法皇大きに御感あつて、御劍以下種々の神寶を、長盛して住吉の大明神へ參らせらる。昔神功皇后、新羅を攻めさせ給ひし時、伊勢大神宮より、二神荒御前をさし添へおはします。二神御船の艦舳に立つて、新羅を易う攻め隨へさせ給ひけり。異國の軍を静めさせ給ひて、歸朝の後、一神は攝津の國住吉の郡に留らせおはします。住吉大明神の御事なり。今一神は、信濃の國諏訪の郡に跡を垂る。諏訪の大明神是なり。昔の征伐の事を思し召し忘れさせ給はで、今も朝の怨敵を滅し給ふべきにやと、君も臣も頼もしくぞ思し召されける。

八 鷄 合

京都本は壇の浦合
戦と二つに分け
初を鷄合とし、
元暦二年三月二
十四日以後を壇
の浦合戦と爲し
たり。元和本は
然らず。
「引島」彦島とも云

さる程に九郎大夫、判官義經八島の軍に打ち勝つて、周防の地へ押しわたり、兄の三河の守と一つになる。平家は長門の國引島につくと聞えしかば、源氏も同じ國の内、追津につくこそ不思議なれ。又紀伊の國の住人、熊野の別當湛増は、平家重恩の身なりしが、忽に心變りして、源氏へや參らん平家へや參らんと思ひけるが、田邊の新

ふ豊浦郡にあり
下の關港の西な
り。
「追津」盛衰記には
於井津又赤間關
に作る。
「新熊野」紀伊西牟
婁郡にあり。
「若王子」新熊野權
現のこと鷄合宮
王子ともいふ。
「旗の横紙」横上な
り旗の上部。

熊野に七日參籠し、御神樂を奏して、祈申したりければ、只白旗につけとの御託宣ありしかども、猶疑をなし參らせて、白き雞七つ、赤き雞七つ、是を以て權現の御前に參り、勝負をさせけるに、赤き雞一つも勝たず、皆負けてぞ逃げにける。さてこそ源氏へ參らんとは思ひ定めけれ。さる程に、一門の者ども相催し、都合其勢二千餘人二百餘艘の兵船に乗り連れて漕ぎ來り、若王子の御正體を船に載せ參らせ、旗の横紙には、金剛童子を書き奉つて、壇の浦へ寄するを見て、源氏も平家も共に拜し奉る。されども源氏に付きければ、平家興さめてぞ思はれける。又伊豫の國の住人河野の四郎通信も、百五十餘艘の艦船に乗り連れて漕ぎ來り、是も源氏と一つになれば、平家いと々興さめてぞ見えられける。源氏の勢は重れば、平家の勢は落ちぞ行く。源氏の船は三千餘艘、平家の船は千餘艘、唐船少々相交れり。

元暦二年三月二十四日の卯の刻に、長門の國壇の浦赤馬が關、豊前の國田の浦、門司の關にて、源平の矢合とぞ定めける。梶原進み出で、今日の先陣をば、景時に給ひ候へかし。判官、夫れは思ひもよらず梶原、重ねて、殿は大將軍にておはせぬか、判官、鎌倉殿こそ大將軍よ、義經は軍奉行を承つたる身なれば、和殿原と同じことよとぞ宣ひける。梶原先陣を所望しかねて、天性此の殿は侍の主にはなり難しとぞつぶ

「田の浦」豊前の國
效郡にあり赤間
關と對す壇の浦
は此の海峡の東
口の北岸なり。

やきける。判官、日本一の嗚呼のものかなとて、太刀の柄に手をかけ給へば、梶原こはいかに、鎌倉殿より外、別に主をば持ち奉らぬものとして、是も同じく、太刀の柄に手をぞかけ、父が氣色を見て、嫡子の源太景季、次男平次景高、同じき三郎景家、親子主従十四五人、うち物の鞘をばづいて、父と一所に寄りあうたり。判官の景色を見奉つて、伊勢の三郎義盛、奥州の佐藤四郎兵衛忠信、江田の源三、熊井太郎、武藏坊慶辨などいふ、一人當千の兵ども、梶原を中に取りこめて、我討ち取らんとぞ進みける。されども判官には、三浦の介取附き奉り、梶原には、土肥の次郎抓み附きて、兩人手をすつて申しけるは、是程の御大事を前に抱へながら、同士軍候は、平家に勢附き候ひなんす。且は鎌倉殿の返り聞き召されん所も、さすが穩便ならずと申しければ、判官静り給ひぬ。梶原進むに及ばず。それよりして、梶原、判官を惡み初め奉り、終に讒言して失ひけるとぞ、聞えし。さる程に源平兩方、陣をあはす。陣のあはひ、海の面、纔に三十餘町をぞ隔てたる。門司、赤間、壇の浦は、漲りて落つる潮なれば、源氏の船はおのづから潮に追うてぞ出できたる。平家の船は心ならず、潮に向ひて押し落さる。沖は汐の早ければ、汀について、梶原小船に乗り敵の船の行き違ふを、熊手に懸けて引き寄せ、乗り移り、親子主従十四五人、打物の

鞘をばづいて、艦舳に散々に薙いて廻り、分捕數多して、其の日の功名の一の筆にぞつきにける。

九 壇浦合戦

去程に、源平兩方陣を合せ関をどつとぞ作りける。上は梵天までも聞え、下は堅牢地神も驚くらんと覺えたる。新中納言知盛の卿、船の屋形に進み出で、大音聲を揚げて、天竺震旦にも日本我朝にも、雙なき名將勇士と雖ども運命盡さぬれば、力及ばず。されども名こそ惜しけれ。何のためにか命をば惜むべき、命は今日が限りぞ、退く心なうして、軍能うせよ者ども、唯是のみぞ思ふことよとぞ宣ひける。飛彈の三郎左衛門景經、御前に候ひけるが、是を承れ侍どもとぞ下知しける。上總の惡七兵衛進み出で、それ坂東武者は、馬の上にてこそ口はき、候へども、船軍は何時調練し候ふべき、譬へば、唯魚の木に上つたるでこそ候はんすらめ。一々に取つて海へ入れなんものをと申しける。越中の次郎兵衛進み出で、同じうは、大將の源九郎と組ん給へかし、九郎は容の小う、色白う、向齒の少しさし顯はれたるが、特に著かんなるぞ。但し鎧と直垂を常に着替ふなれば、屹度見分け難かんなりとぞ申しける。惡七兵衛重ねて、

「堅牢地神」京都本に海龍神とあり。

「しや」活版本に
「しやつ」とせる
發語元和本京都
本皆「しや」とあ
り。

「木蘭地」黄赤色に
少し黒色を帯び
たる色の直垂
「洗皮」薄紅にそめ
たる革にて敷し
たる鏡、薄紅の
革を洗革と云ふ
洗ひは緋の皮を
意なり日本紀に
桃花布を「アラ
ソメメ」訓
めると同義なり
と貞丈は云へ
り。
「後陣」京都本及び
元和本には三陣
とあり。
「平」元和本京都本
には「平」の字な
し。

「白籠」正節に塗髹
とつけり。塗ら
ぬ矢竹。
「沓巻」くちまき
なり東鑑などに
は口巻とあり。
籠口を巻くより
一束だけ置いて
名を記したるな
り。
「三浦の介」正節京
都本元和本とも
三浦の「石」とせ
るは「介」の字な
書き誤りたるな
り。

何條その小冠者心こそ猛くとも、何程のここのあるべき。しや片脇に挟んで、海へ漬
けなんものをとぞ申しける。新中納言知盛卿は、かやうに下知し給ひて後、大臣殿の
御船へまゐらつさせ給ひて、味方の兵ども今日は好う見え候ふ。但し阿波の民部成能
ばかりこそ、心替したると覺え候へ、頭を刎ね候はゞやと申されければ、大臣殿さ
しも奉公の者にてあるものを、阿波の民部成能は、いかでか頭をば刎ねらるべき、成
能呼とて召されけり。重能は木蘭地の直垂に洗皮の鍔着て、御前に畏つてぞ候ひけ
る。大臣殿、成能か、さん候、四國の者どもに、軍能うせよと下知せよ、今日は悪し
く見ゆるは、臆したんなど宣へば、何條臆し候ふべきとて、御前を罷り立つ。新中納
言は、憎い奴めが首打ち落さばやと太刀のつか砕けよと握つて、大臣殿の御方を、頻
に見參らつさせ給へども、御許されなければ、力及び給はず。去程に、平家は千餘艘
を三手につくる。先づ山鹿の兵藤次秀遠、五百餘艘で先陣に漕ぎ向ふ。松浦黨、三百
餘艘で二陣につく、平家の君達、二百餘艘で後陣に控へ給へり。中にも山鹿の兵藤
次秀遠は、九國一の強弓精兵なりければ、我程こそ無けれども、普通様の精兵五百人勝
つて船々の艦舳に立て、肩を一面に並べて、五百の矢を一度に放つ。源氏の方にも三
千餘艘の船なりければ、さこそは勢の數多かりけめども、あそこ此處より射ける程に、

十遠矢

いづくにも兵ありとも見えざりけり。中にも源氏の大將軍源九郎義經は、眞先に
進みて戦ひけるが、楯も鎧もこらへずして、散々に射しらまざる。平家味方勝ちぬと
て頻に攻め、鼓を打つて、悦びの鬨をどつとぞ作りける。

源氏の方には、和田の小太郎平の義盛、船には乗らず、馬に打ち乗り、鎧の鼻踏みそら
し、馬の太腹潰る程に打入れて戦ひけるが、三町が内外の者をば外さず強う射けり。中
にも殊に遠く射たりと覺しき矢をば、扇を揚げて、其矢給はらんとぞ塵きける。新中納
言知盛の卿、此矢を抜かせて見給へば、白籠に鶴の本白、鶺鴒の羽、割り合せて、はいけた
る矢の、十三束三つ伏ありけるに、沓巻より一束ばかり置いて、相模の國の住人和田の
小太郎平の義盛と、漆にてぞ書きつけたる。平家の方にも精兵多しといへども、さすが
遠矢射る仁や無かりけん、やゝあつて、伊勢の國の住人仁井の紀四郎親清、賜つて是を
射返す。是も三町餘を、つと射渡して、和田が後一段ばかりに控へたる三浦の介左近の
太郎が弓手の腕にしたゝかにこそ立つたりけれ。三浦の人ども寄り合ひて、あな憎く
や、和田の小太郎が、我程の強弓無しと心得て、耻かきぬる可笑しさよとぞ笑ひける。義

るべし。

「山鳥の尾」雉に似たる鳥にて黄赤に赤黒斑文あり其の引尾の羽にてはきたるなり

「黒母呂」羽の名。九尺文通の弓は七尺五寸なり弓の長さを計るは矢のと同じく指尺を五寸として計るなり。

盛安からずや思ひけん、今度は、小船に乗つて、漕ぎ出させ、平家の勢の中を、差詰引詰、散々に射ければ、者ども多く手負ひ射殺さる。や、あつて、又沖の方より、判官の乗り給ひたる船の舳に、白箭の大矢を一つ射立て、是も和田がやうに、その矢賜らんと磨ぎける。判官、此の矢を抜かせて見給へば、白箭に山鳥の尾を以てはいだりける矢の、十四束三つ伏ありけるに、沓巻より一束ばかり置いて、伊勢の國の住人仁井の紀四郎親清と、漆にてぞ書いつけたる。判官、此矢味方に射つべき仁は誰かあると宣へば、上手共多う候中に、甲斐の源氏に淺利の與市殿こそ精兵の手きゝにては候へと申しければ、判官、さらば與一呼べとて召されけり。淺利の與市出できたり。判官此の矢只今沖より射て候ふが、和田がやうに、其の矢たまはらんと招ぎ候ふ。御邊射られ候ひなんやと宣へば、賜つて見候はんとて、取つて爪揺つて、是は箭がやう候ふ。矢束も少し短う候へば、同じうは義成が具足にて仕り候はんとて、塗箭に黒母呂はいだりける矢の、我大手に押し握つて、十五束三つ伏ありけるを、塗箭の弓の九尺ばかりありけるに、取つて番ひ能つ引いてひやうと放つ。是も四町餘を、つと射波して、大船の艦に立つたる仁井の紀四郎親清が、真只中をひやうつばと射て、船底へ真倒に射倒す。本より此淺利の與市は、精兵の手きゝにて、二町が内を走る鹿をば

「判官」以下今はかうとぞ見えしまで、京都本及び正節には間之物とす。「大菩薩」の前京都本「八幡」の二字あり。安徳天皇非御入崩御地若しくは御滞在地と思はるもの數多あり。就中有力なるは對馬家歴説なり而して宗家は天皇の後裔なりといふ。談會にて調査せる冊子あり就て見よ。

外さず強う射けり。去程に源平の兵ども、互に面もふらず、命も惜まず攻め戦ふ。されども、平家の御方には、十善帝王、三種の神器を帶して渡らせ給へば、源氏いかにあらんすらんと危う思ふ所に、暫しは白雲かと覺しくて、虚空に漂ひけるが、雲にては無かりけり。主もなき白旗一流舞ひさがつて、源氏の船の舳に、棹付の緒のさはる程にぞ見えたりける。

十一 先帝入水

「判官」是は大菩薩の御計なりとて、甲を脱ぎ洗手嗽して、拜し給ひけん、心の中こそ頼母しけれ。や、あつて又沖の方より豚といふ魚一二千這うで、平家の船の方へぞ向ひける。大臣殿、小博士晴信を召して、豚は常に多けれども、未だかやうのことなし。屹度考へ申せと宣へば、畏り承つて、この豚、見歸り候はば、源氏亡び候ひなんす。又直に通る候はば、御方の御軍危う覺え候ふ、と申しも果てぬに、早平家の船の下をすぐに、這うてぞ通りける。世の中の形勢は、今はかうとぞ見えし、去程に阿波の民部成能は、子息、田内左衛門教能を生捕にせられて、今は叶はじと思ひけん、甲を抜き弓の弦をばづいて降人にこそなりにけれ。新中納言知盛の卿、にくからむ

成能めを、切つて捨つべかりつるものと、後悔せられけれども甲斐ぞなき。去程に平家の方の謀には、よき武者をば兵船に乗せ、難人原をば唐船に乗せて、源氏心にくさに、唐船を攻めば、中に乗りこめて討たんと、支度せられたりしかども、成能が反忠の上は、雪船には目もかけず、大將軍の宴し乗り給ふ兵船をこそ攻めたりけれ。其の後は、四國鎮西の兵ども皆平家を背いて源氏につく、今まで従ひ附きたてまつりしかども、君に向つて弓を引き、主に對して太刀を抜く。されば彼の岸に着かんとすれば、波高うして叶ひがたし、此の汀に寄らんとすれば、敵矢先を捕へて待ちかけたなり。源平の國争ひ、今日を限とぞ見えし。去程に、源氏の兵ども、平家の船に乗り移りければ、水主楯取ども、或は射殺され、或は切り殺されて、船をなほすに及ばず、船底に皆倒れ伏しにけり。新中納言知盛の卿、急ぎ御所の御船へ參らつさせ給ひて、此の世の中の形勢、さりともとこそ存せしか、今はかうにこそ候めふれ。見苦しき者どもをば、海へ入れて、船の掃除めされ候へとて、掃き拭ひ塵拾はせ、舳艫に走り廻つて手づから掃除し給ひけり。女房達は、さしつどひて、いかにや、中納言殿、軍の様は如何にや如何にと問ひ給へば、たんだ今に珍しき東男をこそ、御覽せられ候はんすらめとて、からりと笑はれければ、女房達、何條只今の戯ぞやとて、を

「鈍色」淺黒にて雙
服の色二衣は二
枚重ねたもの
「練袴」練絹にて作
りたる袴其の取
りたる高き取

「粟散邊土」標殿經
會解云粟散即小
國小主散天下
如粟多也とあ
るを云ふ。
「山鳩色」青色の御
袍麴塵の御袍と
云ふ。

めき叫び給ひけり。二位殿は、日來より思ひ設け給へることなれば、鈍色の二衣打ちかづき、練袴のそば高くとつて、神璽を脇に挟み寶劔を腰にさいて、我は女なりとも、敵の手にはかゝるまじ、主上の御供に參るなり。君に御志思ひ參らせん人々は、急ぎ續き給へやとて、しづくと舳へぞ歩み出でられける。主上は今年、八歳にならせおはします。御年の程より遙にねびさせ給ひけり。御容美しうあたりも照り輝くばかんなり。御髪黒うゆらくと、御背中過ぎさせおはします。あきれたる御形勢にて、そも我をば何地へ具して行かんとはするぞと仰せければ、二位殿、幼き君に向ひ參らせ、涙をばらりと流いて、君は未だ知し召され侍はずや、前世の十善戒行の御方によつて、今、萬乗の主とは生れさせ給へども、悪縁に引かれて、御運既に盡きさせ給ひさぶらひぬ。先づ東に向はせ給ひて、伊勢大神宮に御暇申させおはしませ、其の後西に向はせ給ひて、西方淨土の來迎に預らんと、誓はせおはしませ。此國は粟散邊土とて、心憂き境なれば、極樂淨土とて目出度き所へ具し參らせさぶらふぞと、泣くくかき口説いて申されければ、山鳩色の御衣に鬘結はせ給ひて、御涙におぼれ、小う美しき御手を合せて、先づ東に向はせ給ひて、伊勢大神宮を伏し拜みおはしませ。其の後西に向はせ給ひて、御念佛ありしかば、二位殿やがて抱き參らせて、波の底に

「波の底」今ぞし
る御波瀾川の流
には波の底にも
都ありとはと
宣もはてず海に
入り給ひければ
と盛衰記にあれば

諸本天皇を抱き奉
りしを二位尼と
すれど東鑑には
按察局とあり

「情なきかな」京都
本には痛ましき
かなとあり

「名つけて」正節に
「として」とあれ
ど次の號しての
對句とならざれ
ば今訂正

「長生不老」皇城の
殿門の名
「大梵高臺」梵天帝
釋の城をば喜見
城と云ふより取
れり

「女院」建禮門院の
御事
「御燒石」温石のこ
と冬日體を温む
る石
「右馬充陸」盛衰記
に渡邊源次兵衛
衛尉の子とあり右兵
衛尉の子。京都
本に陸を配に作
る。

も都のさぶらふぞと慰め參らせて、千尋の底にぞ沈み給ふ。悲しきかな、無常の春の
風、忽に花の御姿を散らし、情なきかな、分斷の荒き浪、玉體を沈め奉る。殿をば長
生と名づけて、長きすみかど定め、門をば不老と號して、老いせぬ關とは書きたれど
も、未だ十歳のうちにして、底の水屑とならせおはします。十善帝位の御果報、申す
も中々恐なり。雲上の龍下つて、海底の魚となり給ふ。大梵高臺の閣の上、帝釋喜見
の宮の内、古は槐門棘路の間に、九族をなびかし、今は船の内、波の下にて、御身
を一時にはろほし給ふこそ悲しけれ。

十一 能登殿最後

去程に女院は此の形勢を御覽じて、今はかうと思し召されけん、御硯、御燒石、
左右の御懐に入れて、海にぞ入らせ給ふを、渡邊の源五右馬允陸、小舟をつと漕ぎ寄
せて、御髪を熊手にかけて引き上げ奉る。女房達、それは女院にて渡らせ給ふぞ、過
仕るなと申されたりければ、急ぎ御所の御舟に移し奉る。大納言の典侍の局は、内侍
所の御唐櫃を脇に挟んで海へ入らんとし給ひけるが、袴の裾を舷に射つけられて、蹴
繩ひ仆れ給ひけるを、武士共取り止め奉る。扱内侍所御唐櫃の錠をねち切り、御蓋を

既に披かんとす。忽目眩れ、鼻血たる。平大納言時忠の卿は、生捕にせられておはし
けるが、それは、内侍所にて渡らせ給へば、凡夫は見奉らぬ物ぞと宣へば、兵ども
皆舌を振つて、恐れをの、く。其の後時忠の卿判官に申し合せて、元の如くからげ納
め奉らる。さる程に、門脇の平中納言教盛、修理の太夫經盛兄弟、手に手を取り組み
鎧の上に鎧を負うて、海にぞ沈み給ひける。小松の新三位の中將資盛、同じき少將有
盛、従弟の左馬の頭行盛も、手に手を取り組み、一所で海にぞ入り給ひぬ。人々はか
やうにし給へども、大臣殿父子はさもし給はず。舷に立ち四方を吃と見廻ぐらして、い
と心に思入りたる氣色もおはせざりしかば、平家の方の侍ども、傍をつと走り通る
やうにて、先右衛門の督を海へ岸波と突入れ奉り、大臣殿をも同う海にぞ入れてんげ
る。人々は鎧の上に、重き物を負うたり、抱いたりして入ればこそ沈め。此の人親子
はさもし給はず、なまじひに水練の上手にておはしければ、大臣殿は、右衛門の督沈
まば、我も沈まん、右衛門の督は父助り給は、我も共に助からんと思ひ、目と目を見
かはして、彼方此方へ泳ぎありき給ひけるを、伊勢の三郎義盛、小舟をつと漕ぎ寄せ
て、先づ右衛門の督を、熊手にかけて引き上げ奉り。大臣殿、なほ沈みもやり給はざ
つしを、一所に取り上げ奉る。乳母子の飛驒の三郎左衛門景經此の由を見參らせて我

君取り奉るは何者ぞとて、小舟に乗り、義盛が船に押し並べて乗り移り、太刀を抜いて打つてかゝる。義盛が童、主を討たせじと、中に隔り、三郎左衛門に打つてかゝる。三郎左衛門が打つ太刀に、義盛が童甲の眞向打ち割られて、二の太刀に頸打ち落さる。義盛猶危う見えけるを、隣の船より堀の彌太郎親經、十三束三伏能つ引いてひやうど放つ。三郎左衛門内甲を射させて疼む所に、堀の彌太郎義盛が船に乗り移り、三郎左衛門に組んで伏す。堀が郎等主に續いて乗り移り、三郎左衛門が腰の刀をぬき、鎧の草摺引き上げて、柄も拳も通れくと、三刀刺いて頸を取る。大臣殿は、乳母子が目の前にて、かやうになるを見給ひても、如何ばかんの事をか思はれけん。凡は能登殿の矢先に廻る者こそなかりけれ。能登殿其の日の装束には、赤地の錦の直垂に紫下濃の鎧きて、鍛形打つたる甲の緒をしめ黄金作の太刀を佩き、二十四さいたる截生の矢負ひ、滋藤の弓持つて、さしつめ引きつめ散々に射給へば、者ども多く手負ひ射殺さる。矢種皆盡きければ、黒漆の大太刀、大薙刀左右に持ちて、散々に廻り廻り給ふ。新中納言知盛の卿、能登殿の許へ使者を立て、いたう能登殿罪な作り給ひそ。さりとはよき武者かと宣へば、さては大将に組め、ござんなれとて、打物莖短に取持つて、舳艫に散々にないで廻り給ふ。去ども大将を見知り給はねば、物具の能き武者を

「紫下濃」京都本に唐綾威とあり元和本も同じ。「黄金作」右雨書に「贋物作」とあり。

「大太刀」元和本にも「黒漆の大太刀」とあり。大薙刀は「白柄の」とあれど、京都本と正節とに「はなし」。

ば、判官かと目をかけて、飛んでかゝる。いかゞはし給ひたりけん、判官の船に乗りあたり、あはやと目を懸けて跳んでかゝる。判官叶はじとや思はれけん、長刀をば弓手の脇にかい挟み、味方の船の二丈ばかり退いたりけるに、ゆらりと飛び乗り給ひぬ。能登殿早業や劣られたりけん、續いても飛び給はず。能登殿、今はかうとや思はれけん、大太刀大長刀をも海へ投げ入れ、甲も脱いて捨てられたり。鎧の袖、籠をもかながらり捨て、胴ばかりきて、大童になつて、大手を播げてぞ立たれたる。凡そはあたりを拂つてぞ見えし。能登殿、大音聲をあげて、我と思はん者どもは、寄つて教経組んで生捕にせよ。鎌倉へ下り、兵衛の佐に逢うて物一詞いはんと思ふなり。寄れや寄れと宣へども、寄る者一人もなかりけり。こゝに土佐の國の住人、安藝の郷を知行しける、安藝の大領實康が子に、安藝の太郎實光とて、凡三十人が力顯はしたる大力の剛の者、我に劣らぬ郎等一人具したりけり。弟の次郎も、普通には勝れたる兵なり。彼三人が能登殿を見奉つて、心こそ猛くとも何程のことかあるべき。たとひ長十丈の鬼なりとも、我等三人が掴みついたらんに、などか従へざるべき、いざやくみ奉らんとて、小舟に乗り、能登殿の船に押並べて、乗り移り、太刀の鎧を整へて、一面に打つてかゝる。能登殿、先づ眞先に進んだる安藝の太郎が郎等をば、肩裾を合せて、

「大手」播げての次京都本元祖本等には「船の屋形に立ち出で大音聲を」とあり。「大領」郡司なり盛衰記に阿波國の住人安藝大察助光の子太郎實光とあり。次郎季光とあり。「大力」「ダイカ」京都本「三十人」京都本とあり。

「さるへき」正節に「奉らでばあり鬼に對する語として非なり。能登殿の混じたるなるべし、今京都本によりて改む。元和本は京都本と同じ。

海へどうと蹴入れ給ふ。續いてかゝる安藝の太郎をば、弓手の脇にかい挟み、弟の次郎をば、馬手の脇に取つて挟み、一締しめて、いざうれ、己等死出の山の供せよとて、生年二十六にて、海へ突とぞ入り給ひぬ。

十三 内侍所都入

新中納言知盛の卿は、見るべき程のことをば見つ。自害せんとし給ひけるが乳母子の伊賀の平内左衛門家長を召して、日來の契約をばたがへまじきかと宣へば、平内左衛門さる事候ふとて、中納言殿にも鎧二領着せ奉り、我身も二領着て、手に手を取り組み、一所で海にぞ入りける。是を見て當座にありける二十餘人の侍ども、同じう海にぞ沈みける。されども其中に、越中の次郎兵衛、上總の五郎兵衛、悪七兵衛、飛騨の四郎兵衛などは、何としてかは遁れたりけん、其處をも終に落ちにけり。海上には赤旗赤幟など切り捨て、かなぐり捨てたりければ、龍田川の紅葉葉を嵐の吹き散らしたるに異ならず、汀に寄する白波は、薄紅にぞなりにける。主ちなき空しき船は潮に引かれ風に任せて、何地を指すともなく、ゆられ行くこそ悲しけれ。生捕には前内大臣宗盛公、平大納言時忠、右衛門の督清宗、内藏の頭信基、讃岐の中將時實、

「時實」平時忠の子。

「雅明」盛衰記には雅明に作る。「信康」信安ともあり信康の子。「北の政所」攝政基實の妻又女弟は攝政基通の妻なり共に清盛の女。「藤の御方」花山院兼雅の上義女房にて清盛の女なり。「帥の介殿」帥典待にて大納言時忠の妻太宰藤原顯時の子。「一人」安徳天皇の御事。「百官卿相」百官は群臣卿は三位以上相は大臣なり。「朱買臣」後漢の人武帝に仕へ放郷會郡に錦を着てかへりたり。「王昭君」大明統一志云昭君郡人王嫡女入漢掖庭元帝以後宮人多使、其形、毛延壽圖、其工、昭君獨

大臣殿の八歳の若君、兵部の少輔雅明、僧には二位の僧都詮眞、法勝寺の執行能圓、中納言の律師仲快、經誦坊の阿闍梨祐圓、武士には源太夫の判官季貞、攝津の判官盛澄、橋内左衛門の尉季康、藤内左衛門の尉信康、阿波の民部父子、以上三十八人なり。菊池の次郎高直、原田の大夫種直は、軍以前より年來の郎等共催し、集め甲を脱ぎ弓の弦をばづいて、降人にこそ参りけれ。女房達には、女院、北の政所、藤の御方、帥の介殿、大納言の佐殿、治部卿の局以下、以上四十三人とぞ聞えし。元暦二年の春の暮、如何なる年月にや、一人海底に沈み、百官波上に浮ぶらん。國母官女は、東夷西戎の手に隨ひ、臣下卿相は、數萬の軍旅に捕はれて、舊里へ歸り、或は朱買臣が、錦を着ざること歎き、或は王昭君が、胡國に赴きし恨も、かくやとぞ悲しみあはれける。四月三日の日、九郎大夫の判官義經、源八廣綱を以て、院の御所へ奏聞せられけるは、去ぬる三月二十四日、卯の刻に、長門の國壇の浦、赤馬が關、豊前の國田の浦、文字が關にて、平家を攻め亡し、内侍所しるしの御箱、事故なう都へ返し入れ奉るべきよし、奏聞せられたりければ、法皇大きに御感ありけり。公卿も殿上人も多つばに入らせおはします。法皇廣綱を御前の大床に召して、合戦の次第を悉しう御尋あつて、御感のあまりに、廣綱を當座に左兵衛の尉にぞなされける。同じき五日

の日に、北面に候ふ藤判官信盛を召して、内侍所しるしの御箱、一定かへり入らせ給ふか、見て参れとて、西國へ遣さる。寮の御馬賜つて、宿所へも歸らず、鞭を上げ、西を指してぞ馳せ下る、去程に、九郎大夫の判官義經、平氏男女の生捕ども、相具して上られけるが、同じき十四日、播磨の國、明石の浦にぞ着かれける。名を得たる浦なれば、更け行くまゝに月さし上り、秋の空にも劣らず、女房達はさし集ひて、一年是を通りしには、さすがにかくはなかりしものをとて、忍び音に泣きぞあはれける。帥の典侍殿、つくく月を見給ひて、いと心に思ひ入れたる氣色もおはせざりしかば、涙に床も浮くばかりなり。

眺むれば濡る、袂に宿りけり月よ雲井の物語せよ
治部卿の局

雲の上に見しに變らぬ月影のすむにつきても物ぞ悲しき
大納言の佐の局

わが身こそ明石の浦に旅寝せめ同じ波にも宿る月かな
判官も猛き武夫なれども、さこそ各の昔戀しう、物悲しくもやおはすらんと、身にしみてあはれにぞ思はれける。同じき二十五日、内侍所しるしの御箱、鳥羽に着かせ給

不路延壽及故
千願婚漢昭君
以圖當幸元
帝見之悔恨乃
殺延壽一籍其
馬昭君入胡悲
歌哀怨後死葬
胡中其塚草獨
青人為之立廟
御箱「オンパコ」
とよむ。
「經房」右中辨光房
の男。
「實家」藤原公能の
二男實定の弟。
「泰通」大納言成通
の弟。
「兼忠」源賴雅の
子。
「公時」藤原實國の
子。
「範能」藤原範範の
子。
「賴兼」源三位賴政
の子。
「義兼」義家三代の
孫武藏守義基の
男判官代は院
廳の官人。
「有影」伊豆守仲綱
の子。
「内侍所」黒管抄云

ふと聞えしかば、御迎に参らせ給ふ、公卿には、勘解由の小路の中納言經房の卿、檢非違使の別當左衛門の督實家、高倉の宰相中將泰通、權の右中辨兼忠、榎並の中將公時、但馬の少將教能、武士には、伊豆の藏人の大夫賴兼、石川の判官代義兼、左衛門の尉有綱とぞ聞えし。その夜の子の刻に、内侍所しるしの御箱、太政官の廳に入らせおはします。寶劔は失せにけり。神璽は海上に浮びたるを、片岡の太郎經春が、取り上げ奉つたりけるとかや。

十四 一門大路被渡

去程に、二の宮、歸り入らせ給ふ時、法皇、御迎の御車を参らせらる。外戚の平家に捕はれさせ給ひて、西海の波の上に漂はせ給ふ御事を、御母儀も、御乳母持明院の宰相も、斜ならず御歎ありしが、今待ち受け参らつさせ給ひて、如何ばかり、らうたく思し召されけん。同じき二十六日、平氏男女の生捕ども鳥羽に着いて、大路をわたさる。小八葉の車の前後の簾をあげ、左右の物見をひらく。大臣殿は淨衣を着給へり。日來はさしも色白う、清げにおはせしかども、潮風に瘦せ黒みて、その人とも見え給はず。されども四方を吃と見廻らして、いと心に思ひ入れたる氣色もおは

神璽内侍所は同
じき四月二十五
日に歸入り給は
しに沈み寶劔は
海に沈み御箱は
浮きてありける
を武者取つて尹
明ありけるに見
せなり内侍所は
大納言時忠とて
二位をせらと有
り者共の中に時
信子にてつつか
き事のみして度
々流されたり取
したりし者取り
是皆具して京へ
登にけり云々
「二の宮」高倉院の
高倉守貞親王後
堀河の御父百練
抄元暦二年四月
二十五日條云若
宮御入洛侍從信
相具院御車奉
迎云々
「御母儀」七條院
子左大臣信隆
の女なり
「持明院の宰相」持

「外戚」の前正節に
 あり諸本に「主上」の二字
 なき方よしあり
 ず。因つて今諸
 本に従ふ。

せす。御子右衛門の督は、白き直垂にて、父の御車のしりへぞ参られける。涙に咽び、俯俛して、目も見上げ給はず。平大納言時忠の卿の車も、同じう遣り續けられたり。子息内藏の頭信基は、疵を蒙つたりしかば、間道より入りにけり。讃岐の中將時賢も、眼所勞とて、わたされず。是を見んとて、凡は都の内にも限らず、山々、寺々より、老いたるも、若きも、多く來り集つて、鳥羽の南の門、四つ塚まで、はたと續いて、見る人、幾千萬といふ數を知らず。人はかへり見ることを得ず。車は輪を廻らす事能はず。去ぬる治承養和の飢饉、東國北國の軍に、人種多く亡び失せたりといへども、猶殘は多かりけるとぞ見えし。都を出で、中一年、無下に間近き程なれば、めでたかりしことも忘れず、さしも恐れをのきし人の、今日の形勢夢現とも分けかねたり。心なきあやしの賤男賤女に至るまで、皆涙を流し、袖を濡らさぬはなかりけり。まして、馴れ近づきたりし人々の、いかばかんの事をか、思はれけん。年來重恩を蒙つて、父祖の時より、伺候せし輩の、さすが、身の捨てがたさに、多くは源氏に附いたりしかども、昔の由縁、忽ち忘る可にもあらざれば、みな涙に咽び、俯俛して、目を見明けぬ者も多かりけり。大臣殿の牛飼は、木曾が院參の時、車遣り損じて切られたりし、次郎丸が弟、三郎丸にてぞありける。西國にては、狩男になつたりける

「兼雅」大納言忠雅
 卿の男。
 「親宗」民部少輔親
 光の男。

が、鳥羽にて判官に申しけるは、舍人牛飼など申す者は、淺しき下筋のはてにて、心あるべきにては候はねども、年來召し使はれ参らせ候ひし、御志の程も淺からず候へば、何か苦しう候ふべき、御許されを蒙つて、大臣殿の御最期の御車を、今一度仕り候は、やと申しければ、判官情ある人にて、尤しかるべし、疾うくとて赦されけり。三郎丸斜ならず悦び、尋常に装束き、懷より遺繩取り出して附けかへ、涙にくれて、行先は見えねども、牛の行くに任せつ、泣く泣く遣つてぞ罷りける。法皇は、六條東の洞院に御車を立て、御覽ある。さしも、御身近く召し使はれ参らせしかば、さこそは御懼恨うもや御覽せられけめ、公卿殿上人の車も同じう立て並べられたり。日來は何の人どもの、目にも見え、詞の末にもか、らばやとこそ思ひしか、今日はおかやうに見なすべしとは、誰か思ひよりしぞやとて、皆袖をぞ濡されける。一年宗盛公、内大臣になつて喜び申のありし時、公卿には花山院の中納言兼雅の卿を始め奉つて、十二人扈衛して遣りつゞけらる。藏人の頭親宗、以下の殿上人十六人前驅す。中納言四人、三位の中將も三人までおはしき。平大納言時忠の卿、其時は未だ左衛門の督にておはしけるが、御前へ召され参らせて、様々にもてなされ、さまゝの引出物賜うで出されたりしには、又立雙ぶ人もなかりしぞかし。今日は月卿雲客一

「六條堀川」六條の北堀川の東油小路の西にあり。正節大宮とす。

人も供奉せられず。同じう壇の浦にて、生捕にせられたりし二十餘人の侍共も、皆白き直垂にて、鞍の前輪にしめつけてぞ渡されける。六條を東へ川原までわたして、それよりかへつて、判官の宿所、六條堀川なる所に据る奉つて。嚴しう守護し奉る。御物參らせけれども、胸せき塞つて、御箸をだにも立てられず、大臣殿は夜になれども、つゆ眞睡み給はず。袖かたしきて臥し給ひたりけるが、御子右衛門の督に、御淨衣の袖を打ち着せ給へるを、源八廣綱見奉つて、あはれ、高きも賤しきも、恩愛の道程悲しかりけることはなし。御淨衣の袖を打ち着せ給ひたればとて、何程のことかおはすべき。せめての御志の深きかなとて、皆鎧の袖をぞぬらしける。

十六 平大納言文沙汰

平大納言時忠の卿も、判官の宿所近うおはしけるが、子息讃岐の中將時實を招いで、散らすまじき文ども、一匣判官に取られてあるぞとよ、是を鎌倉の源二位に見せば、人も多く亡び、我身も命助かるまじ、如何せんと宣へば、中將申されるは九郎は雄き武士なれども、女房などの訴へ申すことをば、持離れずとこそ承はれ。夫れに姫君達数多ましまし候へば、何れにても、御一所見せさせおはしまし、親しう

「當腹」盛衰記に當時の北の方帥の典侍の腹に今年十八になる姫君とあり。

「先の上」先妻の義盛衰記に河越の太郎重頼とあり。

「平家亡び」以下「過分の振舞をせんずらん」とぞ宣ひける。まで京都本及正節にては間之物なり。

ならせ給ひて後、さて彼の文の事をば宣ひ出さるべくもや候ふらんと、申されければ、その時大納言、涙をはらりと流いて、さりとて我世にありし時は、姫共をば皆女御后に立てんとこそ思ひしか、なみ／＼の人に見すべしとは、誰か思ひよりしぞやとて、泣かれければ、讃岐の中將申されるは、いまだゆめ／＼思し召すべからずとて、中將の計ひとて當腹の姫君の生年十七になり給ふをと申されけれども、大納言それをば、餘りにいとほしき事に思はれければ、先の腹の姫君の生年二十二になり給ふをぞ、判官には見せられける。是は年こそ少しおとなしけれども、みめ容世に勝れ、心さま優におはしければ、判官も斜ならず嬉しき事にして、先上の河越の小太郎重房が女もありけれど、も、それをば猶別の所に移し、尋常に、座敷しつらうてぞ置かれける。親うならせ給ひて後扱彼の文の事を宣ひ遣されたりければ、判官、刺、封をだに解かずして、返されけり。やがて焚きてぞ捨られける。如何なる御文にてかありけん。後には覺束なうぞ聞えし。

十七 副將被斬

「去程に平家亡び、源氏の世になつては後、西國への道の間も煩ひなく、都もおだしかりければ、天が下の人は皆九郎大夫の判官程の人ぞなき。鎌倉の源二位何事をかし出

したる、世は一向判官のまゝにてあらばや、なんどいふ事を、源二位洩れ聞き給ひて、これは頼朝がよく計ひて、先に討手を遣はしたればこそ、平家は容易う亡びたれ。九郎ばかりでは、いかでか、たやすう亡ぶべき。人のかくいふについて奢る事しかるべからず、それに人しもこそ多けれ、平大納言の躰になつて、大納言持てあつかふらんも受けられず、大納言又躰取然るべからず、是へ下つても、定めて過分の舉動をせんずらんとぞ宣ひける。』

元暦二年五月六日の日、九郎大夫の判官義經、大臣殿父子具足し奉つて、關東へ下らるべきに定りしかば、大臣殿判官の許へ使者を立て、明日關東下向の由聞え候ふ。それにつき候ひては、生捕の中に、八歳の童と附けられ參らせて候ふは、未だうき世に候ふやらん、たまはつて今一度見候はゞやと、宣ひ遣されたりければ、判官の返事に、誰とても恩愛の道は、思ひ切られぬ事にて候へば、誠にさこそ思し召され候らばめとて、河越の小太郎重房が許に、預け置き奉つたりける若君を、急ぎ大臣殿の許へ具足し奉るべき由、宣ひ遣されたりければ、河越、人の車借つて打乗せ奉る、二人の女房共も、共に乗つてぞ出でにける。若君は父を遙に見參らつさせ給はねば、世にも御懐しげにてぞまし／＼ける。大臣殿、若君を見給ひて、いかにや副將これへと宣へば、

「元暦二年五月六日、正節に五年五月六日とある誤なり今改む。」

急ぎ父の御膝の上へぞ參られける。大臣殿、若君の髪掻き撫で、涙をばら／＼と流いで、これ聞きたまへ各、この子は、母もなきものにてあるぞとよ。この子が母は、是れ生むとて、産をば平かにしたりしかども、やがて打ち臥し惱みしが、七日と云ふにはかなくなつてあるぞとよ。若此の後如何なる人の腹に公達を設け給ふとも、是をば思し召し捨てずして、わらはが紀念に御覽せよ。相構へて乳母なんどの許へも遣すな、とこそいひしか、朝敵を平けん時、あの右衛門の督には、大將軍をさせ、是には副將軍をさせせんずればとて、名を副將とつたりしかば、斜ならず嬉しげにて、既にかぎりの時までも、名をいひなんどして愛せしが、七日といふに、終にはかなくなりてあるぞとよ。此子を見る度毎には、その事が忘れ難く覺ゆるぞやとて、泣かれければ、守護の武士ども、皆鎧の袖をぞ濡らしける。右衛門督も泣き給へば、乳母も袖をぞ絞りける。やゝあつて大臣殿、いかにや副將よ、はや疾う歸れと宣へども、若君かへり給はず。右衛門の督是を見給ひて、いかにや副將御前今宵はとうかへれ、只今客人の來んするに、朝は急ぎ參れと宣へども、父の御淨衣の袖にひしと取りついて、いなや歸らじとこそ泣かれけれ。かくて遙に程經れば、日も漸々暮れかゝりぬ。さてしもあるべきことならねば、乳母の女房抱き取つて、終に車に乗せ奉る。二人の女房

共も、共に乗つてぞ出でにける。大臣殿若君の御後を遙に御覽じ送つて、日來の戀しさは、事の數ならずとぞ、悲ひ給ひける。この子は、母の遺言が無慙さにさし放つて、乳母なんどの許へも遣さず、朝夕御前にて育て給ふ、三歳にて初冠して、義宗とぞ名乗らせける。やう／＼生ひ立ち給ふほどに、眉目貌世に勝れ、心さま優におはしければ、大臣殿も斜ならず、嬉しきことに覺して、されば西海の波の上、船の中までも引き具して、片時も離れ給はず。然るを軍敗れて後は、今日ぞ互に見給ひける。重房判官に申しけるは、抑々若君の御事をば何と計ひ候ふやらんと申しければ、鎌倉まで具足し奉るに及ばず。汝是にて兎も角もよきやうに相計へとぞ宣ひける。畏り承つて宿所に歸り、二人の女房どもにいひけるは、大臣殿は、明日關東へ御下向候ふ間、若君をば京都に止め置きまゐらせて、緒方の三郎維義が手へ渡し奉らるべし。疾う／＼召され候へとて、御車を寄せたりければ、若君何心なうぞ召されける。二人の女房共又乗つてぞ出でにける。若君は又先のやうに、父御前の御許へかと嬉しげに覺したるこそいとをしけれ。六條を東へ、河原まで遣つて行く。あはれ是は怪しきものかなと、肝魂を消して見る所に、やゝあつて、兵ども五六十騎が程、川原中へ打つて出でたり。やがて車を遣り止め、若君下りさせ給へとて、敷皮敷きて据ゑ奉る。呆れたる御

「嬉しき事」の次
き諸木覺の字あ
り正節なし今之
を補ふ。

「緒方」「チカダ」と
「カ」の字すむ。

形勢にて、抑々我をばいづちへ具して行かんとはするぞと宣へば、二人の女房ども涙にむせび、うつぶしてしばしは兎角の御返事にも及ばず、聲を計りにをめき叫ぶ。重房が郎等太刀を引きそばめ、左んの方より若君の御後に立ち廻り、既に斬り奉らんとしけるを、若君見つけ給ひて、幾程通るべき事のやうに、急ぎて、乳母の懷の中へ逃げ入らせ給ひける。二人の女房ども若君を抱き參らせて、只我々を失ひ給へとて、天に仰ぎ地に俯して、泣き悲めども中妻そなき。やゝあつて重房涙を抑へて申しけるは、今は如何にも叶はせ給ふべからすとて、急ぎ乳母の懷の中より、若君引き出し參らせ、腰の刀にて押し伏せて、終に御頸をぞ搔いてんげる。首をば判官に見せんとて、取つて行く。二人の女房ども徒跣にて追ひつき、何か苦しう侍ふべき、御首を給はつて、孝養し參らせ候はんと申しければ、判官情ある人にて、尤然るべし。疾う／＼とて賜びにけり。二人の女房ども、斜ならず悦び、是を取つて懷に引き入れて、京の方へ返るとぞ見えし。其の後五六日して、桂川に女房二人、身を投げたりといふ事ありけり。一人、をさなき人の首を抱いて沈みたりしは、此の若君の乳母の女房にてぞありける。今一人軀を抱いて沈みたりしは、介錯の女房なり。乳母が思ひきるは、責めていかげせん。介錯の女房さへ身を投げゝるこそ哀なれ。

「桂川」大井河の下
流、葛野郡にあ
り。

十八 腰越

「五月七日百練抄云五月七日巳丑前内大臣巳下生處等下遺關東」

元暦二年五月七日の日、九郎大夫の判官義經、大臣殿父子具足し奉つて、既に都を立ち給ふ。粟田口にもかゝり給へば、大内山は雲井のよそに隔りぬ。關の清水を見給ひて、大臣殿泣くく詠じ給ひけり。

都をば今日をかぎりの關水にまたあふ坂の影やうつさん

道すがらも心細げにおはしければ、判官情ある人にて、やう／＼に痛はり慰め奉り給ふ。大臣殿哀如何にもして、今度の命を助けてたべとぞ宣ひける。判官さ候へばとて、御命失ひ奉るまでの事はよも候はじ。縦令左候ふとも、義經かうで候へば、今度の勳功の賞に申し替へて、御命ばかりをば助け奉らん。さりながらも、遠き國遙の島へも移しぞ遣り参らせんすらん、と申されたりければ、大臣殿、假令蝦夷が千島なりとも、命だにあらば、と宣ひけるこそ口惜しけれ。同じき二十三日、判官 鎌倉へ下り着き給ひたりしかば、梶原平三景時、判官に先立つて、鎌倉殿に申しけるは、今は日本國、残る所もなく、從ひ附き奉つて候ふ。然は候へども、御弟、九郎大夫の判官殿こそ、終の御敵とは、見えさせ給ひて候へ。其故は、一を以て萬を察すとて、一の谷を

「鎌倉下着」東鑑云五月十五日延尉使者(景光)参着相具前内府父子合参向云々十六日記云今日前内府入鎌倉觀者如堵

上の山より落さずば、東西の木戸口敗れがたし。されば生捕をも死捕をも、みな義經にこそ見すべきに、物の用にも合ひ給はぬ、蒲殿の見参に入るべきやうやある。本三位の中將殿を、急ぎ是へ給ひ候へ、給すば義經参つて給はらんとして、既に事出で來んとし候ひしをも、景時が能く計ひて、土肥に心を合せて、本三位の中將殿を、土肥の次郎實平に預け置き奉つてこそ、世は辭つて候へと申しければ、鎌倉殿大きに打ちうなづいて、九郎が今日はへ入るなる、各用意し給へと宣へば、八箇國の大名小名馳せ集つて、程なく數千騎にこそなり給へ。鎌倉殿は軍兵七重八重にする置き、我身はその中におはしながら、九郎は進疾き男なれば、此疊の下よりも這ひ出でんする者なり。されども頼朝はせらるまじとぞ宣ひける。金洗澤に關するさせ、大臣殿父子請うとり奉つて、それより判官をば腰越へ追ひ返さる。判官、こはされば何事ぞや。去年の春、木曾義仲を追討せしより以來、今年の春平家を悉く亡し果て、内侍所しるしの御箱事故なう都へ返し入れ奉り、あまつさへ大將軍大臣殿、父子生捕にして是まで下りたらんするには、假令如何なる不思議ありとも、一度はなどか對面なからん。凡九國の總追捕使にも補せられ、山陰山陽南海道、いづれなりとも預けられ、一方の御固にもなされんするかとこそ思ひつるに、纔に伊豫の國許知行すべき由を宣ひて、鎌

倉中へだに入れられざる事、これは何事ぞや、凡日本國中を静むることは、義仲義経がしわざにあらずや。譬へば父が同じ子にて、先に生るゝを兄とし、後に生るゝを弟とするばかりなり。天下を知らんに、誰かは知らざらん。謝する所を知らずと、叱かれけれども甲斐ぞなき。判官やうゝに陳じ申されけれども、景時が讒言の上は鎌倉殿用ひ給はず、判官泣くなく一通の状を書いて、廣元の許へ遣さる。一源の義経恐れながら言し上げ候ふ意趣は、御代官の其一に選ばれ、勅宣の御使として、朝敵を平げ會稽の耻辱を雪ぐ。勳賞行はるべき處に、思の外の虎口の讒言によつて、莫大の勳功を默だせらる。義経犯しなうして、科を蒙る。功あつて謬りなしといへども、御勘氣を蒙る間、空しく紅涙に沈む。讒者の實否を正されず、鎌倉中へだに入れられざる間、素意を述ぶるに能はず、徒に數日をおくる。この時に當つて、永く温顔を拜し奉らず、骨肉同胞の義既に絶え、宿運極めて空しきに似たるか、はた又先世の業因を感ずるか。悲しきかな、此の條、故亡父尊靈再誕し給はずんば、誰の人か愚意の悲歎を申し披かんと、いづれの人か哀憐を垂れんや。事新しき申條、述懐に似たりといへども、義経身體髮膚を父母に受け、幾何の時節を経ずして、故頭の殿御他界の間、孤となつて、母の懷の中に抱かれて、大和の國宇陀の郡へ赴きしより以來、一日片時も安堵の思に

「源義経」以下は有名なる鑑狀にて撰物たり

「故頭殿」左馬頭義朝のこと。「宇陀郡」宇陀郡龍門にあり伯父を尋ねて隠れたること平治物語に見ゆ

住せず、甲斐なき命は存すといへども、京都の經廻難持の間、躬を在々所々にかくし、邊土遠國を棲として、士民百姓等に服せらる。然るに、幸慶忽に純然して、平家の一族追討のために、上洛せしむる手合に、先づ木曾義仲を誅戮の後、平家を攻め傾けんがために、或時は蛾々たる岩石に駿馬に鞭打つて、敵のために命を亡さんことを顧みず。或時は漫々たる大海に風波の難を凌ぎ、身を海底に沈めんことを痛まずして、尸を鯨鯢の腮に懸く。加之、甲冑を枕とし、弓箭を業とする本意、しかしながら亡魂の憤をやすめ、年來の宿望を遂げんと欲するより外他事なし。剩、義経五位の尉に補任の條、當家の重職何事かこれに如かん。然れども、今憂深く、歎切なり。佛神の御助にあらざるより外、いかでか愁訴を達せん。是によつて、諸寺諸社の牛王寶印の裏を以て、全く野心を挾まざる旨、日本國中の大小の神祇冥道を請じ、驚し奉つて、數通の起請文を書き進ずといへども、猶以て御宥免なし。それ我國は神國なり、神は非禮を受け給ふべからず。憑む所他にあらず。偏に貴殿廣大の慈悲を仰ぎ、便宜を窺ひ、高聞に達せしめ、秘計を廻らして、誤なき旨を宥せられ、放免に預らば、積善の餘慶、家門に及び、榮花を永く子孫に傳へん、仍つて年來の愁眉を扱き、一期の安寧を得ん。書紙につくさず。しかしながら、省略せしめ候ひ畢んぬ。義経恐惶謹

「我國は神國」日本紀三代實錄などにあり。神皇正統記の開卷第一に「大日本は神國なり」とあり。日蓮の文に「代には此の思想物興せるもの」語。易聚辭傳の

んで言す。元暦二年六月五日の日、源の義経進上、因幡の守の殿へ」とぞ書かれたる。

十九 大臣殿誅罰

去程に、鎌倉の源二位大臣殿に對面ありけり。おはしける所、庭を一つ隔て、向なる屋にする奉り、簾の中より見出し給ひて、比企藤四郎能員を以て、平家を全く頼朝が私の敵とはゆめく思ひ奉らす。その故は、故入道相國の御赦され候はずば、頼朝いかでか命の助かり候べき。さてこそ二十餘年までは罷り過ぎ候ひしか。されども朝敵とならせ給ふ上は、急ぎ追討すべき由の院宣賜り候ふ間、是れまでは打迎へ奉つたり。かやうに、御見參に入ること、返す返すも本意なれとぞ宜ひける。能員此の事を申さんとて、大臣殿の御側近う参りたりしかば、居直り畏り給ふぞ口惜しき。東國の大名小名多う並み居たりける中に、京の者幾らもあり、又平家の家人たつし者も多かりけり。あなあさまし、京鎌倉耻を晒し給ふだにあるに、今又居直り畏り給ひたればとて、いかでか、今更御命の助かり給ふべきかと。人皆慙愧しけり。其の中に或人の申しけるは、猛虎深山に在る時は、百獸震ひ恐ぶ、檻穽の中にある時は、尾を揺して食を求むとて、猛き虎の深山にある時は、百の獸恐ぢ懼ると

「能員正節に義員とある悪し悪管抄には阿波の人とあり。」

「猛虎深山」文選四十一司馬遷答

任安書云猛虎在深山百獸震恐及檻穽之中搖尾而求食云

「大臣父子」東鑑六月九日記云廷尉此間逗留酒勾今日相見前内府歸路二品差馬允淺羽庄司字佐平事已下壯士等被相副四人矣存延府日來所存者征平氏間大賞大功可達本望歎之思儲不遂忽以相違刺歸其恨已深於古恨云々

「本性房」盛衰記に金性房とあり長門本大原を藤原に作る大原は川賀郡今の深川

いへども、取つて檻の中に籠められて後は、尾を揺つて人に向ふらんが様に、此大臣殿も心猛き大將軍なれども、運盡きかくなつて後は、箇様の事も在するにこそと、申す人々もありけるとかや。判官やうくに陳じ申されけれども、景時が讒言の上は、鎌倉殿用ひ給はず。六月九日の日九郎大夫の判官義経又大臣殿父子具し奉つて都へ歸り上り給ふ。大臣殿は、今一日も日數の延ぶることを、嬉しき事にぞ思はれける。國々宿々打ち過ぎく上る程に、尾張の國內海といふ所あり。是は一年故左馬の頭義朝が誅せられし所なれば、こゝにてぞ一定斬られんすらん、と思はれけれども、そこをも過ぎしかば、さては我命の助らんするにこそと嬉しげに覺したるこそいとほしけれ。右衛門の督は然は思ひ給はず、かやうに暑き比なれば、頸の損せぬやうに計ひて、郡近うなつてこそ斬らんすらめ、と思はれけれども、父の歎き給ふがいたはしさに、然は申されず。偏に唯念佛のみぞ勧め申されける。同じき二十三日、近江の國篠原の宿に著き給ひたりしかば、判官情ある人にて、三日路より人を先き立て、善知識のためにとて、大原の本性房湛豪と申す聖を請じ下されたり。昨日までは、親子一つ所におはせしかども、今朝よりは引き離し奉つて所々に据ゑ奉る。大臣殿善知識の聖に向つて宣ひけるは、そもく右衛門の督は、いまだ浮世に候ふやらん。假令首をこ

「大梵王宮帝釋の居城。解前に出つ。」
 「初利天」三十三天と譯す。欲界六天中の第二須彌山の頂上あり。釋大にして四方に八天あり。其れに三十三天なり。帝釋天を加へて三十三天なり。支應音義云。初利梵音訛略。正言多羅夜登陵。此云三十三。不老不死。始皇童男童女を道にして蓬萊に靈藥を求めしめし故事。

そ勿ねらるゝとも、軀は一つ席に伏さんとこそ契りしか、此の十七年が間一日片時も身を離たず、京録倉恥を暴らすも、あの右衛門督故なりとて、泣かれければ、聖も哀に思はれけれども、我さへ心柔うては、叶はじとやん思はれけん、涙押し拭ひ、さらぬ體にもてなし、誰とても恩愛の道は思ひ切られぬ事にて候へば、誠にさこそ思召され候はめ、昔も例なし、帝の御外戚にて、丞相の位に到らせ給ひぬ、今又かゝる御目にあはせ給ふ事も、唯前世の宿業なれば、世をも人をも、神をも佛をも、怨み思し召すべからず。大梵王宮の深禪定の樂み、思へば程なし。況や電光朝露の下界の命に於てをや、初利天の億千歳只夢の如し。三十九年を保たせ給ひけんも、僅に一時の間なり。誰か嘗めたりし不老不死の藥、誰か保ちたりけん東父西母が命、秦の始皇の驕を極め給ひしも、終には驪山の塚に埋もれ、漢の武帝の命を惜み給ひけんも、空しう茂陵の苔に朽ちにき。生あるものは必ず滅す。釋尊未だ樹檀の烟を免れ給はず、樂み盡きて悲來たる。天人猶五衰の日に遭へりとこそ承れ。されば佛は我心自空、罪福無主、觀心無心、法不住法と、善も惡も空なりと觀するが、正しう佛の御心に相叶ふ事にては候ふなり。如何なれば、彌陀如來は五劫が間思惟して、起し難き願を發しましたますに、如何なる我等なれば、億々萬劫の間生死輪廻して多人萬劫が間寶の山に入

「東父西母」東方朝西王母。
 「始皇」阿房宮を建て奢侈を極む武皇帝は道士文成を求めて不死の藥を果さずして死去。
 「天人の五衰」天人は榮花を極めたるものなれども死期來れば頭上の花しほれ、腋下より汗出で、身より光消え、兩眼見えず、樂つき身散亂す。
 「我心自空」以下般若經の文。
 「公長」長門本橋三郎公忠に作る公長の子とあり。
 「許に」卿の次二字補ふ。

「親經」東鑑景光に作り一本には友廣とあり。
 「二十四日」百鍊抄

つて手を空しうせん事、歎きの中口惜しいことにては候はずや。今は餘念思し召すべからずとて、頻に鉦打鳴らし念佛をのみ勸め奉れば、大臣殿も然るべき善知識と思し召し、忽に忘念を離し、西に向つて手を合せ、高聲に念佛百遍ばかり稱へさせ給ひつ、首を伸べてぞ侍たれける。橘右馬允公長、太刀を引きそばめ、左んの方より大臣殿の御後に立ち廻り、既に斬り奉らんとしけるを、大臣殿見付け給ひて、右衛門の督も、既にかと、宣ひけるこそ哀れなれ。公長後へ寄るかと思えしかば、首は前にぞ落ちにける。この公長と申すは、平家相傳の家人にて、就中、新中納言知盛の卿の許に朝夕伺候の侍なり。さこそ世に誦ふ習ひとはいひながら、無下に情なかりつる事どもかなと、慚愧する人も有けるとかや。右衛門督にも又先の如く戒保たせ奉り、念佛をのみ勸め奉る。右衛門の督、善知識の聖に向つて宣ひけるは、そも、父の御最後は、如何まし、候ふやらん、目出度まし、候ひつ。御心安う思し召され候へ、と申されければ、右衛門の督、今はうき世に思ひ置くことなし。さらば疾う斬れとて、首を延べてぞ討せらる。今度は堀の彌太郎親經切つてんげり。首をば判官持せて都へ上り給ふ。軀は公長が沙汰として、父子一穴にぞ埋めける。是は大臣殿の餘に罪深く宣ひけるに依つてなり。あくる二十四日、檢非違使ども、三條河原に出で向つ

云廿三日内大
宗等右衛門督
請取懸三條東
法皇於三條東
洞院御見物可
亦被首哉否丞
相云々

「破阿宗成」東鑑六
日九日云重衡
野自去年在狩
今被渡源藏人
大夫頼兼一同
進發任衆徒中
都云々狩野は
南家の庶流なり
宗茂は工藤茂光
豆國狩野に住す
其の子維繼伊豆
國押領使たり
「頼政の孫孫にあ
らずなり此の
文誤なり」
「大津」近江に
り山科浦は山城
に出つる路に
近江の道賀郡よ
り通る路に
「姉の大夫三位大
納言の典侍頼綱
の嫡女六條院の
御乳母成子な

て、平氏の首受取る、三條を西へ、東の洞院を北へ渡いて、獄門の左んの樗の木にぞ懸
けたりける。三位以上の首、大路を渡さるゝ事、異國には其例もやあらん、我朝には
未だ聞かず。平治にも信頼の卿は、さばかんの悪行人たりしかども、大路をば渡され
ず、平家に取つてぞ渡されける。西國より歸つては、生きて六條を東へわたされ。
東國よりかへつては、死んで三條を西へわたさる。生きての耻、死しての耻、いづれ
も劣らざりけり。

平家物語卷十一終

卷十二

一 重衡被斬

さる程に、本三位の中將重衡の卿をば、狩野の介宗茂が預かり奉つて、去年より伊
豆におはしけるを、南都の大衆とかう申に依つて、さらば遣さるべしとて、源三位入
道頼政の孫、伊豆の藏人の大夫頼兼に仰せて、遂に奈良へぞ渡されける。今度は、都
の中へは入れられずして、大津より山科通に、醍醐路を経て行けば、日野は近かりけ
り。この北の方と申すは、鳥飼の中納言惟實の女、五條の大納言國綱の養子、先帝の
御乳母、大納言の佐の局とぞ申しける。されば中將、一の谷にて生捕にせられ給ひて
後も、先帝に付き参らせておはせしが、壇の浦にて海に沈ませ給ひて後は、武夫のあ
らけなきに捕はれて、舊里へかへり、姉の大夫三位に同宿して、日野といふ所にぞお
はしける。三位の中將の露の命、草葉の末にかへつて、未だ消え遣り給はぬ由聞えし
かば、いかにもして、變らぬ姿を今一度見もし見えばや、とは思はれけれども、さる
べき使もなかりしかば、唯泣くより外の慰なくして、明し暮し給ひけり。其後中將、
守護の武士に宣ひけるは、さてもこの程各、芳心おはしつる事こそ何よりも又嬉しけ

「藍摺の直垂」あるにて模様をすりたる地もて作れる直垂。

れ。最後に今一度芳恩蒙りたきことあり、我は一人の子なれば、うき世に思ひ置くことなし。年來契つたる女房の、日野といふ所にありと聞く。今一度見参して、後生の事をもいひ置かばやと、思ふはいかにと宣へば、武士も岩木ならねば、誠に女房ななどの御事は、何か苦しい候ふべき、疾うくとて許し奉る。中將斜ならず悦び、人を入れて申されけるは、是に、大納言の佐の局、と申す人の、御渡り候ふやらん。本三位の中將殿の、只今奈良へ御通り候ふが、立ちながら御見参に入り度き山仰せられ候といはせられたりければ、北の方いづらやいづらとて、走り出で、見給ふに、藍摺の直垂に、折鳥帽子きたる男の瘦せ黒みたるが、縁に寄り居たるぞ其なりける。北の方御簾の際近う出で、如何にやいかに、夢かや現か、是へ入り給へ、と宣ひける御聲を聞き給ふにつけても、只先だつものは涙なり。中將御簾うちかづき、涙をばら／＼と流いて、去年の春、攝津の國一の谷にて、如何にもなるべかりし身の、切めての罪の報にや、生きながら捕はれて、京鎌倉を暴すのみならず、はては南都の大衆の手へ渡されて、斬らるべしとてまかり候ふ。夢ならずして、變らぬ姿を今一度見もし見えばや、とこそ存じしか、今はうき世に思ひ置くことなし。これにて頭を剃り、髪をも形見に奉りたるは候へども、かゝる身に罷りなつて候へば、心に心をも任せず

「越前の三位の上」通盛の北の方小宰相なり入水の本第九巻に見ゆ。

とて、額の髪を掻き分け、口の及ぶ所を少し喰ひ切つて、これを形見に御覽せよとて奉り給へば、北の方日來戀しう思はれるより、今一しほ思の色ぞまさられける。やゝあつて、北の方涙を抑へて、去年の春、攝津の國一の谷にて生捕にせられ給ひぬとき、し後は、二位殿越前の三位の上のやうに、水の底にも入りたかりつれども、正しう此世におはせぬ人とも承はらざりしかば、變らぬ姿を、今一度見もし見えばやと思ふ爲にこそ、憂きながら、今日までもながらへたれ。今までながらへたるは、もしやの頼にてもありつるが、さては今を限にておはしつる事の悲つさよとて、昔今の物語ども宣ひかはずにつけても、只盡きせぬものは涙なり。良有つて北の方、又涙をおさへて、餘に御姿のしをれて侍ふに、奉り替へよとて、給の小袖に淨衣を添へて出されたり。中將是を着かへつゝ、もと着給ひたりける物をば、これをも形見に御覽せよとて奉り給へば、北の方それもある御事にては侍らへども、はかなき筆の跡こそ、後の世までの御形見にては侍へとて、御硯を出されたり。中將泣く／＼、一首の歌をぞ書れける。

せきかねて涙のかゝるから衣後のかたみに脱ぎぞかへぬる
北の方の返事に、

ぬぎかふる衣も今は何かせん今日を限りのかたみと思へば
 後の世には生れあひ奉るべし。必ず一つ蓮にと祈り給へ。日もたけぬ、奈良へも遠う
 候へば、守護の武士どもの待つらんも心なし、暇申してとて既に出んとし給へば、北
 の方、如何にやしはしとて、引き止め給ふ、中將、唯心の中をば推し量り給ふべし。
 さればとてながらへ果つべき身にもあらずとて、思ひ切つてぞ立たれる。誠に此世
 にて相見んことも、今日ぞ限りと思はれければ、今一度立ち返りたくは思はれれど
 も、心弱くては叶はじと、思ひ切つてぞ出でられける。北の方は御簾の外までまろび
 出で、倒れふし、をめき叫び給ひけり。その御聲門の外まで聞えければ、中將、涙に
 くれて行先も見えねば、駒をも更にはやめ給はず、なかくなりける見参かなと、今
 は悔しうと思はれる。北の方は、やがて走りも出でおはしぬべうは思はれれど
 も、それも流石なればとて、引きかづいてぞ臥し給ふ。さる程に南都の大衆、三位の
 中將請け取り奉つて、僉議す。抑々此の重衡の卿は、大犯の悪人たる上三千五刑の中
 にも洩れ、修因因果の道理極定せり。佛敵法敵の逆臣なれば、須く東大寺、興福寺、
 兩寺の大垣を廻らして、堀首にやすべき、また鋸にてや切るべきと僉議す。老僧の中
 に僉議しけるは、それも僧徒の法には穩便ならず。たゞ武士にたうで、木津の邊にて

「三千五刑」唐にいふ五刑とは墨劓剕宮大辟等なり
 「修因因果」因果應報の理

「堀首」生ながら地中に埋めて首を切る極刑
 「木津川」山城の相樂郡にあり泉河ともいふ

「袖の括」括緒を佛の御手に懸け中將に控へさせたるは彌陀の引接を請ふためなり
 「調達」悪人提婆が事なり智度論に出づ。破僧得五百弟子。推山。眼佛傷。足指。山拳。殺。華。色。比丘。尼。是。三。逆。なり。
 「天王如来」釋尊の

斬らせらるべしとて、遂に武士の手へぞ渡されける。武士これを請け取つて、木津川の畔にて、既に斬りたてまつらんとしけるに、數千人の大衆、守護の武士、見る人幾千萬といふ數を知らず。こゝに三位の中將の年來の侍に、木工右馬の允知時といふ者あり。御最後を見奉らんとて、鞭を打つてぞ馳せたりける。既に斬り奉らんとしける所に馳せついで、急ぎ馬より跳んで下り、千萬人の立ち圍ふたる中を押し分け、中將殿の御前に参りかしこまつて、知時こそ御最後を見奉らんが爲に、是まで参じて候へと申しければ、中將、志の程誠に神妙なり。餘に罪深う覺ゆるに、最後に佛ををがみ奉つて、斬らればやと思ふはいかにと宣へば、知時、易い程の御事候ふとて、守護の武士に申し合せて、其邊近き里より、佛を一體迎へ奉つて出来たり。幸に阿彌陀にてぞましゝける。河原のいさごの上にする奉り、知時が狩衣の袖の括を解いて、佛の御手に懸け、中將殿にひかへさせ奉る。中將これをひかへつゝ、佛に向つて申されけるは、傳へ聞く調達が三逆を作り、八萬藏の聖經を焼き亡し、にも、終には天王如来の記別に預り、所作の罪業誠に深しといへども、聖經に値遇せし逆縁朽ちずして、却つて得道の因となる。今重衡が逆罪を犯す事、全く愚意の發起にあらず。只世の理を存するばかりなり。生を受くる者誰か父の命をそむかんや、命を保つ者誰

「赤經」説を云ふと韻會にあり。

「風聲」通典云夏后未代制輦商曰胡奴車周曰輦車隋制輦而不施輦以人荷之風輦は庚より起る。
「主上」後鳥羽天皇の御事。
「齋衛三年」文徳實錄云是日地震數震京師及城南殿屋舍毀壞或佛塔倚傾。
「天慶二年」元年の撰扶桑略記には天慶元年四月十五日とあり。

といふ數を知らず。四大種の中に、水火風雨は常に害をなせども、大地に於て異なる變をなさず。今度ぞ世の失せ果てとて、天の鳴り地の動く度毎には、上下遣戸障子を建て、聲々に念佛申し、をめき叫ぶこと夥し。八九十、七八十の者ども、世の滅するなんどいふことは常の習ひなれども、まのあたりかゝる事を見ずといひければ、童どもは是を聞いて、聲々にをめきさけぶ。法皇は、新熊野へ御幸なりて、御華參らせ給ふ折節、かゝる大地震あつて、觸穢出で來にければ、御輿に召して、急ぎ院の御所六條殿へ還御有る。御供の公卿殿上人、道すがら如何ばかんの心をか碎かれけん、法皇は南庭に帷屋を建て、ぞおはします。主上は鳳輦に召して、池の汀へ行幸有る。女院、宮宮は、御車に奉つて、他所へ行啓ありけり。天文博士、急ぎ内裏へ馳せ參つて、夕さり亥子の刻には、大地必ず打ちかへすべき由申しければ、怖しなんどもおろかなり。昔、文徳天皇の御宇、齋衛三年三月八日の日の大地震には、東大寺の佛の御首をゆり落し。又天慶二年四月二日の日の大地震には、主上御殿を去つて、清寧殿の前に五丈の帷屋を立おはしましたしけりとぞ承る。それは上代なれば如何ありけん。これより後もかやうの事あるべしとも覺えず。十善帝王帝都を出でさせ給ひて、御身を海底に沈め、大臣公卿捕はれて、或は頭を刎ねて大路を渡され、或は妻子に別れて遠流せらる。

平家の怨靈にて、世の失すべき由申しければ、心ある人の皆歎き悲まぬはなかりけり。

三 紺 搔

「八月二十三日」文治元年のこと。
「高雄」山城國葛野郡にあり神護寺のある所。
「鎌田」政治家が共に主人義朝と共田庄司に殺されたり平治物語に詳し。

「圓覺寺」粟田口の北にあり。

「相模川」東鑑に稻瀬川とあり。
「いこの姿」素服をしくること。

八月二十三日、高雄の文覺上人、故左馬の頭義朝のうるはしき頭とて、尋ね出して首にかけ、鎌田兵衛が頸をば、弟子が首にかけさせて、關東へこそ下られけれ。去ぬる治承四年七月に、聖そやゝなる體を一つ白い布に包んで、進らせられたりければ、程なく世を討ち取つて後も、一向父の頭と信せられける所に、今又尋ね出してぞ下られける。是は年來故左馬の頭義朝のさしも不惑にして召し使はれける、紺搔の男、平治の後は、獄舎の前の苔の下に埋もれて、後世弔ひ奉る人もなかりける事を悲んで時の大理に逢奉り申し請けて、兵衛の佐殿は、流人にておはすれども、末頼もしき人なれば。尋ね給ふ事もこそあれとて、東山圓覺寺といふ所に、深く納めて置きたりけるを、今又尋ね出して頸にかけ、かの紺搔の男共にぞ下られける。聖、今日既に鎌倉へ入ると聞えしかば、源二位相模川の端まで、迎にぞ、參られける。それよりいこの姿に出で立つて、鎌倉へ歸り入らる。聖をば大床に立て、我身は庭に立つて、父の頭うけ取り給ふぞ哀れなる。是を見給ふ大名小名、皆涙を流さずといふ事なし。

「勝長寺院」今鏡倉にあり。

「兼忠」備中納言源雅頼の二男。

「九月廿三日」文治元年五月廿一日或秘記云昨日彼行流罪僧俗廿九人云々東鑑九月廿三日東鑑九月廿三日忠綱下向能所能登四云々。

「信實」時忠の長子流罪一本佐渡に又或秘記に備後に作れる本あり。

「時實」兼忠記及秘記に流罪所周防國とあり時忠の次子。

「正明」忠盛の十子一本尹明又尹明子融圓は七子融圓は六子。秘記に全真安藝とあり。

「能圓」平時信の養子。秘記に備中とあり。

「吉田」洛東神樂岡の四。

「東山」正節「東仙」に作る非なり山をセンと讀む例へば山陰道の知しセンに仙の字をあてたるものなるべし。東仙にては西海の對句とならず。京都木には「東關」とあり。

「具信」盛長記知信に作る平時信の子。

「高倉上皇」時忠の女滋子は後白河天皇の皇后高倉院の御母。

九月二十三日、平家の餘黨の都の内に残り止つたるを、皆國々へ遣さるべき由、鎌倉殿より公家へ申されたりければ、法皇さらば遣さるべしとして、先平大納言時忠の卿能登の國、内藏頭信基上總の國、讃岐の中將時實安藝の國、兵部の少輔正明隱岐の國、二位の僧都全真佐渡の國、法勝寺の執行能圓阿波の國、經誦坊の阿闍梨融圓備後國、中納言の律師忠快は武藏の國とぞ聞えし。或は東山の雲のはて或は西海の波の上、先途いづくを期せず、後會その期を知らず、別の涙を抑へつゝ、面々に赴かれけん心の中、推し量られてあはれなり。中にも平大納言時忠の卿、建禮門院の渡らせ給ふ、吉田に參つて申されけるは、時忠こそ責重うして、今日既に配所へ赴き候へ。最期の御暇申さんがために、官人どもにしばしの暇請うて參つて候ふ、同じ都の内に候ひて、御わたりの御事どもをも、承らまほしう存じ候ひつるに、かゝる身に罷りなつて候へば、今日より後、如何なる御有様どもにてか、渡らせ給ひ候はんずらん、と思ひ置き參らせ候ふにこそ、更に行くべき空も覺えまじう候へと申されたりければ、女院、實にも昔の餘情としては、其方ばかりこそ有つらんに、今は情をかけ、問ひ訪ふ人も誰かはあるべきとて、御涙せきあへさせ給はず。抑々此の時忠の卿と申すは、出羽の前司具信の孫、贈左大臣時信公の子なりけり。高倉の上皇の御外戚、故建春門院の御兄、又入道相國の北の方、八條の二位殿も姉にておはすれば、兼官兼職、思の如く心のごとし。されば、正二位の大納言にも、程なく經上つて、檢非違使の別當にも三箇度までなり給ひぬ。此の人の廳務の時、諸國の竊盜、強盜、山賊、海賊等いふ奴原をば、様もなく搦め取つて、腕中より打ちきりく追つ放たる。されば惡別當とぞ申しける。主上並に三種の神器、事故なう都へ返し入れ奉るべき由一西國へ仰せ下されける花形が頼に、浪形といふ焼印をせられけるも、偏に此の時忠の卿の所爲なり、故建春門院の御形見にも御覽せまほしうは思し召されけれども、かやうの事共に法皇、御憤淺からず、判官も亦親しうなされたりければ、やうく申されけれども、叶はずして遂に流され給ひけり。子息の待從時家とて、生年十六になられけるが

石岩のさかじきを切り拂つて、新なる道場を造り、父の御爲と供養して、勝長寺院と號せらる。公家にもこのよし聞し召して、故左馬の頭義朝の墓へ、内大臣正二位を贈らる。勅使は左少辨兼忠とぞ聞えし。頼朝の卿、武勇の名譽長じ給へるが故に、身を立て家を興すのみならず、亡父聖靈まで、贈官贈位に及びぬることありがたけれ。

四 平大納言のながされ

九月二十三日、平家の餘黨の都の内に残り止つたるを、皆國々へ遣さるべき由、鎌倉殿より公家へ申されたりければ、法皇さらば遣さるべしとして、先平大納言時忠の卿能登の國、内藏頭信基上總の國、讃岐の中將時實安藝の國、兵部の少輔正明隱岐の國、二位の僧都全真佐渡の國、法勝寺の執行能圓阿波の國、經誦坊の阿闍梨融圓備後國、中納言の律師忠快は武藏の國とぞ聞えし。或は東山の雲のはて或は西海の波の上、先途いづくを期せず、後會その期を知らず、別の涙を抑へつゝ、面々に赴かれけん心の中、推し量られてあはれなり。中にも平大納言時忠の卿、建禮門院の渡らせ給ふ、吉田に參つて申されけるは、時忠こそ責重うして、今日既に配所へ赴き候へ。最期の御暇申さんがために、官人どもにしばしの暇請うて參つて候ふ、同じ都の内に候

「時光」時忠の舎弟

「年たけ」時忠此の時年五十六

「唐崎」近江の名所
山家集冬一風さ
えて寄つればや
る波なき志賀の
唐崎

「眞野」近江の名所
織後撰秋下後鳥
不院一野吹く
比良の山風さむ
人衣うつなり

「堅田」近江の名所
織拾遺四高階
宗成一つひに又階
浮名やたゞ堅田
ふ事はさても堅
田の浦のあだ
波

「あるやらん」京
都本「あるら
ん」とあり元和
本「ありけん」と
あり

「土佐坊」童名金王
丸といふ

「物語」盛衰記に和
僧は本奈良法師
なれば七寺詣
と事寄すべし云
々
「上つたり」京都本
「着いたり」とあ
り
「られぬ」元和本以
下の流布本には
「られず」とあれ
ど正節にも京都
本にも「られぬ
ざふらふ」とあ
り

是は流罪にも洩れて、叔父の時光の卿の許に忍うでおはしけるが、昨日より大納言の宿所に在して、母上帥の佐殿共に今日を限りの名残をぞ惜まれける。大納言遂にすまじき別かはと、心強うは宣へども、今はの時にも成ぬれば、さこそは心細かりけめ。年たけ、齡傾いて後、さしも睦しかりつる妻子共にも別れはて、今日を限りに都を出で、古は名をのみ聞きし、越路の旅に赴いて、遙々と下り給ふに、彼は志賀唐崎、是は眞野の入江、堅田の浦と申しければ、大納言泣く泣く詠じ給ひけり。

五 土佐坊被斬

さる程に判官には、鎌倉殿より大名十人附けられるが、内々御不審を蒙り給ふ由聞きしかば、心を合せて、一人づつ皆下り果てにけり。兄弟なる上、殊に父子の契をして、津の國一の谷長門の國境の浦赤間が關、豊前の國田の浦、門司が關にて平家を攻め亡しはて、内侍所、聖の御箱、事故なう、都へ返し入れ奉り、一天をしづめ、四

海を澄す、勳賞行はるべき所に、何の子細あつてか、かゝる聞えのあるやらんと、人不審をなす。此事は津の國渡邊福島にて、逆櫓立てう立てじの論をして、大きにあざむかれしことを、梶原遺恨に思ひ、常は讒言しけるに依つてなり。鎌倉殿、今日も先に討手を上せばやとは思しけれども、大名どもさし上せば、宇治瀬田の橋をも引き、京都の騒ともなつて、中々悪しかりなんす、如何せんと思はれるが、こゝに土佐坊昌俊を召して、和僧のぼつて、物語するやうにて、たばかつて討てと宣へば、土佐坊畏り承つて、宿所へも歸らず、すぐに京へぞ上りける。九月二十九日に、土佐坊都へ上つたりけれども、次の日までは判官殿へは參らず。判官、土佐坊が上つたる由聞き召して、武藏坊辨慶を以て召されければ、やがて連れてぞ參りける。判官、如何に土佐坊、鎌倉殿よりの御文は無きかと問給へば、別の御事も候はぬ間、御文をば參らせられぬ候ふ。御詞にて申せと仰せ候ひしは、當時都に別の子細も候はぬは、一向渡らせ給ふ御故なり。相構へて能く守護せさせ參らつさせ給へとこそ申せと仰せ候ひしか、と申しければ、判官よもさはあらし、義經討に上つたる御使なり、大名どもさし上せば、宇治勢多の橋をも引き、京都の騒ともなつて中々悪しかりなんす。和僧上つて物語するやうにて、たばかつて討てと仰せつけられたんたと宣へ

「参らせぬ流布本
には「まゐらさ
す候」とあれど
語本には「参ら
せぬ」とあり。

「さぶらばす」
ふらはすとは
云はでさぶとに
ごる。

「焼きて吞み」
記云昌俊其の邊
より熊野牛王等
れ出だして、其
の裏に上天下界
の神祇勸請し奉
り起請文書灰に
焼きて吞み宿所
に歸りて思ひけ
るは云々、牛王
とは標現の神符
なり其を焼いて
吞みたるなり。

「磯の禪師」讚岐大

ば、土佐坊何によつて、只今さる御事の渡らせ給ひ候ふべき。是は聊か宿願の子細候ひて、熊野参詣のために、罷り上つて候ふと申す判官、景時が讒言によつて、鎌倉中へだに入られずして、腰越より追ひ上せらるゝことはいかに。土佐坊、其御事は如何まし〜候ふやらん、昌俊に於ては、全く御腹くろう思ひ参らせぬ候ふ。不忠なきよしの起請文を、書き進すべき由を申す。判官、兎ても角ても、鎌倉殿によしと思はれ奉つたる身ならばこそとて、以の外に氣色悪しげに見え給へば、土佐坊一旦の害を遁れんがために、居ながら七枚の起請を書き、或は焼いて吞み、或は社の寶殿に籠めなんどして、やがてかへり、大番衆の者共催し集めて、その夜々討にせんとす。判官は、磯の禪師といふ白拍子が女、静といふ女を寵愛せられけり。静も傍を立ち去ることも候らはす。静申しけるは、大路は皆武者にて侍ふなる。御内より催しのなからんに、大番衆の者ともが是程まで騒ぐべきことや侍ふ。如何さまにも、是は晝の起請法師が仕業と覺え侍ふ。人を遣して見せ侍はんとて、六波羅の故入道相國の召しつかはれける、禿を三四人召しつかはれけるを、二人見せに遣す。程経るまで歸らず。女はなかく苦しかるまじとて、はしたものを一人見せに遣す。程なく走り歸つて、禿童とおぼしきものは、二人ながら土佐坊が門の前に斬り伏せられて侍ふ。門の前には、

内郡小磯の産男
舞を傳ふ。

「七十八騎」東鑑云
于時隆州方壯士
等道通河邊之衆
間雖不幾相具
佐藤四郎兵衛忠
信等自開門戶
懸出責戦行來傳
聞此事自後散求
加相共防散求
州家人等走散求

鞍置馬ども引つ立て、大幕の中には、ものども鎧着、矢かき負ひ、弓押し張り、甲の緒をしめ、只今寄せんと出で立ち侍ふ。少しも物詣のけしきとは見え侍はず、と申しければ、判官さればこそとて、太刀取つて出で給へば、静着背長取つて投げ懸け奉る。高紐ばかりして出で給ふ所に、馬に鞍置いて中門の口に引つ立てたり。判官それには打ち乗り、門あけよとて、開けさせ、今や〜と待ち給ふ所に、夜半ばかりひた甲四五十騎、總門の前に押し寄せて、鬨をどつとぞ作りける。判官、鎧踏張り立ち上り、大音聲をあげて、夜討にもまた晝軍にも、義經たやすう討つべきものは、日本國には覺えぬものをとて、馳せ廻り給へば、馬にてあてられじと思ひけん、皆中をあけてぞ通しける。さる程に、伊勢の三郎義盛、奥州の佐藤四郎兵衛忠信、江田の源三熊井太郎、武藏坊辨慶などいふ一人當千の兵ども、聲々に名乗つて馳來る、御内に夜討入つたりとて、あそこのやかたこの宿所より馳せ來る程に、判官ほどなく七八十騎になり給ひぬ。土佐坊心は猛う寄せたれども、助かる者は少う、討たる、者ぞ多かりける。土佐坊は稀有にして鞍馬の奥へ引き退く、鞍馬は判官の故山なりければ、搦め取つて、次の日判官の宿所へ遣す。僧正が谷といふ所に隠れ居たりけるとかや。土佐坊その日は、褐の直垂に、出張頭巾をぞ着たりける。判官、大床に立て土佐坊を

之儀州則馳參
仙洲奏無爲之
由云々
「頭巾」ツキンと
云はす「トキン」と
と語る京都本も
同じ。紺色にて
頂上の尖りたる
頭巾の首丁頭巾
ともいふ。

大庭に引きさるるさせ、如何に土佐坊、起請には早くもうてたるぞかしと宣へば、さん候ふ、有る事に書て候へば、うて、候ふと申す。判官涙をはらくと流いて、主君の命を重じて私の命を軽ず、志のほど誠に神妙なり。和僧命惜しくば、助けて鎌倉へ返し遣さんはいかにと宣へば、土佐坊居直り畏つて申けるは、こは口惜しきことを宣ふものかな。助からうと申さば、殿は助け給ふべきか、鎌倉殿の僧なれども、己れが狙はんするものをと、仰を蒙つしよりこのかた、命をば兵衛の佐殿に奉りぬ。なじかは二度取り返し奉るべき。只芳恩には、疾く頭を刎ねられ候へと申しければ、さらばとて、六條河原へ引き出してぞ斬つてんげる。譽めぬ人こそなかりけれ。

六 判官都落

こゝに足立の新三郎といふ雑色あり。きやつは下薦なれども、黙然しき者にて候ふ。召仕はれ候へとて、鎌倉殿より判官へまゐせられたりけるが、是は内々九郎が振舞見て、我に告げ知らせよとなり。土佐坊が斬らるゝを見て、夜を日に繼いで馳せ下り此の由かくと申しければ、鎌倉殿大きに驚き、舍弟三河の守範頼に、討手に上り給ふべきよし宣へば、頻に辭し申されけれども、如何にも叶ふまじきよしを宣ふ間、力及

「記請」東鑑建久四年八月二日條云
年八月二日條云
起請文被就
將軍是企
逆之由依
食及御等
故也又十四日
條云參河守範
朝臣被下向伊
豆國(中略)歸
參不可有其
期偏如此等
物語は此等の
を誤りたるな
り。範頼の切ら
れたるは此の時
にあらすして修
禪寺に拘留せら
れし時なり。
「時政」從五位下時
方の男なり。
「高直」一本高家に
作る。

ばず、急ぎ物具して御暇申に參られたるに、鎌倉殿、和殿もまた九郎が振舞し給ふなよ、と宣ひける御言葉に恐れて宿所にかへり。急ぎ物具ぬきおき、京上をば思ひ止り給ひけり。不忠なき由の起請文を、一日に十枚づゝ、晝は書き夜は御坪の内にて讀み上げ、百日に千枚の起請を書いて參らせたりしかども、叶はずして、終に斬られ給ひけり。次に北條の四郎時政に、六萬餘騎を相添へて、討手に上せらるゝ由聞えしかば、判官いかせんと思はれるが、こゝに緒方の三郎維義は、平家を九國の中へも入れずして、追ひ出す程の多勢のものなり。我に頼まれよと宣へば、御内に候ふ菊池の次郎高直は、年來の敵にて候へば、賜つて斬つて後、頼まれ進らせんと申しければ、判官左右なう給うてんげり。やがて六條河原へ、引き出してぞ斬りてんげる。その後維義領承す。去る程に十一月二日の日、九郎大夫の判官義經院參して、大藏の卿泰經の朝臣をもつて、奏聞せられるは、事新しき申事にては候へども、津の國一の谷、長門の國壇の浦赤間が關、豊前の國田の浦門司が關にて平家を攻じし果、内侍所しるしの御箱事故なう都へ返し入れ奉り、一天を鎮め四海を澄す、勳賞行はるべき所に、鎌倉の頼朝郎等どもが讒言によつて、義經討たんと仕り候。しばらく鎮西の方へも落ち下らばやと存じ候ふ。あはれ院の應の御下文を一通下し預り候はゞや、と

八月廿八日藤下
云源二位依中
請可令補諸
國守護之由被
下院宣
「段別一段毎にの
義なり」
「あてふふ」兵糧米
を賦課する義
「兵糧米」玉海文治
元年十一月二十
八日條云傳聞頼
朝代官北條九今
夜可調經房
云々定示重事
等歟又聞件北
條丸以下郎從等
相分賜五畿山
淡山陽南海西海
諸國不給庄
公可充龍兵
糧一段別五升
非音兵糧之能
絶知行田地云々

家へ奏聞せられたりければ、法皇仰せなりけるは、昔より代々の朝敵を平ぐる者多しといへども、半國を賜るといふこと、無量義經に見えたり。過分の申條かなとて、諸卿に仰せ合せらる。諸卿申されけるは、頼朝の卿の申さるゝ所道理半なりとて、諸國に守護を置きかへ、莊園に地頭を補せらる。かゝりしかば、一毛ばかりも隠るべき様ぞなかりける。鎌倉殿かやうの事共をば、吉田の大納言經房卿を以て申されけり。この大納言は、優にわりなき人と聞え給へり。平家亡び源氏の代になつて後、いかなる人も或は文を遣し、或は使者を立て、様々に詔はれけれども、この大納言はさもし給はず。平家の悪行によつて法皇を城南の離宮に移し奉り、後院の別當を置かれけるにも、八條の中納言長方の卿、此の大納言二人をぞ五位の侍従には補せられける。權の右中辨光房の朝臣の子なりけり。然るを十二の年、父の朝臣失せ給ひしかば、孤にておはせしかども、三事の顯要を兼帯して、夕郎の貫首を經、參議大辨太宰の帥、中納言大納言に上り給ひぬ。人をば越え給へども、人には越えられ給はず。されば人の善惡は、錐、袋を通すとて隠れなし。ありがたかりし大納言なり。

八六代請受

「三事兼帯五位の
藏人、延尉の佐、
辨官の三を兼ね
ること」
「錐」通袋野相の
詩に壁玉兼藤
脱袋とあり此處
は經房の經綸の
才あるを賞めた
るなり

さる程に、北條の四郎時政は、都の守護にて候はれけるが、平家の子孫といはん人へ、男子に於て、一人も洩さず、尋ね出し奉りたらんずる輩には、上下を撰まず所望は請によるべしと披露せらる。京中の上下案内は知つたり。勸賞蒙らんとて、尋ね求むること方見けれ。かゝりしかば、いくらも尋ね出されたり。下筋の子なれども、色白うみめよきをば、あれは何の中將殿の若君、彼の少將殿の公達なんといふ間、父母歎き悲みけれども、あれは乳母の女房が申し候。是は介錯の女房が告げ候なんといふ間、無下にをさなきをば水に入れ、土にうづみ、少し長きをば、押し殺し刺し殺す。母の悲、乳母が歎、譬へん方もなかりけり。中にも小松の三位の中將、維盛の卿の若君六代御前とて、おはします由。平家の嫡々なる上、年も少しおとなしければ、尋ね出し參らせて、失ひ奉らんとて、手を分つて求めけるが、求めかねて、既に下らんとしける所に、ある女房の、六波羅に參つて申しけるは、是れより西、遍照寺の奥、大覺寺と申す山寺の北の方、菖蒲谷と申す所にこそ、小松の三位の中將維盛の卿の若君、姫君、忍うでおはすなれといひければ、北條嬉しき事をも聞きぬと思ひ、かしこへ人を遣して、その邊を窺はせけるに、ある坊に、女房達數多、をさなき人々、ゆゝしく忍びたる體にて注まはれたり。籬の隙より覗いて見れば、白き犬の子の庭へ走り出で

「遍照寺」高野郡に
て廣澤の地の西
北、大覺寺は同
郡、嵯峨村にあ
り、菖蒲谷は菖
蒲の事、北條、峨
にあり

たるを捉らんとて、世に美しき若君の續いて出で給ひけるを、乳母の女房とおぼしく
 て、あなあさまし、人もこそ見参らせ侍らはめとて、急ぎ引き入れ奉る。是ぞ一定其
 にて有るらんと思ひ、急ぎ六波羅に走りかへつて、此の由斯うと申しければ、次の日
 北條菖蒲谷を打ち圍み、人を入れて申されけるは、小松の三位の中將維盛の卿の若君、
 六代御前の是にまします由承つて、鎌倉殿の御代官として、北條の四郎時政が唯今
 御迎に参つて候ふ。疾うく出参らつさせ給へと申されたりければ、母上夢の心地し
 て、つや／＼物をも覺え給はず。齋藤五、齋藤六、其の邊を走り廻つて窺ひけれども、
 武士ども四方を打ち圍んで、いづかたより出し参らすべしとも覺えねば、母上は若君
 をかへまゐらせて、只我を失へやとて、惆悵給ひけり。乳母の女房も、御前に倒れ
 伏し、聲も惜まずをめき叫ぶ。日比は物をだに高くいはず、忍びつゝ隠れ居たりける
 が、今は家の内にありとある者、聲を調べて泣き悲む。北條も世に哀に覺えて、涙押
 拭ひ、つく／＼とこそ待たれけれ。や、あつて、又人を入れて申されけるは、世も未
 だ静り候はねば、四度計なき御事もぞ候はんすらん。時政が御迎に参つて候ふ。疾う
 く出参らつさせ給へと、申されたりければ、若君母上に申させ給ひけるは、遂に
 通るまじう候ふ上、早々出させおはしませ。既に武士どもの打ち入つて搜す程ならば、

なか／＼方見氣なる形勢どもを、見えさせ給はんも心うし。たとひ罷りて候ふとも、
 少時もあらば、暇請うて、やがてかへり参り候はん。酷うな、歎かせ給ひそと、成人
 やかにぞ宣ひける。扱しもあるべき事ならねば、母上は若君に、泣く／＼御物着せ参
 らせ、御髪かきなで、既に出し参らせんとし給ひけるが、黒木の珠數の小さく厳しき
 を取り出して、相構へて、是にて如何にもならんまで、念佛申して、極樂へ参れよと
 てぞ奉らる。若君、母上には、今日既に別はてたまひぬ。今は如何にもして、父の
 まします所へこそ参りたけれと宣へば、妹の姫君の生年十になり給ふが、我も参らん
 とて、續いて出で給ひけるを、乳母の女房取り止め奉る。六代御前は今年は十二にな
 り給へども、余の人の十四五よりも長しく、心ざま優におはしければ、敵に弱氣を見
 せじとて、抑ふる袖のひまよりも餘りて、涙ぞこぼれける。扱て御輿に召されけり。
 武士ども、打ち圍んで出でにけり。齋藤五、齋藤六も、御輿の左右に附いてぞ参りけ
 る。北條乗替どもをおろいて、馬に乗れといへども乗らず。大覺寺より六波羅まで、
 歩行赤脚にてぞ参りける。母上、乳母の女房、天に仰ぎ地に俯して、泣き悲しめども
 甲斐をなき。良あつて母上、乳母の女房に宣ひけるは、此日来、平家の子ども取り集
 めて、水に入れ、土に埋み、押し殺し、刺し殺し、さま／＼して失ふ由聞ゆなれば、

我子をば何としてかは失はんすらん。年も少し長しければ、定めて首をこそ斬らんす
 らめ。人の子は乳母なんどの許へ遣して、時々見るだにもあり。それだにも恩愛の道
 は、悲しき習ひぞかし。況や是は生み落してより以來、一日片時も身を放たず、人の
 持たぬ者を持つたるやうに思ひ、朝夕兩人が中にて育てしものを、頼をかけし人に飽
 かで別れて後は、兩人を後前に置きてこそ慰みしか、今ははや一人はあれども、一人
 はなし。今日より後はいかせん。この三歳が間、晝夜肝魂を消して、思ひ設けたる
 ことなれども、さすが昨日今日とは思ひもよらず。日來は長谷の観音を、さりともと
 こそ深く頼み奉りしに、終に捕られぬることの悲しつさよ。只今もや失ひつらんと掻
 き口説き、袖を顔に押し當て、さめざめとこそ泣かれけれ。夜になれども、胸せき
 あへぬ心地して、露もまどろみ給はず。良有つて母上又乳母の女房に宣ひけるは、只
 今ちとまどろみたりつる隙に、此の子が白い馬に乗つて來り餘りに御戀しう思ひ參ら
 せ候ふ程に、少時の暇請うて參りて候ふとて、側につい居て、何とやらん、世に怨め
 しげにてありつるが、幾程なくて打ち驚かされ、側をさぐれども人もなし。夢だにも
 しばしもあらで、やがて覺めぬることの悲しつさよとぞ、泣くく語り給ひける。去
 程に、長き夜をいとあかしかね、涙に床も浮くばかりなり。限りあれば、鶏人曉を

「長谷の観音江州高島郡三尾木を以て比丘道明徳作十一面觀音像」

「鳥人」鶏人唱曉聲

「驚」明王賦とい都の良香の詩に

唱へて夜もあけぬ。齋藤六かへり参りたり。母上扱いかにかと問ひ給へば、今までは
 別の御事も候はず。是に御文の候ふとて、取り出して奉る。是をあけて見給ふに、今
 までは別の子細も候はず。さこそ各の便なう思し召され候ふらん。いつしか誰々も
 皆御戀しうこそ候へと、細々とぞ書れたる。母上此文を顔に押し當て、少時は兎角
 の事をも宣はず、引きかついてぞ臥し給ふ。かくて時刻遙に推し移りければ、齋藤六
 時の程も覺束なう候ふ、御返事たまはつて歸り候はんと申しければ、母上泣くく、
 返り事書いてぞ給うてんける。齋藤六暇申して出でにけり。乳母の女房、切めての心
 のあられすさにや、大覺寺をば紛れ出で、そこはかとなき所を足に任せて泣き歩くは
 どに、或人の申しけるは、是より奥、高雄といふ山寺の聖文覺坊と申す人こそ、鎌倉
 殿のゆゝしき大事の人に、思はれ參らせておはしけるが、上臈の子を弟子にせんとして、
 戀求らるゝなれといひければ、乳母の女房嬉しき事をも聞きぬと思ひ、急ぎ高雄に紛
 れ入り、文覺坊に逢奉つて、乳の中より抱き揚げまゐらせおほしたて參らせて、今年
 は十二になり給ひつる若君を、昨日武士に捕られて侍ふなり。御命請ひ受けさせ給ひ、
 御弟子にせさせ給ひなんやとて、聖の前に倒れ伏し、聲も惜まらずをめき叫ぶ。まこ
 とに爲方なげにぞ見えたりける。聖も世に哀に覺えて、事の子細を問ひ給ふ。乳母の

「高雄山」光仁帝建立也初名三神願寺二天長二年改號三神護國寺に元享釋教の名山所勅撰釋教高辨上人の岩瀧の瀨々山人もあらむしの風ぞ身にし「乳の中」正節血の中とある非なり。

六代御前正盛

女房涙に咽び打伏して少時は兎角の御返事にも及ばず。良有つて起きあがり、涙を抑へて申しけるは、小松の三位の中將、維盛の卿の北の方に、御親しうまします人の若君を、もし中將殿の公達とや、人や申して侍ふらん、昨日武士に捕られて侍ふなりとぞ語りける。聖、さてその武士をば誰といふぞと問給へば、北條の四郎時政とこそ名乗り申し侍ひしか。聖、いでさらば尋ねて見んとて、つき出でぬ。乳母の女房、聖の云ひつる事を頼むべきにはあらねども、昨日武士に捕られてより後は、餘りに思ふばかりもなかりつるに、聖のかくいへば、少し心を取り延べて、大覺寺へぞ歸りける。母上、さて和御前は身を投げに出でぬるやらん、我も如何なる淵川へも身を投げんとこそ思ひつるにとて、事の子細を問ひ給ふ。乳母の女房、聖の申されつるやうを始よりして細々と語り申したりければ、さらばその聖のこの子を乞ひ受けて、今一度我に見せよかしとて、嬉しきにも、只盡きせぬものは涙なり。その後、聖、六波羅に出でて、北條に事の子細を問ひ給ふ。北條申されけるは、平家の子孫といはん人、男子に於ては、一人も洩さず尋ね出しまゐらせて失ひ奉るべき由鎌倉殿より仰を蒙つて候ひし間、末々の公達をば此程少々捕つて皆失ひ參らせて候。中にも小松の三位の中將維盛の卿の若君、六代御前とて、故中の御門新大納言成親の卿の娘の腹にあり

リ六代目なれば
考證に云へり
實は六代丸たる
尊んでし呼べ
るなり。

「二重織物」二倍織
物ともいふ綾の
上に織物したる
なり。

「高市山」二本高瀬

ときく。平家の嫡々なる上、年も少し長しければ、尋ね出し參らせて失ひ奉らんとぞ手を分つて求めけるに、在所を何國とも知り參らせざりつるが、思はざる外に、一昨日聞き出し參らせて、昨日是まで迎へ奉つて候へども、餘に美しうましう候ふほどに、兎も角もし參らせずして置き奉つて候ふ、と申されければ、聖、いでさらば見參らせんとて、若君の御傍に近うまゐつて見奉るに、二重織物の直垂に黒木の珠數手にぬき入れておはします。髪のかかり、容顔、骨幹、寔に貴に美しう、此の世の人とも見え給はず。今宵打ち解けて、まどろみ給はぬかとおぼしくて、少し面瘦せ給ふを見參らすにつけても、いと心苦しうらくぞ思はれける。若君聖を見給ひて、いかにおぼしけん、涙ぐみ給へば、聖もすゝろに、墨染の袖をぞ濡しける。たとひ末の世には、如何なる怨敵となり給ふといふとも、是をばいかでか失ひ奉るべきと、思はれければ、聖北條に向つて申されけるは、前世の事にや候ふらん、若君を唯一目見參らせて候へば、目もあてられず、餘りに御痛しう思ひ參らせ候ふが、何か苦しう候ふべき。二十日の命を延べて給へ、鎌倉へ下つて申し宥いて奉らん。その所謂は、聖、鎌倉殿を世にあらせ奉らんとて、院宣伺ひに京へ上るに、案内も知らぬ富士川に夜、渡りかゝつて、既に押し流されんとしたりし事、又高市の山にて引剝にあひ、辛

「受領神」受領即ち天下の總追補使とありて懐心の生じたまはずば云々なり。

命生きつゝ、はうく、福原の牢の御所に參つて、院宣申し出して奉つし時の御約束には、縦ひ如何なる大事をも申せ、聖が申さんする事共をば、頼朝一期の間は叶へんとこそ宣ひつれ。その外度々の奉公をば、且は見給ひしことぞかし。事新しく始めて申すべきにあらず、契を重んじて命を輕んず、鎌倉殿に受領神つき給はずば、よも忘れさせ給ふべきとて、やがて其の曉ぞ立たれける。齋藤五、齋藤六、聖を生身の佛の如くに覺えて、手を合せて涙を流す。是等大覺寺に參つて、此の由斯と申しければ、母上、乳母の女房の心の中如何ばかりか嬉しかりけん。されども鎌倉殿の計らひなれば、如何あらんずらんとは思はれけれども、二十日の命の延び給ふにぞ、少し心を取り延べて、偏に觀音の御助なればにやと、頼もしうこそ思はれけれ。かくして明かし暮し給ふ程に、二十日の過ぐるは夢なれや。聖も未だ見え給はず。されば是は何としつる事どもぞやと、なか／＼心苦しめて、今更又惘恨給ひけり。北條も、聖の二十日と申されし約束の日數も過ぎぬ。さのみ在京して、年を暮すべきにもあらず、今ははや下らんとてぞ、ひしめきける。齋藤五、齋藤六も手を握り、肝魂を消して思へども、聖も未だ見え給はず、使者をだにも上せねば、思ふ許りぞなかりける。是等又大覺寺に參つて、聖も未だ見え給はず、北條も此の曉下向仕り候ふとて、涙をばら／＼と

「御骨を」の「を」を「と」にいふ。

流しければ、母上、當時聖のさしも頼もしげに申して下りぬる後は、偏に觀音の御助なればにやと、頼もしうこそ思はれつるに、既に曉にもなりしかば、いかばかんの事をか思はれけん、乳母の女房も泣きけり。又家の内に有とある者共聲を揃へて泣き悲しむ。あはれ長しやかならんする者が、聖に逢はん所まで、六代を召具せよといへかし。若し乞ひ更けて上らんに、さきに斬られたらんする心憂さをばいかせん。扱やがて失ひげなりつるかと思ひ給へば、此曉の程とこそ見えさせまし／＼候へ。其故は、此程御宿直申候ひし北條の家の子郎等ども、皆名残惜しげにて、或は涙を流す者も候ふ或は念佛申すものも候ふと申す。母上、扱其子が形勢は何とあるぞ、と問ひ給へば、人の見參らせ候ふ時は、さらぬ體にもてなして、御珠數を繰らせまし／＼候ふ。又人の見參らせ候はぬ時は、傍に向はせ給ひて、御袖を絞らせ給ひ候ふと申しければ、母上、さぞあるらめ。年こそ稚れども、心様優に長しくて、少時もあらば、暇乞うて、やがて歸り參らんとは、申たれども、今日已に二十日に餘るに、あれへも行かず、これへも見えず。又いづれの日、何れの時、相見るべしとも覺えず。今宵限りの命と申して、さこそは心細かりけめ。さて汝等は、如何計ふらんと問給へば、是はいづくまでも御供仕り、如何にもならせ給ひて候はば、御骨を取つて、高野の御山に納

「東路云々此の邊の文海道下りの草を参照すべし。」

めつゝ、出家入道仕り、御菩提を弔ひ参らせんと、こそ存じ候へ、と申しければ、母上、時の程も覺束なし、さらば、疾うかへれ、とこそ宣ひけれ。二人の者ども、涙を押へて罷り出づ。さる程に、同じき十二月十七日、北條の四郎時政、若君を具し奉つて、既に都を立ち給ふ。齋藤五、齋藤六も、御輿の左右に附いてぞ参りける。北條乗替ども下いて、馬に乗れといへども、乗らず。最後の御供にて候へば、苦しうも候はずとて、血の涙を流いて、かち赤脚にてぞ下りける。若君は、母上、乳母の女房にも別れ果て、住みなれし都をば、雲井の餘所に顧みて、今日を限りの東路に赴いて、遙々と下給ひけん心の中、推し量られて哀れなり。駒を早むる武士あれば、我首斬らんかと肝を消し、物いひかはす者あれば、すは今やと心をつくす。四の宮川原と思へども關山をも打ち過ぎて、大津の浦にもなりにけり。粟津の原かと伺へば、今日も早や暮れにけり。國々宿々、打ち過ぎく下る程に、駿河の國にもなりぬれば、若君の露の御命、今日を限りとぞ見えし。千本の松原といふ所に、御輿かきすゑさせ、武士ども下り居て敷皮布き、若君下りさせ給へとて、居る奉る。北條急ぎ馬より飛んで下り、若君の御側近く参つて申されけるは、是まで具足し奉る事別の子細にても候はず、若し聖にや行逢ふとて今までは待過しつるなり。山のあなたまでは、鎌倉殿の御心中

「一業所感し善惡の業に因て報な感得するを云ふ俱舎論に一業一引俱生と云へる是なり。」

も計り難く候へば、近江の國にて失ひ奉つたる由、鎌倉にては披露仕り候べし。一業所感の御身なれば、誰申すとも、よも逃れさせ給ふまじとぞ申されける。若君其返事をば兎も角もし給はず。齋藤五、齋藤六を召して宣ひけるは、穴賢汝等是より都へのぼり、我道にて斬られたりなどと申すべからず。其故は、遂には隠れあるまじけれど、此形勢を聞き給ひて歎き悲み給は、草の陰にても心苦しう覺えて、後世の障りとならんするぞ。鎌倉迄送りつけ歸上つたる由、申すべしとぞ宣ひける。二人の者ども、涙に咽び打伏して少時は兎角の御返事にも及ばず、良有つて起きあがり、齋藤五、涙を抑へて申しけるは、我々君に後れまゐらせなん後、一日片時も命生きて、正しく都へ歸り上つべしとも存じ候はずとて、又涙に咽沈んでぞ伏にける。已にかうと見えし時、若君御髪の肩にかかりけるを、小う美しき御手をもつて、前へかきこさせ給ふを、守護の武士ども見参らせて、あないとほし、未だ御心のましますぞやとて、皆鎧の袖をぞ濡しける。其の後若君西に向つて手を合せ、高聲に念佛百遍ばかり稱へさせ給ひつゝ、頸を延べてぞ待たれける。狩野の工藤三郎親俊、切手に擇ばれ、太刀を引きそばめ、左んの方より若君の御後に立ち廻り、既に斬り奉らんとしけるが、目もくれ、心も消え果て、いづくに太刀を打ちつくべしとも覺えねば、仕つとも存じ

候はず、他人に仰せつけられ候へとして、太刀を捨て、ぞ退きにける。さらばあれ斬れ、これ斬れとて、切手を選ぶ所に、爰に墨染の衣袴着けて月毛なる馬に乗つたる僧一人、鞭を打つてぞ馳せたりける。あないとはし、あの松原の中にて世に美しき若君を、北條の四郎殿の唯今斬り奉らるゝぞやとて、ものどもひしと馳せ集りければ、此僧心憂う覺えて手を揚げてぞ蹀ける。猶覺束なう覺えて、着たる笠をぬいで、さしあげてぞ靡さける。北條子細ありとて待つ所に、此僧程なく馳せきたり、急ぎ馬より飛んで下り、若君をば乞ひ更け奉つたり。鎌倉殿の御教書、是にありとて取り出す。北條是を披いて見るに、小松の三位の中將維盛の子息、六代御前尋ね出されて候ふ。然るを高雄の聖、文覺坊の暫く乞受けうと候ふ。疑をなさず預けらるべし。北條の四郎殿へ、頼朝、とあそばして御判あり、北條是を押し返しく二三遍讀うで、神妙々々と指置かれければ、齋藤五、齋藤六はいふに及ばず、北條の家の子郎等共も、皆喜の涙をぞ流しける。

九 泊瀬六代

去程に、文覺坊も出で來り、若君をば請ひ受け奉つたりとて、氣色誠にゆゝしげな

「御教書」幕府の命
合書なり。

「打別」六代許され
し事は東鑑文治
元年十二月二十
四日の條に見
ゆ。

り。この若君の父三位の中將殿は度々の軍の大將軍にておはしければ、誰申すとも、如何にも叶ふまじき由を宣ふ間、聖が心をやぶつては、いかでか冥加もおはすべきなんど、様々悪口申しけれども、猶も叶ふまじき由を宣ひて、那須野の狩に出で給ふ間、刺、文覺も狩場の供して、漸々に申して請ひ受け奉つたり。如何に遅うおぼしつらんと宣へば、北條申されけるは、聖の二十日と仰せられし、約束の日數も過ぎぬ。扱は御許されなきぞと心得て、あなかしこ、只今これにて過ち仕らんにとて、鞍置いて引かせられたりける乗替どもに、齋藤五、齋藤六を乗せて上せらる。我身も遙に打ち送り、今暫くも御供仕るべう候ひしかども、是は鎌倉に、さして披露仕るべき大事ども數多候へばとて、それより互に打ち別れてぞ下られける。誠に情深かりけり。さる程に、高雄の文覺聖人、六代御前を具足し奉つて、夜を日についで上る程に、尾張の國熱田の邊にて、今年も既に暮れにけり。明くる正月五日の夜に入つて、都へ入る、二條猪の熊なる所に、文覺坊の宿所のあり、それに落着いて、暫く休め參らせ、夜半ばかりに大覺寺へ入れ奉る、門を敲けども、人無ければ音もせず。若君の伺ひ給ひたる白き犬子の、築地のくづれより走り出で、尾を振つて向ひけるに、若君、母上はいづくにましますぞと、問はれけるこそいとほしけれ。齋藤六、案内は知つたり。

築地を越え駿ね入つて、門をあけて入れ奉る。近う人の住んだる所とも見えす。若君、命を生かうと思ふも、母上を今一度見ばやと思ふためなり。今は生きて何にかはせんとて、今更又もだえ焦れ給ひけり。其の夜はそこにて待ちあかし、明けて後、近里の人に尋ねれば、年の内は大佛詣と聞えさせ給ひしが、正月のほどは、長谷寺とかやに御籠り候とこそ承はつて候へ。と申しければ、齋藤六急ぎ長谷へ下り、此の由斯くと申しければ、母上、取る物もとりあへず、急ぎ都へ上り、大覺寺へぞおはしたる。母上、若君を見給ひて、如何に六代御前、はや／＼出家し給へと宣へども、文覺惜み奉つて、出家をばせさせ奉らず、高雄へ迎へとつて、母上のかすかなる扶持しけるとぞ聞えし。観音の大慈大悲は、罪有るをも罪無きをも助け給ふことなれば、昔もかゝる例多しといへども。ありがたかりし事どもなり。

一〇 六代被斬

去程に、六代御前は、やう／＼、十四五にもなり給へば、眉目美しう、あたりも照り曜くばかななり。母上是を見給ひて、世の世にてあらましかば、當時は近衛司にてもあらんするものと、宣ひけるこそ餘りのことなれ。鎌倉殿、此由を傳へ聞給ひて

文治五年東鑑建久五年四月條云故少松内府孫于六代御前自京都參向所帶高雄土入文覺書狀也備後三恩關更不問於口出家通哉之由屬因幡前司廣元申之云々承圖云法名妙覺

高雄の文覺坊の許へ、便宜毎に、六代は、昔聖の御坊の、頼朝を相し給へるやに、朝の怨敵を平げ、父の耻をも雪むべき程の仁やらんと、問はければ、文覺坊の返事に、是は一向底もなき不覺人にて候ふぞ、御心安う思し召され候へ、と申されけれども、鎌倉殿、なほも心ゆかずげにて、謀叛起さば、やがて方人すべき聖の御坊なり。さりながらも、頼朝一期の間は誰か傾くべき。子孫の末は知らず、とぞ宣ひける。母上、この由聞き給ひて、如何にや六代御前早や／＼出家し給へと宣へば、生年十六と申し、文治五年の春の、さしも美しき御髪を、肩のまはりに欠みおろし、柿の衣、柿の袴、笈など用意して、やがて修行にこそ出でられけれ。齋藤五、齋藤六も、同じさまに出で立つて、御供にぞ参りける。先づ高野へ上り、父の善知識したりし聖に逢ひ、御出家のやう、御臨終の形勢、委しう尋ね問ひ、且は其の跡もなつかしとて熊野へぞ参られける。濱の宮へ申し奉る、王子の御前より、父の渡り給ひたりし山生の島見渡いて、渡らまほしう思はれけれども、浪風向うて叶はねば、力及び給はず、眺めやり給ふに、我父はいつくにか沈み給ひけんと、沖より寄する白浪にも、問はまほしうぞ思はれける。濱の真砂も、父の御骨やらんと懐しくて、涙に袖はしをれつつ、潮汲む海士の衣ならねど、乾く間なくぞ見えられける。渚に一夜逗留し、指の先

「藤の局」源通親の妻後鳥羽天皇の母。皇后承明院の御

「二の宮」後高倉院の御事高倉院第二の皇子。

「建久十年」百練抄正治元年正月十三日。賴朝朝薨(年五十三)依所勞。去十一日出家。

「隱岐國」明月記建久十年三月十三日。日記云文覺上人夜前流罪了。

にて、濱の砂に佛の形を書きあらはし、明ければ、父の御爲と供養して、貴き僧を語らひ、作善の功德、さながら聖靈にと回向して、都へ歸り上られけり。其比、主上は後鳥羽の院にてましくけるが、御遊をのみ旨とせさせおはします。政道は、一向卿の局のまゝなりければ、恨を含む人多し。吳王劍客を好んじかば、天下に傷を蒙ふる者絶えず。楚王細腰を愛せしかば、宮中に、餓ゑて死する女多かりき。上の好むを、下は従ふ習ひなれば、世の危き形勢を見ては、心ある人の、歎き悲まぬはなかりけり。二の宮と申すは、政道を専とせさせ給ひて、御學問怠らせ給はず、正理をのみむねとせさせおはします。天性此の文覺は不審第一の人にて、いろふまじき事にのみいろひ給へり。如何にもして、此の宮を位につけまゐらせたく思はれけれども、賴朝一期の間は思ひもたれず。かくて賴朝建久十年正月十三日、年五十三にて失せ給ひしかば、文覺やがて謀叛を起されけるが、忽に洩れ聞えて、文覺坊の宿所二條猪のくまなる所に、官人ども數多つけおいて隱岐の國へぞ流されける。文覺京を出づるとて、是程に老の波立つて、今日明日をも知らぬ身を、たとひ勅勘なればとて、都のほとりにも置かずして、遙々と隱岐の國まで流されける。球丁冠者こそやすからぬ。如何様にも我流さるゝ國へ迎へ取らんするぞと、躍りあがりくゝてぞ申し

百練抄同十九日條云文覺上人配流佐渡國。「球丁冠者」後鳥羽天皇此の戲を好ませられたれば、かく悪口せるなり。球丁の事は奈良炎上に見ゆ。「資兼」一に輔兼に作る。「泰綱」鎌足公十四代岡部清綱の男。「田越川」長門本には千本松原に作る。

ける、此の君は餘に球丁の玉を愛せさせ給ひしかば、文覺かやうには悪口申しけるなり。然るを承久に御謀反起させ給ひて、國こそ多けれ、遙々と隱岐の國迄遷されさせ給ひける事こそ不思議なれ。その國にて、文覺が亡靈荒れて、常は御前へ参り、御物語ども申しけるとぞ聞えし。去程に、六代御前は、三位の禪師とて、高雄の奥に行ひすましておはしけるを、鎌倉殿、然る人の子なり、然るものゝ弟子なり、假令頭をば剃り給ふとも、心をばよも剃り給はじとて、安判官資兼に命せ拵め捕つて、鎌倉へこそ下されけれ。駿河の國の住人、岡部の權の守泰綱に命せて、田越川の端にて、終に斬られにけり、十二年より、三十に餘るまで保ちけるは、偏に長谷の觀音の御利生とぞ聞えし、三位の禪師斬られて後、平家の子孫は永く絶えにけり。

行長は十二卷の平家物語を作りたりと傳ふれども十三卷を作りたりとは云はず。然るに古來巻尾に灌頂巻を附するを以て知らざる者往々十三卷と爲し或は「灌頂本」など稱する者あり、愚の至なり。かく云はゞ大秘事を附けたる者は大秘事本、小秘事を附けたる者は小秘事本など稱して頗る煩瑣なるものとなるべし。是れ畢竟音楽上の組織を理解せざるに因る。灌頂以下は傳授物なり。此の傳授物は本文中より抜萃して別冊と爲したる者なり、灌頂然り小秘事大秘事亦然り。本書は十二卷を以て大尾と爲す大尾の二字讀者乞ふ留意せよ。なほ詳しくは解題を見よ。

平家物語卷十一大尾

平家物語の本文は六代被斬の章にて大尾となれり以下音楽上別巻となりなる傳授物なり小秘事大秘事亦然り

「蒼波路遠」冷泉帝の侍讀文章博士橋直幹の詩に蒼波路遠雲千里、薄霧山深鳥一聲と見えたり。五月一日「東鑑」五月一日此云今日建禮門院令落飾御庭云々。「阿澄坊上人」盛衰

別灌頂卷

一 女院御出家

建禮門院は、東山の麓、吉田の邊なる所にぞ立ち入らせ給ひける、中納言の法印慶惠と申す、奈良法師の坊なりけり。住み荒して、年久しうなりければ、庭には草深く、軒には蕙しげれり。籬絶え、閨露にて、雨風たまるべうもなし。花は色々匂へども、主したのむ人もなく、月は夜な／＼さし入れども、詠めてあかす主もなし。昔は玉の臺を研ぎ、錦の帳に纏はりて、あかし暮させ給ひしが、今はありとしある人にも皆別れ果て、あさましげなる朽房に入らせ給ひけん、御心の中推量られて哀なり。魚の陸にあるが如く、鳥の巢を離れたるが如し。さるまゝには憂かりし波の上、船の中の御住居も、今は戀しうぞ思し召されける。蒼波路遠し、思を西海千里の雲に寄す。白屋昔深くして、涙東山一庭の月に落つ、悲しともいふばかりなし。さる程に女院は、文治元年五月一日の日、御髪おろさせ給ひけり。御戒の師には、長樂寺の阿澄坊の上人印誓とぞ聞えし。御布施には、先帝の御直衣なり。今はの時までも召されまゐらせしかば、その御移香も未だ盡す、御紀念に御覽せんとて、西國より遙々と、都まで持た

「先帝」安徳天皇の御事
「ノオン」なほ「」の轉。

「旗に懸うて盛衰」
記に十六歳の幡を縫ひて長樂寺の常行堂に懸けられ御菩提を弔ひ奉りたるよし記せり。

「女院十五」百練抄
承安元年十二月二日入道太政大臣女爲上皇御猶子(今日御被定入内事)公卿補佐任承安二年二月十日女御從三位平徳子爲中宮。

「皇子」安徳天皇
院號養和元年十一月二十五日なり
「御事」カハセミ
和名抄云題、其の羽の美しきならひて作れるわさし。

せ給ひたりしかば、如何ならん世までも、御身を放たじとこそ思し召れけめども、御布施になりぬべきものなき故、且は彼の御菩提の御ためにもとて、泣く／＼取り出させおはします。上人是を賜はつて、何と奏すべき旨もなくして、墨染の袖を顔に押し當て、泣く／＼御所をぞ退り出でられける。件の御衣をば旗に縫うて、長樂寺の佛前に懸けられけるとぞ聞えし。女院は、十五にて女御の宣旨を蒙らせ給ひ、十六にて后妃の位に備り、君王の傍に侍はせ給ひて、晨には朝政を勸め、夜は夜を専にし給へり。二十二にて、皇子御誕生あつて、皇太子に立ち、位に即かに給ひしかば、院號蒙らせ給ひて、建禮門院とぞ申しける。入道相國の御娘なる上、天下の國母にてましませば、世の重うし奉る事斜ならず、今年は二十九にぞならせまし／＼ける。桃李の御粧も猶こまやかに、芙蓉の御形の未だ衰へさせ給はねども、翡翠の御簪付けても、何にかはせさせ給ふべきなれば、終に御様かへさせ給ひてげり。うき世を厭ひ、誠の道に入らせ給へども、御歎は更に盡きせず、人々今はかくとて海に沈みし形勢、先帝二位殿の御面影、ひとと御身に添ひて、如何ならん世に忘るべし共思し召されねば、露の御命の何しに今までながらへて、かゝる憂き目をば見るよとて、御涙せきあへさせ給はず。五月の短夜なれども、明しかねさせ給ひつゝ、おのづから打ち眞睡せ給は

「殘燈」白樂天の詩
題上陽宮に歌々
殘燈背壁影、蕭蕭暗雨打窓聲とあり。

「古き事」伊勢物語
に「五月まつ花橘の香をかげば昔の人の袖の香ぞする」とあり。
「郭公」新古今夏部に
出づ。

「七世」孫「晋」の王
室が仙人の棋を圍むを見て歸りしに七世を經た紀に出づ。述異「去ぬる」以下流布本にては小原入御本にあり。京都入御は正節と同一。

ねば、昔の事をば夢にだにも御覽せず。壁に背ける殘の燈火の影かすかに、夜もすがら窓打つ暗き雨の音を寂しかりける。上陽人が上陽宮に閉ぢられたりけん悲も、是には過ぎじとぞ見えし、昔を忍ぶ端となれとてや、故の主の移し植ゑ置きたりけん、蘆橋の風なつかしう、軒近くかをりけるに、山郭公の一聲三聲音づれて通りければ、女院ふるき事なれども、思し召し出でて、御視の蓋にかうぞあそばされける。

郭公花橘の香をとめて鳴くは昔の人や戀しき

女房達は、二位殿、越前の三位の上のやうに、さのみ猛う、水の底にも沈み給はねば、武士のあらけなきに捕はれて、舊里へかへり、老いたるも、若きも、或は様を變へ、或は貌をやつし、あるにもあらぬ有様どもにて、思ひもかけぬ谷の底、岩の狭間にてぞ明し暮し給ひける。住居し宿は、皆烟と成つて上りにしかば、空しき跡のみ残つて、繁き野邊となりつゝ、見なれし友の訪ひ來るもなし。仙家よりかへつて、七世の孫に逢ひけんも、かくやと覺えて哀れなり。去ぬる七月九日の日の大地震に、築地もくづれ荒れたる御所も傾き破れて、いと住ませ給ふべき御便もなし。」

二 小原入御

「緑衣の監使は六位の装束監使は官人にて門番なり。」

「誰はくみ」東鑑文治三年二月二品以深官領内二所可被遣三子建禮門院之由有津國眞井島屋兩莊也。元者八位前内府知行云々按ずるに女院出家の後に朝御料を受親戚の眷顧を受くるにあらす。さるるに供御料の議に及ばざるの間親戚よりして窮困を援るものと考證にあり。

緑衣の監使宮門を守るだにもなし、心のまゝに荒れたる籬は、繁き野邊よりも露けく時しり顔に、早晚蟲の聲々怨むるも哀れなり。さるまゝには、夜もやう／＼長くなれば、いとど御寝覺勝にて、明しかねさせ給ひけり。盡させぬ御物思に秋の哀さへ打ち添ひて、いとゞ忍び難うや思し召されけん。何事も皆變り果てぬるうき世なれば、おのづから情をかけ奉るべき、昔の草のゆかりも皆枯れはてし、誰はくみ奉るべしとも覺えず。されども七條の修理の大夫信隆の卿の北の方、冷泉の大納言隆房の卿の北の方より、忍びつゝ、常はとぶらひ申されけり。女院、その昔あの人どものはぐみにてあるべしと、露思召し寄らざりしかとて、御衣の御袂に餘る御涙塞ぎ敢させ給はねば、附き参らせたる女房達も、皆袖をぞ濡されける。この御住居も猶都近くて、玉鉾の道行き人、人目も繁ければ、露の御命の風を待たん程は、憂き事聞かぬ深き山の奥へも、入りなばやとは思し召されけれども、さるべき御たよりもなかりしが。或女房の吉田に参つて申しけるは、大原山の奥、寂光院と申す所こそ世に静に候へと申しければ。女院、山里は物の淋しき事こそあんなれども、世の憂きよりは住みよかんなるものをとて、ひし／＼と思し召し立たせ給ひけり。御輿などの事は、隆房の卿の北の方より、御沙汰ありけるとかや。文治元年長月の末に、かの寂光院へぞ入らせ

所。

「山里」古今集に山里は物のさびしきことこそあれ世の憂きよりは住みよかり」とあり。

「天子聖靈」成等正覺一門亡魂頓證菩提と京都本に「庵室を」の「た」は「ト」と語る。

ましくける。道すがら四方の梢の色々なるを、御覽じ過ぎさせ給ふ程に、山陰なればにや、日も已に暮れなんとす。野寺の鐘の黄昏の音すこく、分くる草葉の露しげみ、いとど御袖濡れまさり、嵐烈しう木の葉みだりがはし。空掻き曇り、早晚打ちしぐれつゝ、鹿の音かすかに音づれて、虫の怨も絶え／＼なり。兎に角に取集めたる御心細さ、譬へ遣るべき方もなし。浦傳ひ島傳ひせしかども、さすが斯くはなかりしものをと、思召すこそ悲しけれ。岩に苦むしてさびたる所なれば、住ま、ほしうや思し召されけん。露むすぶ庭の萩原霜枯れて、籬の菊の枯れ／＼に、うつろふ色を御覽じても、御身の上下や思しけん、扱佛の御前に参らつさせ給ひて、天子聖靈、一門亡魂、成等正覺、出離生死頓證菩提と祈らせましくける。御心の中にも、先帝二位殿の御面影、ひと御身に添ひて、何如ならん世に、忘るべしとも思し召さず。其後寂光院の傍に、方丈なる御庵室を結び、一間をば御寢所と定め、一間をば佛所にしつらひ、晝夜朝夕の御勤、長時不斷の御念佛怠る事なくして、月日を送らせ給ひけり。かくて陽月中の五日の暮方に、庭に散り敷く櫛の葉を、物踏み鳴して聞えければ、女院世を厭ふ所に、何者の訪ひ來るぞ、あれ見よや、忍ぶべきものならば、急ぎ忍ばんとて、見せらるゝに、牡鹿の通るにてぞありける。良有つて女院、さて如何にやと仰せければ、大納言

の典侍の局、涙を抑へて、

岩根踏み誰かは訪はん檜の葉のそよぐは鹿のわたるなりけり

女院、この歌を哀に思し召して、御庵室の窓の小障子にあそばし止めさせおはします。かゝる御徒然の中にも、思し召しなごらふ事は、つらき中にも數多あり。軒に並べる樹木をば、七重寶樹とかたどれり、岩間に積る水をば、八功德水と思し召す。無常は春の花、風に從つて散り易く、有涯は秋の月、雲に伴つて隠れやすし。承陽殿に花を弄んじ朝には、風來つて句を散らし、長秋宮に月を詠せし夕には、雲蔽つて光を隠す。昔は玉樓金殿に錦の褥を敷き、妙なる御住居なりしかども、今は柴引き結ぶ草の庵、よその袂もしをれけり。

三 小原御幸

かゝりし程に、法皇は文治二年の春の頃、建禮門院の大原の閑居の御住居、御覽せまほうしは思し召されけれども、二月三月の程は、嵐烈しう除寒も未だ盡きず、峰の白雪絶えやらで、谷の氷柱も打ち解けず。かくて春過ぎ夏來つて、北祭も過ぎしかば、法皇夜をこめて、大原の奥へ御幸なる。忍の御幸なりけれども、供奉の人々には、徳

「七重寶樹」黄金の根、紫金の莖、白金の枝、瑪瑙の條、珊瑚の葉、白玉の華、眞珠の華の如く、華實樹阿彌陀經にあり。
「八功德水」八功德とは澄淨、清冷、甘美、輕便、潤澤、安和、除患、増益等なり。彌陀如來の報土にあり。池水の功徳を云ふ。

「北祭」四月中の西明の日に加茂祭飲り始る。宇御よ

「大原」山城國愛宕山あり。新勅撰「大原」比真の雪ふる程を思ひこそやれ。山家集入道寂然大原に住侍りけるに、高野よりつかはしける。とて十首の歌あり。
「徳大寺」一本後徳大寺に作る。さらば左大將實定なるべし。
「花山の院」大納言兼雅。
「土御門」權中納言源通親。
「深養父」天武天皇七代の後胤豐前守房則男從五位下藏人雅色。
「補陀樂寺」大原附近にあり。後拾遺徒生記に江文寺と云ふ跡あり。
「小野の皇太后」後冷泉天皇中宮皇太后准三宮小野皇后と號す。關白藤原教通の女。御名は歡子の宮中に出で、其兄僧靜圓の山房

大寺、花山の院、土御門、以下公卿六人、殿上人八人、北面少々候ひけり。鞍馬通の御幸なりければ、彼清原の深養父が、補陀落寺、小野の皇太后宮の舊跡觀覽あつて、それより御輿にぞ召されける。遠山にかゝる白雲は、散りにし花のかたみなり。青葉に見ゆる梢には、春の名残ぞ惜まる。比は卯月二十日餘の事なれば、夏草の茂が末を別け入らせ給ふに、始めたる御幸なれば、御覽じなれたる方もなく、人跡絶えたる程も思し召し知られて哀れなり。西の山の麓に一字の御堂あり、即ち寂光院是なり。古う遠りなせる泉水木立、よしある様の所なり。憂破れては霧不斷の香を焼き、屏落ちては月常住の燈を挑ぐとも、かやうの所をや申すべき。庭の若草繁りあひ、青柳糸を亂りつゝ、池の浮草波に漂ひ、錦を曝すかとあやまたる。中島の松にかゝれる藤波の、うらむらさきに咲ける色、青葉まじりの遅櫻、初花よりも珍しく、岸の茶麩咲きみだれ八重立つ雲の絶間より、山郭公の一聲も、君のみゆきを待顔なり。法皇是を御覽あつて、かうぞあそばされける。

池水に汀のさくら散りしきて波の花こそ盛りなりけれ
ふりにける岩の絶間より、落ち來る水の音さへ、ゆるよしある所なり。緑羅の垣、翠黛の山、繪に書くとも筆も及びがたし。さて女院の、御庵室を御覽すれば、軒には、萬

「茶塵」を山吹と同
 誤なり正節塵と
 書けるは更非
 なり茶塵はト
 キンイバフとて
 書齋料なり學名
 かRuhus rostrat
 hisと云ひ一
 名佛見笑又獨歩
 春とも云ふ山
 吹は漢名を様
 花といひ學名を
 Mariaと云ふ
 三三と稱す茶塵
 とは全く別物な
 りヤマアキナ
 款冬と書くは古
 人の誤なり款冬
 は夏時爲菜詳
 しくは花鏡秘傳
 其他の本草書を
 見よ
 「願淵」孔門第一の
 人
 「原憲」孔門の弟
 子
 「菑菴」諸流布本
 著「レイカク」に
 作る誤なり菑
 はアガザなり菴
 は豆葉又香艸な
 リアガザにあら

朝顔這懸り、葱交りの忘草、瓢箪屢空し、草顔淵が巷に滋し、藜藿深く鎖せり、雨
 原憲が樞を濕すともいひつべし。杉の茸目も疎にて、時雨も霜も置く露も、洩る月
 影に争ひて、たまるべしとも見えざりけり。後は山、前は野邊、細笹小篠に風騒ぎ、
 世に立たぬ身の習ひとて、うきふししげき竹柱、都の方のことつては、間遠に結へる
 籬や、僅に言とふものとして、峯に木傳ふ猿の聲、賤がつま木の斧の音、是等が
 音信ならでは、正木の葛防已、來る人稀なる所なり。法皇人やあるくとめされけ
 れども、御いらへ申すものもなし。やゝあつて老い衰へたる尼一人参りたり。女院は
 いづくへ御幸ありぬるぞ、と仰せければ、此の上の山へ花摘みに入らせ給ひて侍ふと
 申す。さこそ世を厭ふ御習といひながら、左様の御事などに仕へ集らすべき人もな
 きにや、御いたはしうこそと仰せければ、この尼申しけるは、五戒十善の御果報つき
 させ給ふによつて、今かゝる御目を御覽せられ侍ふにこそ。捨身の行に何かは御身を
 惜ませ給ひ侍ふべき。因果經には、欲知過去因、見其現在果、欲知未來果、見其現在
 因と説かれたり。過去未來の因果を兼ねて悟らせ給ひなば、つやく御歎あるべから
 す。悉達太子は十九にて伽耶城を出でさせ給ひて、檀特山の麓にて、木の葉を連ねて
 肌を隠し、峰に上つて薪を採り、谷に下つて水を掬ひ、難行苦行の功によつてこそ、

す。瓢箪云々の
 句は直幹の申文
 にあり
 「悉達太子」注前に
 出でたり。

「阿波内侍」少納言
 入道信西の女な
 り母は紀伊の二
 位にて法皇の御
 乳母
 「鳴立障」正節に鳴
 立障とある文を
 爲さす
 「本迎の三尊」本迎
 とは我を信じて
 念佛せし者は來
 りて之れを迎へ
 淨土へ引接せん
 との彌陀の四十

終に成等正覺し給ひきとぞ申しける。法皇此尼の有様を御覽するに、身には絹布の
 分きも見えぬものを、結び集めてぞ着たりける。あの形勢にてもかやうの事申す、不
 思議さよと思召して、抑々汝は如何なる者ぞいづくより來れるぞと認せければ、此
 の尼さめくと泣いて、しばしは兎角の御返事にも及ばず。やゝあつて涙を抑へて、
 申すにつけて、憚覺え侍らへども、故少納言入道信西が女、阿波の内侍と申し、ものに
 て侍らふなり。母は紀伊の二位、さしも御いとほしみ深うこそ侍ひつるに、目のあた
 り御覽し忘れけるにつけても、身の衰へたる程思ひ知られて、今更せんかたなくこそ
 侍らへとて、袖を顔に押し當て、忍びあへぬ様、目も當てられず。法皇、誠に汝は
 阿波の内侍にてありけり、御覽し忘れける、只夢とのみこそ思召せとて、御涙せき
 あへさせ給はねば、供奉の人々も、不思議の尼かなと思ひたれば、理にて申しけりと
 ぞ各感じ合はれる。彼方此方を御覽あるに、庭の千草露重く、籬に倒れかゝりつ
 つ、外面の小田も水越えて、鳴立つひまも見え分かず。御庵室の障子を引きあげ御覽
 すれば、一間には來迎の三尊おはします。中尊の御手には、五色の糸を懸けられた
 り。左に普賢の繪像、右に善導和尚、并に先帝の御影をかけ、八軸の妙文、九帖の御
 書も置かれたり。蘭麝の匂に引きかへて、香の烟を立ち上る。かの淨名居士の方丈の

「中間禪云々」帝釋の宮殿なり此を中間禪と云ふは此の上非想天と非非想天とあり此の壽命は斯界の一年を一日にして十萬年なりされど其れにも限あり故に流傳無窮といふ

「五障三從」五障とは法華經に天王に不得作梵天王二に帝釋三に魔王四に轉輪聖王五に佛身云々女は幼い親類して大老いて子に從ふこれ三從なり

「三時六根」三時は法相宗の教初時二時三時の別あり此の時期に從つて教法も異なりと説く六根とは眼耳鼻舌身意なり

信隆、隆房の卿の北の方より、絶えなく申し送る事こそ侍へ。その昔、あの人どものはぐみにてあるべしとは、露思し召し寄らざりしかとて、御衣の御袂に餘る御涙せきあへさせ給はねば、傳き參らせたる女房達も皆袖をぞ濡されける。や、あつて、女院又申させ給ひけるは、かゝる目に逢侍ふことは、一旦の歎申すに及び侍はねども、後生菩提のためには、悦とこそ覺え侍へ、忽に釋迦の遺弟に列り、忝なくも彌陀の本願に乘じ、五障三從の苦みを遁れ、三時に六根を清めて、一途に九品の淨刹を願ひ、専ら一門の菩提を祈り、常には聖衆の來迎を期す。いつの世にも忘れ難きは先帝の御面影、忘れんとすれども、忘られず。忍ばんとすれども、忍ばれず、唯恩愛の道程悲しかりけることはなし。彼の御爲にもとて、朝夕の勤怠、る事侍はず。是も亦然るべき善知識と覺え侍ひしかと申させ給へば、法皇詔せありけるは、それ我國、粟散邊土なりと申せども、忝なくも十善の餘薫に應へ、萬乘の主となり、隨分一として心に叶はずといふことなし。就中、佛法流布の世に生れて、佛道修行の志、あれば、後生善所は疑なし、人間のあだなる習ひ、今更驚くべきには侍はねども、又御形勢見參らせ候ふに、詮方なうこそ候へと詔せければ、女院重ねて申させ給ひけるは、我身平相國の女として、天子の國母たりしかば、一天四海は皆掌のまゝなりき。拜禮の春

「拜禮」元日の朝拜

「夜更」四月一日に行はる儀式

「佛名」十二月十九日より二十一日までに行はる

「六慾」六天のこと

「四天王」初利天、夜摩天、都率天、樂變化天、他化自在天是なり

「此の六天には飲食淫慾等あれば欲界といふ

「四禪」欲界の上に初第二第三第四の禪天あり

「南殿樓」紫宸殿の前に右近の楠左近の櫻とてありしは梅なり櫻に梅の頃なり

「九夏三伏」九夏は夏九十日此の間を三伏とも云ふ

「漢書」東方朔傳云伏日詭陽陰氣將起らんとするに殘陽に追り來りて未だに然ることを得ず故に藏伏を爲す

の始めより、色々の衣がへ、佛名の年の暮、攝籙以下の大臣公卿にもてなされし形勢は、六欲四禪の雲の上にて、八萬の諸天に圍繞せられ侍ふらんがやうに、百官悉く仰がぬものや待ひし、清涼紫宸の床の上、玉の簾の内にもてなされ、春は南殿の櫻に心をとめて日を暮し、九夏三伏の暑き日は、泉を掬んで心を慰み、秋は雲の上の月を獨見ん事を許されず。玄冬素雪の寒き夜は、端を重ねて暖かにす。長生不老の術を願ひ、蓬萊不死の藥を尋ねても、只久しからんことを思へり。明けても暮れても、樂み榮え侍らひしこと、天上の果報も、是には過ぎじとぞみえし。かくて壽永の秋の比、一門の人々木曾義仲とかやに怖れて、住み馴れし都をば、雲井のよそに顧みて、故郷を燒野の原と詠めつゝ、古は名をのみ聞きし須磨より明石の浦傳ひ、さすが哀に覺えて、晝は漫々たる波路を別けて袖を濡らし、夜は洲崎の千鳥と共になきあかす。浦々島々よしある所を見しかども、故郷の事は忘れず。かくて寄る方なかりしかば、五衰必滅の悲とこそ覺え侍ひしか。人間のことは、哀別離苦、怨憎會苦、共に我身に知られて侍ふなり。四苦八苦一として殘る所侍はず。さても鎮西をば緒方の三郎維義とかやに九國の内をも追ひ出されて、山野廣しといへども、立ち寄り宿るべき所もなし。同じき秋の暮にもなりしかば、昔は九重の雲の上にて見し月を、八重の潮路に詠めつ

「叫喚云々」八大地獄を云ふなり。

「玄井三藏」姓陳氏、字子真、京師人、後漢書に載せしむる。三藏の三、法華、楞伽、涅槃の三を指すなり。

灌頂卷

さまは、叫喚、大叫喚、炎の底の罪人も、これには過ぎじとぞ見えし。武士のあらけなきに捕はれて、舊里へ歸り侍ひし時、播磨の國明石の浦とかやについて、ちつと打眞睡みたりつる夢に見侍ひしはし都の内裏には遙に優りたる所に主上を始め参らせ、一門の人々ゆゑしげなる禮儀にて並み居たり。都を出でし後はかやうの所をば未だ見ず。爰をば何處といふぞと問ひ侍ひしかば、龍宮城と答へしまでは目出度かりし所也。さて是に苦は無きかと問ひ侍ひしかば、二位の尼と覺しくて龍畜經に見えて侍ふ、後世能く弔はせ給へと申す、と覺えて夢覺めぬ。其の後は殊に經讀み念佛して、主上の御菩提を弔ひまゐらせ侍ふなり。是みな六道に違はじとこそ覺え侍ひしかと申させ給へば、法皇詔せなりけるは、異國の玄井三藏は、悟の前に六道を見我が朝の日藏上人は、藏王權現の御力によつて、六道をば見たりとこそ承はつて候へ、まのあたり御覽せられける事こそ、まことにありがたうは候へとて御涙を流させ給へば、供奉の人々も皆袖をぞぬらされける。女院も御涙を流させ給へば、傳參らせたる女房達も、亦袖をぞぬらされける。

五 御往生

さる程に、寂光院の鐘の聲、今日も暮れぬと打ち知られ。夕陽西に傾けば、御名残はつきせず思し召されけれども、扱しも有べき事ならねば、御涙を抑へて還御ならせ給ひけり。女院は今更昔をや思し召し出させましくけん、忍びあへぬ御涙に、袖の柵せきあへさせ給はず。御後を遙に御覽じ送つて、還御もやうく延びさせ給へば、佛の御前に參らつさせ給ひて、天子精靈、一門亡魂、成等正覺、出離生死、頓證菩提と祈り申させおはします。昔は先づ東に向はせ給ひて、天照太神宮、正八幡宮を伏し拜ませ給ひて、天子寶算千秋萬歳とこそ祈り申させ給ひしか、今は引きかへて西に向はせ給ひて、過去精靈、必一佛土にと祈らせ給ふこそ悲しけれ。障子に又二首の歌をぞあそばされける。

此のころは何時ならひてか我が心大宮人の戀しかるらん
古も夢になりにしことなれば柴のあみ戸もひさしからじな
後徳大寺の左大将 實定公も御幸の御供に候らはれけるが、御庵室の柱に書きつけられけるとかや。

古は月にたとへし君なれどその光なき深山邊の里
來し方行末の嬉しう辛かりし事、思し召し出して、御涙を流させ給ふ折節、山郭

「月に云々」女院の御事。

「過去精靈」過去は三世の諸佛と云ふに同じ。三世の諸佛よ必ず極樂淨土に引接し給へとなり。

「藏王權現」金峰神大和吉野郡にあり出現金剛藏王權現とも云ふ。道賢の六道を見たることは元章釋書に詳し。

「日藏上人」道賢の事。延喜十六年金峰山の橋山寺に勤行密教を學ぶ。

「玄井三藏」姓陳氏、字子真、京師人、後漢書に載せしむる。三藏の三、法華、楞伽、涅槃の三を指すなり。

傳へ承はるこそ心も詞も及ばれぬ。 三重甲 其の先祖を尋ねれば、

上 桓武天皇第五の皇子、 甲 一品式部卿、 上 葛原の親王九代の

後胤、 下 讚岐の守正盛が孫、刑部卿忠盛の朝臣の嫡男なり。彼

親王の御子高視の王、無官無位にして、 中 卒せ給ひぬ。其の御

子高望の王の時、初めて平の姓を賜はつて、上總介になり給ひし

より以來、忽ちに王氏を出て、人臣に連る。 初 其の子鎮守府の

將軍義茂、後には國香を改む。國香より正盛に至るまで、六代は諸

國の受領なりしかども、殿上の仙籍をば、未だ聽されず。

されず手に取らるる音の來る所も定かならずされば諸行無常の響ありこいふ。涅槃經に諸行無常、是生滅法、生滅々已寂滅爲樂とあり。 梁 羅慧花音義下云、梁羅者此云高遠、以三其林木森疎出於餘林之上也。舊翻云堅固者舊譯とされど此の樹は學名を名て ei voluta といふ。 義 乃れば堅固の義なれば誤とのいふべからず此の樹は龍腦香此に原産す。 東 印度の科ガトル及び本ガトル諸州より雪山の麓まで生ず。高さ一丈吹爲す故に梁羅林の稱あり。村は堅固を要する建築造船器具の代用として西域記となす。 西 域記云此樹在二吠

刺學河兩岸不遠有梁羅林、其樹形類榲面皮青白葉甚光潤四樹特高、是如來涅槃之也。涅槃經第一云、梁羅此云堅固、四方八株悉高五丈、四葉四枯、下根相連上枝相合似三連理、榮枯似三相讓、其葉叢鬱華如車輪、果大如瓶、其甘如蜜、色香味具、因茲、八樹通名三林、以爲堅固。雙樹とは四方に二本づつ並びたればなり。花の色は黄なり。 生 者必滅一本盛者必衰に作る意は涅槃經の是生滅法と云へるに生じ。 趙 高始皇の臣なり始皇崩するや養君胡亥を奉じ亂を起し長子扶蘇を殺し胡亥を皇帝となし專恣を極む。 王 莽漢十一代成帝后曼子の父なり十二代孺子嬰二歳の時王莽立之。同四年諸侯王を廢し民と爲し國を新王と號す。地皇四年誅せらる。 周 伊唐武帝の臣普迦六年國を亂し終に亡ぶ。周氏字伊子。 祿 山唐玄宗皇帝の臣天寶十四年起亂。子爲安慶緒被殺安慶は又子思明に誅せらる。 將 門桓武天皇五代の孫鎮守府將軍四位下平朝臣良將二男なり。伯父國香を討つて下總國相馬に都を建て自號平親王。承平二年貞盛秀純等に誅せらる。承平は朱雀天皇の年號。

「純友」天皇も同天皇の年號なり。純友は大藏冠九代の孫從五位下大貳眞鏡の男、將門に應じたるが機遠保討之。 義 親廣和は堀川天皇の年號。義親は義家の嫡男なり。廣和五年出雲國に配流於三配國、猶皇孫仍平正盛討平嘉承二年討之。其首被渡京都被棄三獻門。 信 賴平治は二條天皇の年號。信賴は鎌足十八代の孫從三位大藏卿忠隆の四男、母は民部卿顯頼の女なり。平治元年義朝に一味して反逆を企て六條河原に搦捕斬首せらる。 清 盛忠盛の嫡子。 桓 武光仁天皇の御子御母は太皇太后高野贈從一位乙繼公御女。天平元年九月降誕、天應二年四月二十五日即位。 治 二十年延暦二十五年三月十八日崩御年七十。 葛 原桓武の皇子御母參議野洲女賜三葉車。仁壽三年六月四日薨年六十八。 正 盛桓武九代の後胤從三位宮内丞正衡の嫡男從四位下右京大夫。 忠 盛正盛の嫡子從四位上仁平三年正月十五日卒年五十八歲。 高 視葛原の御子無位無官。 高 野高親王の御子從五位下上總介叙爵の後平の姓を賜はる。 義 茂高望王、男鎮守府將軍常陸承義望も云ひ後國香と改む將門を誅して功あり。

別冊 大秘事

宗 論 (高野の巻の次に入る)

高野弘仁七年六月十九日上表七月八日大政官允許塔建立

堀川院七十二代の天皇の御所 仙洞王皇の御所 註前出

江師註前出

准ノ中音撥に古へ高野の御山荒廢して、六十餘年ありけり。衆木茂つて陰暗く、篠の細道跡たえて、いつくに堂塔ありとも中音見えずりしに、持經上人云し人、はじめ尋ね改めて修造せられけるとかや。口説然るを堀川の院の御時、寛治二年正月十五日、仙洞にして臣下卿相寄合たまひて種々の談議もありけり。當時天竺に生身の如來出世して、説法利生したまふご承り及ばんに、首を傾け掌を合せて、まゐりたまひなんや云ふ一儀のいでたるに、各々まゐるべきよしを申さる。其中に江師匡房の卿、其時は、未だ左大辨の宰相にて、末座に候らはれけるが、進出で申されけるは、人々は皆參るべきよしを申させ給へ共、匡房に於いては、參

大雪山ヒマラヤ山をいふ註前出

一閻浮提註前出 流沙ゴビの大沙漠をいふ

るべしごも存じ候はずご申されける。其時諸卿疑心をなして、人々は皆まゐるべきよしを申さる、中に、御邊一人まゐらじと申さるゝは、張リ下ケ子細如何様の事どもぞや。江師申されけるは、折聲本朝大宋の間は、尋常の渡海なれば、安き事も候らひなんす。天竺震旦の堺、流沙葱嶺の嶮難は、渡り難う越え難き道なり、中音先葱嶺云ふ山は大雪山に續いて、東南は海隅に聳えいでたり。銀漢に望んで日を暮し、白雲を踏んで、中音天へ登る、道の遠さは八百餘里、草木も生いず、水もなし。雲の上着を脱ぎさりて、苔の衣もきぬ山の岩の角をかへつゝ、廿日にこそはこえはつなれ。初重此の嶺を下つて、西を天竺とし、東を震旦と名付く。其の中に殊に聳えたる山あり、跋波羅西南とも名づけたり。三重甲此の嶺に上りぬれば、三千世界の廣狹は眼の前に顯れ、甲一閻浮提の黄金は、足の下に集めたり。又流沙と云ふ川あり、甲水を渡つ

支那註六道の章に出づ。

靈鷲山註前出。即身成佛理具、加持、顯得の三義あり。修具の作成は假らず一切

ては河原を行き、上河原を行いては水を渡る。下かやうにするこご八か日が間に、六百二十七度なり。白浪漲り來つて岸石を穿ち、青淵水巻いて、中ユリ木の葉を沈む。晝は頸風吹き立て、砂を飛せて雨の如し。夜は妖鬼走り散つて火を燃すこと星に似たり。たごひ深淵をば渡るこも妖鬼の害難は遁れがたし、たとひ鬼魅の怖畏をば免るとも、水波の漂難は、中ユリ去り難し。されば支那三藏も六度迄此の道に赴いて命を失ひたまひけり。次の更生の時にこそ法をば渡したまひけれ。折聲 然るに天竺にもあらず、震旦にも候はず、我朝高野の御山に、生身の大師入定しておはします。かゝる靈地をだに踏まずして、忽ちに十萬餘里の嶮難を凌いで、靈鷲山の砌に至るべしこも覺え候はず。指聲 天竺の釋迦如來、我朝の弘法大師、ともに即身成佛の現證これあらたなり。口説 其の故は、昔嵯峨の皇帝の御時、大師清涼殿にして、四家の大乘宗の碩

業生の心中に法、曼荼羅の具、のるに三密、の加持力にて諸、具の顯現する、尊を三密にて修、と三密の修成、成は知實に修行、身を知りて眞白、身の證悟に契ひ、羅を顯現する受茶、となり現する受茶、

德達を召しあつめて、長張り下ゲ 顯密論談の法問致さる、事ありけり。法相の源仁、二論宗の道昌、華嚴宗の道雄、天台宗の圓證各々我宗のめでたき様をたて申されけり。白聲 法相の源仁、我宗には三時教を立て一切の聖教を判ず。ハツミ 三時教と言つば、下ゲ 所謂有空中是なりと云々。白聲 三論宗の道昌我宗には、二藏を立て、一切の聖教を納む。二藏と言つば、菩薩藏聲聞藏是なりと云々。華嚴宗の道雄、我宗には五教を立て、一切の聖教を訓ふ。ハツミ 五教と言つば、指聲 小乗教、始教、終教、頓教、圓教是なりと云々。白聲 天台宗の圓證、我宗は四教五味を立て、一切の聖教を示す。ハツミ 四教と言つば、指聲 藏通別圓、五味は乳酪生熟醍醐是なりと云々。白聲 眞言の弘法、我宗には、自相教相を立つと雖も、眞言の即身成佛の義を立つ。法相の源仁、ハツミ 難じて曰はく、指聲 一代二時の經文を見るに三劫成佛の文のみあつて即

日本紀卷七云冬十月壬子朔癸丑日本武尊發跡於伊勢之國...

「草薙」の事同書の出づ。同條云王曰始被...

十年六月より、東夷反逆の間、御子日本武の尊は、御心も剛に、御力も世に勝れて御座したれば、精撰に相當つて、東へ下向し給ひし時、天照大神へ御暇申しに參らせ給ひたりしに、御妹のいつさの尊を以て慎んで怠る事勿れとて靈劍を授けさせ給ひたり。...

命百寮仍野於伊勢國能武導化白鳥而飛之指倭國追尋白鳥則停於...

朱鳥持統天皇の年

て天へ上りたるこそハツミ不思議なれ。指聲 借生捕の夷共をば、御子武彦の尊を以て都へ參らつさせ給ひたり。草薙の劍をば、熱田の社に納めらる。三重甲 天武帝の御宇七年に新羅の沙門道發此劍をぬすんで我國の寶とせんと思つて。上 竊に舟に隠て渡る程に...

天照太神百王を守らんと御誓有ける其誓改まらずして岩清水の流
 盡せざりしかば日輪の光また地に落給はず 口説 縦末代澆季也と
 云共帝運の極る迄の事は非じかしなぞ申合れける折節ある博士
 の参つたりけるが申けるは、是は昔出雲の國簸の河上にて素蓋鳴
 の尊に切殺され奉つたりれる大蛇、靈劔を惜む志ざし深くして、
 八の尾八の頭の表示として、人王八十一代の時、八歳の帝と成つ
 て、取返し奉つり 半下ケ 千尋の海の底 初重 神龍の寶と成しかば、
 二度人間へ歸らざるも埋りかなとぞ申しける。

「八十一代安徳天皇の御事」

鏡 之 卷

(劍之卷に次ぐ)

「二十八日元暦二年四月の事」

「頼政」しひを捨うて世を渡りてな
 りの歌なれり。多
 家は貞觀元年十
 月十九日、自然
 磨始めて歌舞兩
 道奉行に任ぜら
 る。湯立の宮人
 此は人の作曲な
 らん歌は眞木の
 葛色付きにけり
 云々の歌なり伊
 勢大廟遷宮の節
 用ひらる。節
 「好方」正簡義方
 作れる説り忠方
 の弟資忠の子。方
 後高今鎌倉鶴岡
 八幡の別當。岡
 「資忠」資忠の子康
 和二年六月十六
 日山村正貫の爲
 めに殺さる。正節
 祐忠に作る非な
 古事紀云而詔者。

初帝撥 口説 同じき二十八日鎌倉殿從二位し給ふ。越階迎二階をするだ
 に有難き朝恩成に、是は既に三階なり。三位をこそし給ふ可か、
 頼政の卿の成給ひしを思うでなり。其夜の子の刻に内侍所璽の御
 箱太政官の廳より温明殿へ入せ御座す。主上頓て行幸成つて、三
 ケ夜臨時の御神樂有り。右近の別當多の好方別勅を承はつて、湯
 立宮人云ふ神樂の秘曲をけつて、勸賞蒙りけるこそ、目出度け
 れ。此の曲は祖父八條の判官資忠と云ふ伶人の外は知る者無く、
 餘に秘して我子の親方にも教へず、堀川の院御在位の御時傳へ參
 せて死去したりしを、君親方に教へさせ御座す家を失はじと 下ケ
 御ぼしめされける御心ばせ、感涙押難し。一中音一仰も内侍所申す
 御鏡は、昔天照大神天の岩戸に閉籠らんとせさせ給ひし時、如何

此鏡者專於我
御魂而如拜吾
前伊都岐奉と
天孫降臨の
際下し給へる
なり。

温朝殿綾綺殿の
古力にあり宜陽
門に處む。

大秘事

にもして我御姿を寫し置き御子孫にみせ奉つらんと思し召して、
御鏡を「中ユリ」鑄させらる。是猶御心に叶ずとし、又鑄替させ御座
す。先の御鏡は、紀伊の國日前國懸の社是なり。後の御鏡をば御
子天のおしみの尊に授參らつさせ給ひて、殿を同じくして仕給へ
と仰せける。「初重」倍天照大神天の岩戸に閉籠らせ給ひて天下暗闇
と成たりしかば、八百萬の神達神集りに集り給ひて、岩戸の口に
て御神樂を奏せさせ給へば、天照大神感にたへさせ給ひて、岩戸
を細めに明けて御覽せられたる時、互に顔の白く見えけるより、
面白しと云ふ言葉は始りけり。「甲聲」其時岩根手力雄と云ふ大力の
神寄つて、えいと言つて明られてより立られずこそ聞えし。「口説」
倍第九代の帝開花天皇迄は一つ殿に御座しけるが、第十代の帝崇
神天皇の御宇に及んで、天照太神を大和の磯垣の廣く移参つさ
せ給ひし時、此御鏡をも別の殿へ「下ケ」移し参らせて、近頃は温

書紀云因勅皇孫曰
恭原千五百秋之
可王之地也吾子孫
皇孫就而治焉宜爾
矣天壤無窮之際當
行。

大秘事

明殿にぞ座ましける。「三重甲」遷都遷幸の後、百六十年を経て、村上
天皇天徳四年九月二十三日の夜の子の刻に、大内中の邊に始めて
焼亡有ける。「甲」火は左衛門の陣よりも出たれば、内侍所の御座す
温明殿も程近し。「下リ」如法夜半の事なれば、内侍も女官も参り合
ずして賢いを出し奉つるにも及ばず。小野の宮殿急ぎ参つて見参
らつさせ給ふに、内侍所既に焼させ給ふに。世は早斯とこそと思
し召して、御涙を流させ給ふ折節、走「三重」内侍所は、中音自らはの
ほの中を飛び「音曲」出させ給ひて、南殿の櫻の梢に掛らせ給ひて、
光明赫變として、朝の日の山端を出づるに異ならず。「指聲」小野
の宮殿世は未だ盡せざるにこそと思し召して感涙抑へ難く。「口説」昔
則右の膝を突き「下ケ」左の袖を廣げて申させ給ひけるは、「折聲」昔
天照太神百王を守らんご御誓ひ有ける其御盟未だ改まらずは、神
鏡實頼が袖に立ち「音曲」宿らせ給へと申させ給ひ「御詔の未終ら

大秘事 二四
 ざる先に、神鏡飛移らせ給ひけり。則御袖に包ませ給て太
 政官の朝所に入奉つらせ給ひけり。今の世には請取奉つらんと思
 ひ寄人も誰かは有可き、神鏡も亦宿らつさ給ふべからず、上代
 こそ猶も日出度けれ。

大小秘事 大尾

類纂索引

和歌

アの部

有明の月も明石の浦風波にばかりこそよると見えしが……………五
 東路の草葉をわけん袖よりもたゝぬ袂の露ぞこぼる……………三六
 飽かずして別るゝ君が名残をば後のかたみにつゝみてぞおく……………三三
 あはれなり老木若木も山櫻おくれさきたち花は残りじ……………三六
 逢ふことも露の命も諸共に今宵ばかりや限りなるらん……………四六

イの部

祈りこしわがたつ袖のひきかへて人なき峯と荒れやはてなん……………二〇七
 伊勢武者は皆ひおどしの鏡きて宇治の網代にかゝりぬるかな……………二二六
 いかにせん藤の末葉の枯れゆくなたゞ春の日にまかせたらなん……………三五四
 いづくとも知らぬあふせの藻鹽草がきおく跡をかたみとも見よ……………四〇
 いかにせん都の春も惜しけれと馴れしあづまの花や散るらん……………五〇
 岩根踏み誰かは訪はん檜の葉のそよぐは鹿のわたるなりけり……………六四
 池水に汀のさくら散りしきて波の花こそ盛りなりけれ……………六四

類纂索引

ウの部

古も夢になりにしことなれば柴のあみ戸もひさしからじな……………六五
 古は月にたとへし君なれどその光なき深山邊の里……………六五
 いざさらば涙くらべん時鳥われもうき世に音をのみぞなく……………六六
 うきふしにしづみもやらで河竹の世にためしなき名をやながさん……………二
 埋木の花咲くことも無かりしに身のなる果は悲しかりけり……………三八

オの部

思ひきや憂き身ながらにめぐり来ておなじ雲井の月を見んとは……………二五
 思ひやれしはしと思ふ旅たにもなほふる里は戀しきものを……………二二
 織りのべを一切も得ぬ我らさへうす粧をかく敷に入るかな……………三二
 思ひかれ心はそらに陸奥のちかの鹽釜近き甲斐なし……………三八
 思ひきや深山の奥のすまゐりて雲井の月をよそに見んとは……………六八

カの部

櫻りとて立ち別れば露の身の君より先に消えぬべきかは……四六
かへり來んことはかた田に引く潮の目にもたまらぬわが涙かな……六三

キの部

聞くたびに珍しければ郭公いつも初音の心地こそすれ……二八
君ゆゑに我もうき名を流すとも底の津と共になりなん……四五
君住めばこゝも雲井の月なれどなほ戀しきは都なりけり……五七

クの部

雲井よりたゞもり來たる月なれば塵氣にては言はじと思ふ……五
雲井より落ちくる瀧の白糸に契りを結ぶことぞ嬉しき……一〇
雲の上ゆくすゑ遠く見し月の光消えぬと聞くぞ悲しき……二二
吳竹の笈の水はかはれどもなほ住みあかぬ宮のうちかな……三三
雲の上に見しに變らぬ月影のすむにつきても物ぞ悲しき……五〇

ケの部

今日までもあればあるかの我身かは夢のうちにも夢を見るかな……四四

コの部

戀しくば來ても見よかし身に添ふるかげをばいかゞ放ちやるべき……一六
籠の内もなほ羨まし山がらの身の程かくす夕顔のやど……三九

刺るとて何か恨みん梓弓引きとゞむべき心なられば……五九

タの部

立ちかへる名残もありの浦なれば神も悪みなかくる白波……一八
忠きよは風毛の馬にぞ乗りてける上總鞍かけてかひなし……二〇
玉章を今は手にだにとらじとやさこそ心におもひ捨つとも……二九
たひらかに花咲く宿も年経れば西へ傾く月とこそなれ……三〇
旅衣よな／＼袖を片敷きて思へば我は遠く行きなん……三四
たゞ頼め細谷川のまる木橋ふみかへしては落ちさらめやは……四六
旅の空埴生の小屋のいぶせきに故郷いかに戀しからん……五九

チの部

ちはやぶる神にいのりのしげければなどか都へかへらざるべき……二二
千歳經ん君が跡に藤波の松の枝にも懸りぬるかな……二八
千はやぶる神に祈のかなへばやしるくも色の現はれにけり……三五

ツの部

途にかくそむきはてける世の中なとく捨てざりしことぞくやしき……二八
常に見し君がみゆきを今日とへば歸らぬ旅と聞くぞ悲しき……三三
月を見し去年の今宵の友のみや都に我を思ひ出づらん……三九

戀しとよ去年の今宵の夜もすがら契りし人の思ひ出づらん……三八
此のころはいつ習ひてか我が心大宮人の戀しからん……四五

サの部

櫻花賀茂の川かぜうらむなよ散るをばえこそ留めざりけれ……三五
藤原湯おきの小島にわれありと親には告げよ八重の汐風……二二
咲き出づる花の都を振り捨て、風ふく原の末ぞ危き……二六
さよなみや志賀の都はあれにし昔ながらの山櫻かな……三二
さりともと思ふ心も蟲の音も弱りはてぬる秋のくれかな……三八

シの部

忍ぶれど色に出でにけり我が戀は物や思ふと人の問ふまで……二七

スの部

住みなれしふるき都の戀ひしさを神も昔に思ひいづらん……三六

セの部

せきかれて涙のかゝるから衣後のかたみに脱ぎぞかへぬる……三〇

リの部

刺るまでは恨みしかども梓弓まことの道に入るぞうれしき……三九

タの部

涙川うき名を流す身なりとも今一たびの逢ふ瀬ともがな……一七
眺むれば満る、袂に宿りけり月よ雲井の物語せよ……二六

又の部

ぬぎかふる衣も今は何かせん今日を限りのかたみ、思へば……三六

ノの部

のぼるべき便なき身は木の下にしいを拾ひて世を渡るかな……三三

ハの部

はかなしなぬしは雲井に別れば宿はげふりと立ちのぼるかな……三六

ヒの部

人知れぬ大内山の山守は木隠れてのみ月を見るがな……二二
平家なるむねもりにかゝる騒ぐらん柱と頼むすけをおとして……二七
一聲は思ひ出で鳴け杜鵑おひその森の夜半のむかしな……三〇
人知れずそなたを忍ぶ心なば傾く月にたぐへてぞやる……三三

フの部

故郷の花のいふ世なりせば如何に昔の事を問はまし……………三九
 故郷の軒の板間に若むして思ひしほどは洩らぬ月かな……………四〇
 富士川のせいの岩越す波よりも早くも落つる伊勢平氏かな……………四〇
 富士川に鑑忘れつ墨染の衣たゞきよ後の世のため……………四〇
 故郷をやけ野の原とかへり見て末もけぶりのなみ路をぞゆく……………四一
 故郷も戀しくもなし旅の空都もつひのすみかならば……………四一
 郭公花橋の香をとめて鳴くは昔の人や戀しき……………四二

木の部

マの部

待つ宵の更けゆく鐘の聲聞けば歸る朝の鶴はものかは……………三九
 待たばこそ更け行く鐘もつらからめ歸る朝の鳥の音ぞ憂き……………四〇

ミの部

深山木のその梢とも見えざりし櫻は花にあらはれにけり……………四〇
 みちのくのおこやの松に木がくられて出づべき月のいでもやらのか……………四一
 都なば今日をかぎりの關水にまたあふ坂の影やうつさん……………四二

モの部

萌え出づるも枯るゝも同じ野邊の草いづれか秋にあはて果つべき……………四二

百年を四かへりまでに過ぎ來にし受宿の里の荒れや果なん……………三六
 ものかはと君が言ひけん鳥の音の今朝しもなか悲しがるらん……………四〇
 武夫の取りつたへたる梓弓ひきては人のかへすものかは……………四〇

ヤの部

山法師おりのべ衣薄くして耻をばえこそ隠さざりけれ……………四二
 八雲たつ出雲やへがきつまごめにやへ垣つくる其のやへ垣を……………別冊二五

ユの部

行きくれて木の下かげを宿とせば花や今宵のあらしならまし……………四六

ヨの部

夜なすとたゞもりたてよ末の世に清く盛ふることこそあれ……………三九
 世の中のうさには神も無きものを何祈らん心づくしに……………三九

ワの部

別時を何か歎かん越えて行く關も昔の跡と思へば……………三六
 分きて來し野邊の露とも消えずして思はぬ里の月を見る哉……………三六
 我が戀は細谷川の丸木橋ふみかへされて濁るゝ袖かな……………四一
 わが身こそ明石の浦に旅寝せめ同じ波にも宿る月かな……………四二

ヲの部

惜しからの命なれども今日までにつれなき甲斐の白根をも見つ……………四七

連歌

時鳥名をも雲井にあぐるかな……………三三
 弓はり月のいるにまかせて……………三七
 五月間名をあらはせる今宵哉……………三六
 たそがれ時も過ぬと思ふに……………三六

今様

君をはじめて見る折は……………三三
 千代も経ぬべし姫小松……………三三
 御前の池なる龜岡に……………三三
 鶴こそ群れ居て遊ぶあれ……………三三

佛も首は凡夫なり……………三七
 我等も途には佛なり……………三七
 何も佛性具せる身を……………三七
 隔つるのみこそ悲しけれ……………三七

いもが子ははふほどにこそなりにけれ……………三〇
 たゞもりとりてやしなひにせよ……………三〇

萬の佛の願よりも……………二二
 千手の誓ぞたのもしき……………二二

枯たる草木も忽に……………三三
 花さき實なるとこそは聞け……………三三

舊き都を來て見れば……………三九
 淺茅が原とぞ荒れにける……………三九
 月の光は隈なくて……………三九
 秋風のみぞ身には沁む……………三九

信濃にみんなる木曾路川……………二六

梅樂願は人人はみな……………二六
彌陀の名號唱ふべし……………二二

朗詠

桃李不言春幾暮……………二六

前途程遠し思ひを雁山の夕の雲し馳す……………二六

煙霞無跡音誰栖

羅綺の重衣たる情なき事を機婦に妬む……………二二

漁舟の火の影は寒うして波を焼き……………二二

驛路の鈴の聲は夜山を過ぐ

十惡といへども翁引接す……………二二

南に翔り北に向ふ寒温を秋の雁に付けがたく……………二五

燈闌うしては歌行處氏が涙……………二二

東に出て西に流る只瞻望を曉の月に寄す

瓢箪塵空し草顏淵が巷に溢し……………二六
藜深く鎖せり雨原憲が楓をたす……………二六

大正十二年六月廿日印刷
大正十二年六月三十日發行

平家物語評釋奥附

定價金四圓八拾錢

著者 梅澤精一

編輯兼 東京市牛込區市ヶ谷船河原町十四番地

發行者 佐伯三郎

東京市小石川區西古川町二十二番地

印刷者 棟原富太郎



發行所

東京市牛込區市ヶ谷船河原町十四番地

共益社出版部

振替口座東京五九四一六番

發賣所

阪市外天王寺坂堺線
阿倍野交又点東入

共益社關西支部

振替口座大阪二〇三〇五番

913.45

U74

(7)

終

